

て舎主は給養上左の義務を負担することとなる

(イ) 舎主は其所有する糧秣を供給せざるべからず

(ロ) 舎主に於て所要量を貯へざる時は他より求めて之を補充せざるべからず

即ち部隊の直接行ふ徴發は町村等に要求し何人か之を供給するやを問はざるなり再言すれば徴發は宿舎に關せず只所要の糧秣を得るを以て目的とする點に於て相違あり尙舎主給養は兵卒の勞力を少くし休養上利する所多く當該町村民も當然の義務として請求に應ずる利益あり之に反して部隊の直接行ふ徴發は動もすれば人民の感情を害し或は不安の念を抱かしめ大局の上に於て不利なることあり

第四四八

第四百四十八

炊事ハ軍隊行動間ニ在リテハ主トシテ飯盒ニ依リ駐軍間ハ勉メテ地方ノ炊具ヲ利用スルモノトス而シテ大行李ニ有スル炊具ハ軍隊行動間ハ飯盒炊事ニ便ナラサルカ或ハ之ヲ不利トスル部隊ノ使用ニ供シ駐軍又ハ對陣間ニ在リテハ地方ノ炊具ノ不足ヲ補フ爲使用スルモノトス

飯盒炊事ヲ行フ場合ニ於テハ各部隊長ハ必要ノ規定ヲ設ケ又速ニ井泉ヲ配當シ燃料ヲ分配シ以テ炊事ノ爲戰備ヲ缺キ若ハ混雜ヲ惹起スル等ノ慮ナカラシムルヲ要ス警戒部隊等ニ於テ特ニ然リ

何レノ方法ニ依ルヲ問ハス上空及地上ヨリスル敵ノ偵察ニ對シ特ニ遮蔽スルノ注意ヲ缺クヘカラス

改正要旨

- 一、舊令第三三〇に「大行李ニ有セル炊具ハ軍隊行動間ニ在リテハ警戒隊等ノ合同炊事ヲ必要トスルモノ若ハ本隊中飯盒炊事ニ便ナラサル部隊ノ使用ニ供シ」云々とありたり即ち警戒隊は通常大行李炊具を使用するものの如く見解せらるるも前哨本隊の如きは通常飯盒炊事に依ることを得べく大行李炊具に依るは戦闘間敵に接近せる第一線部隊の爲後方にて炊事を行ふ場合なるを以て警戒隊の文字は多少疑なきにあらざるにより之を削除し尙後段本隊中の文字も必らずしも本隊のみと制限するの必要なし依て本文の如く「飯盒炊事ニ便ナラサルカ或ハ不利トスル部隊ノ使用ニ供シ」と記述し實際に適合せしめたり
- 二、第三項は歐洲戰の經驗に基きて新に此注意を加へられたるものにして如何にして遮蔽すへきやは吾人の研究を要する所なりとす

研究

本條には戰地に於ける各種炊事法利用の要領及飯盒炊事實施上の諸注意を規定せり

一、大行李炊具の利用

大行李炊具ノ利用

大行李に有する炊具は軍隊行動間は飯盒炊事に便ならざるか或は之を不利とする部隊の使用に供し駐軍又は對陣間は地方の炊具の不足を補ふ爲使用するものとす

飯盒炊事に便ならざる時は薪水の所在分量の關係(利用すへき燃料用水少なき時)又部隊の性質(炊事に任ずる人員の僅少)より來るものとす

之を不利とする部隊とは主として警戒の爲部隊の所在地にて飯盒炊事を實施することを得ず又警戒の爲多くの兵力を炊事勤務に充つる餘力なきものを云ふ此場合に於ては後方にて一食分にても大行李炊具を以て炊事し前方に送致すること必要なり

左に戰線に近く飯盒炊事を爲し得ざりし場合に就き一、二の戰例を示さん

(1) 戰線ノ後方ニテ大行李炊具ニテ炊事セシ例(遼陽會戰第一軍)

敵ト近ク相對峙セル第一線部隊ハ常ニ定時ノ食事ヲ爲スヲ得ス執銃ノ儘携帶口糧ヲ嚙ミ或ハ各兵交互匍匐シテ地際ニ入り潜伏シテ飯盒炊事ヲナセリ夜間ノ炊事ハ屢々敵ノ目標トナリ射撃ヲ集中セラレ(喫煙火光モ目標トナリシコトアリキ)危險ノ虞アリシニ由リ給養當局者ハ成ルヘク速ニ後方ニ於テ兵餉ヲ炊事シ夜間ヲ利用シテ行李駄馬ニ依リ戰線ニ運搬シテ分配ヲ行ヒ或ハ戰況上豫備隊モ部隊毎ノ炊事ヲ爲スコト能ハス諸隊大行李ヲ一團トシテ炊事セシコトアリ

(2) 後方適宜ノ場所ニ於テ炊事シ振飯ト爲シ戰線ニ運送シタル例(奉天附近會戰第二師團)

地方炊具ノ利用

會戰間ノ炊事ハ戰團部隊ハ主トシテ飯盒炊事ヲ行ヒ高基嶺附近ニ於テハ數日間敵ト接近シテ相對峙セシニヨリ後方適宜ノ場所ニ於テ炊事シ振飯ヲ製シ戰線ニ運搬スル等ノ手段ヲ採リタリ

二、地方炊具の利用

本令に言ふ地方炊具の利用とは駐軍間各宿舍に於て家庭の炊具を以て炊事する意にして駐軍間此種炊具の利用は給養上最も良く實際に適合する方法なり

地方炊具を利用し得る場合は進んで之を利用するを可とす然れども其使用は前述の特質に考へ軍隊民家に入り舍營を爲す時に於て特に其價值を認め得るものとす

三、飯盒炊事

飯盒を以てする炊事は之を各兵の自由に委せざるを要す然れども必ずしも合同して施行するを要せざるへし是少數毎に行はしむる時は極めて些少の水燃料時間地積等を利用して敵に發見せらるることなく又は行動間寸暇を以て輕易に施行し得る特長あり只部隊長は必要の規定を設け且其監視下に施行せしむるを必要とすへし

今合同して飯盒炊事を行ふ要領を略述すれば

(1) 必要ノ規定ヲ設クル事

飯盒炊事

- (2) 水
井泉ノ配合ハ第一ニ行フヲ要シ中隊ニ少クトモ一個所以上ナルヲ要ス又配當ハ湧出量ヲモ顧慮セサルヘカラス
- (3) 燃料
燃料ハ速ニ配當セサレハ附近ノ樹木等ヲ隨意ニ使用スル如キ弊ニ陥ルノ虞アルノミナラス炊事實施ヲ遅緩セシムルニ至ル又其分配ニハ混雜ヲ來シ蒐集運搬ニ多數ノ勞力ヲ要スルヲ以テ各炊事場毎ニ附近ニ於テ調辦配當スルヲ得ハ最モ可ナリトス
- (4) 炊事單位
炊事ノ爲大隊ヲ一纏トナスハ炊事場ノ選定困難ナルノミナラス喧嘩混雜ハ到底免ルル能ハス又小隊以下ト爲サハ徒ニ單位ヲ多カラシムルノミナラス中隊長ノ手ヲ離レシムルハ適當ナラス勿論土地ノ狀況ニ依リテハ小隊又ハ分隊毎ニ炊事セシムル場合ナキニアラサルモ通常ノ場合中隊毎ニ炊事セシムルヲ便利ナリトス
- (5) 大行李糧秣交付所ノ選定
中隊ヲ炊事ノ單位トスレハ大行李糧秣ヲ分配交付スル爲ニ其交付所ヲ必要トス此地ハ大隊ノ中央後ニシテ各中隊ニ近ク且交通便利ナルハ勿論分配ニ要スル地積ヲ有セサルヘカラス
- (6) 分配ノ方法
大行李糧秣及補足糧秣等ノ分配ハ炊事實施ノ遲速ヲ來ス最大原因ナルヲ以テ特ニ研究ヲ要ス即チ此等ノ糧秣ハ中隊ニ交付スルヲ可トスルヤ或ハ從來ノ分配法ニ準シテ分配スルヲ可トスルヤ或ハ別ニ調理スルコトナク交付スルヤ其他精米精麥ノ混淆ハ大隊ニ於テ爲スカ又ハ中隊ニ於テ爲サシムルカ等フ情況ニ應ジテ決定スルヲ要ス
- (7) 現地物資ノ調辦
現地物資ノ調辦ハ成ルヘク溫和ナル手段ヲ用フルヲ要スト雖特ニ土民反抗ノ意アル場合等ニシテ購買ヲ以テ調辦ノ目的ヲ達スル能ハサルトキハ徵發ノ方法ニ依ラサルヘカラス又購買ヲ爲スニ方リテモ多クノ場合地方官公衙ヲシテ協力セシムルヲ可トス又現地物資調辦上特ニ注意ヲ要スルハ蒐集ノ順序ナリ、例ヘハ部隊ニ於テ諸種ノ給養品ノ分配ヲ受ケタルモ、未ダ燃料ノ交付ヲ受ケサル爲ニ炊事ニ着手スルヲ得サルカ如キ又他ノ諸給養品及燃料ヲ受ケタルモ調味品ナキ爲副食物ノ調理ヲ爲シ得サルカ如キ等是ナリ故ニ現地物資ヲ調達スルニ方リテハ能ク此順序ヲ考定シ是カ爲ニ給養實施ヲ遅カラシムルカ如キ事アルヘカラス
- (8) 炊事場ノ選定及設備
各中隊ノ炊事場ハ之ヲ一箇所ニ選定スルヲ得トスルヤ或ハ小隊以下ニ分割スルヤ又各炊事場ニ於ケル據ノ設備ハ中隊一箇所トナスカ或ハ小隊又ハ分隊毎ト爲スカ等ハ全ク其土地ノ狀況ニ應ズルモノニシテ豫メ一定シ得ヘキモノニアラスト雖縱令中隊一箇所ニ於テ炊事スル場合モ炊事場ハ小隊又ハ分隊ニ分割スルヲ可ナリトス是炊事場ニ於ケル困難ヲ防遏スルト各兵動作ノ自由ヲ得ルト據ノ構築ヲ土地ニ適合セシメ易カラシムルトノ爲ナリ據ノ設備ニ就テハ築營教範ニ其範例ヲ示セリ然レトモ在來ノ堆土、壕其他ヲ利用シテ成ルヘク設備ニ勞力ト時間トヲ省カサルヘカラス
- (9) 飯盒使用區分
飯盒ヲ以テ炊事セントスルニハ飯盒ノ使用區分ヲ規定セサレハ炊事實施亂雜トナリ徒ニ時間ト勞力トヲ費スノミナラス給養ヲ遅カラシムルニ至ルヘシ其使用法ハ數多ノ方法アランモ通常ノ場合ニ於テハ左ノ方法ヲ適當トセン

- 第一回 半數ノ飯盒ヲ以テ二食分ヲ炊飯シ全員ノ夕食トス他ノ半數ノ飯盒ハ副食物ノ調理用ニ供ス、此副食物ハ菜入ニ移シ夕食用ニ供ス
- 第二回 副食物分配後ハ之ニ使用セル飯盒ハ空虛トナリアルカ故ニ之ヲ以テ炊飯ス全員二分ノ一ノ二食分ヲ炊飯シ得
- 第三回 夕食ヲ終リタル飯盒(全數ノ二分ノ一)ヲ以テ炊飯シ之ヲ以テ第二回ノ炊飯ト合シ全員ニ對スル二食分ヲ得

第四四八 炊事方法

湯茶ハ露營火ナル時ハ水ヲ供給セハ各兵水筒ニテ露營火ヲ以テ煮沸スヘシ露營火ナキ時ハ地方ノ釜二、三ヲ徵集シテ煮沸スレハ可ナリ若シ又此釜ヲモ得ラレサル時ハ副食物煮熟ニ三個ヲ要セサルヲ以テ之ヲ利用セハ食食用ノ湯ハ充分ニ供給スルヲ得ヘシ

(10) 炊事従事員ノ數

炊事従事員ハ他兵ヨリ勞力大ナルモノナルヲ以テ戰術上ノ顧慮ヨリ成ルヘク之ヲ減少スルヲ本旨トス、然レトモ減少スルコトニノミ顧慮シ炊事實施ヲ遅カラシムルカ如キコトアルヘカラス
炊事従事員ノ最少限ハ總員ノ約六分の一ナルヘシ其決定ノ基礎ハ六人ヲ一組トシ此六人中ヨリ一名ノ當番ヲ採用シテ炊事ニ従事セシメントスルニ在リ六人ヲ一組ト爲セル所以ハ飯盒ノ運搬ハ他ノ補助材料無クトモ一人六人分ヲ携帶シ得ヘク大行李積載雜詰肉ハ一罐六人分ニ相當シ且炊事中ハ一人ニテ六人分ヲ擔當シ實施シ得ルカ爲ナリ、然レトモ實際小隊、分隊等ニ於テ炊事ヲ實施スル場合ニハ如上ノ割合ヲ以テ當番卒ヲ出シ之ヲ適當ニ配當ヘ炊飯、副食物ノ煮熟、焚火ノ補充、洗濯、調理、分配、運搬ノ諸關係)シ炊事ヲ實施スルモノニシテ六人一組トシテ一人ニテ諸般ノ業務ヲ擔當セシムルニアラス又六人一組ト爲セルハ當番卒數ヲ決定スルノ標準ニ過キス此數ハ所謂最少限ヲ示スモノナルヲ以テ其時ノ情況尙多クノ當番卒ヲ使役シ得ハ三分ノ一乃至四分ノ一ノ補助員ヲ増加スルヲ可トス、然ルトキハ諸種ノ雜務ヲ是等ノ補助員ニ課スルヲ得、從ツテ炊事實施ヲ速ナラシムルヲ得ヘシ

飯盒炊事實施に方りては「各部隊長ハ必要ノ規定ヲ設ケ又速ニ井泉ヲ配當シ燃料ヲ分配シ」云々と規定せり其理由は同項末段に示す如く炊事の爲戰備の完全を缺き若は混雜を惹起する等の虞なからしむるの目的に外ならず

左に隊長の規定を要すヘキ事項に關し一例を示さんとす

(甲) 大隊長ノ規定スヘキ事項

(一) 一般的规定 (平素ヨリ各幹部ニ知ラシムヘキ事項)

- (1) 火ノ取締ニ注意シ火災ヲ豫防スヘキコト
- (2) 燃料、水ノ節約ヲ忘レテ濫用ニ流レサルコト
- (3) 民家ニ入りテ各個ニ器物ヲ借り受ケ、無斷燃料ヲ徵用セサルコト
- (4) 近ク良水ヲ求メ得サルトキハ動モスレハ勞力ヲ惜ミ汚水ニテ炊事スルコトアリ夜間ニ於テ特ニ然リ其結果恐ルヘキ傳染病ノ原因ヲナスコトアリ
- (5) 糧秣ノ分配ハ困難ニシテ確實ヲ缺キ不公平トナリ易シ
- (6) 分配ニ方リ初メト終リトニ不均一ナラサル様注意スルコト
- (7) 野外ニ於テハ副食物調理動モスレハ粗糲トナリ易シ又調理不熟練ナル爲常ニ同一調理ニ傾キ易シ
- (8) 疲勞甚ダシキ時ハ十分ナル炊事調理ヲナス僅ニ飢ヲ凌ク操作ニ止メテ就眠シ榮養不長ニ陥ルコトアリ
- (9) 宿營地一般ニ不潔トナリ易シ

(二) 宿營ノ際其都度規定スヘキ事項

- (1) 炊事ノ單位及方法
中隊一地ニ炊事スルカ地方炊具ヲ利用セシムルカ等
- (2) 炊事場ノ位置
露營火ヲ利用セシムルカ後方ニテ炊事セシムルカ及其位置等

- (3) 井水ノ配當(井戸不足又ハ一方ニ偏在スルトキ等)
- (4) 主食、副食、燃料ノ分配又ハ調辨法
- (5) 警戒上探ルヘキ手段

(乙) 中隊長ノ規定スヘキ事項

- (1) 炊事監督將校(又ハ特務曹長)ヲ選定ス

- (2) 炊事方法、炊事場ノ指示

中隊一團トナルカ小隊毎ニ井水ヲ配當シテ爲サシムルカ各宿舍毎ニ爲サシムルカ地方炊具ヲ利用セシムルカ等

- (3) 炊事ノ擔任

第一小隊ノ分ヲ第二小隊ニテ擔任スル等

- (4) 糧秣分配時刻、場所、順序

- (5) 用水ノ監視、汲水ノ規定

- (6) 炊事場、井戸等ヘノ道路標示

- (7) 火光ヲ遮蔽スル注意

- (8) 警戒ノ爲探ルヘキ手段

(丙) 各兵卒ニ知ラシムヘキ事項

- (1) 火ノ取締、火災ノ豫防

- (2) 燃料ト水ノ節約ヲ忘レテ濫用ニ流レサルコト

- (3) 民家ニ入りテ各個ニ器物ヲ借り受ケ無斷燃料ヲ徵用セサルコト

上空、地上ニ對スル遮蔽

四、炊事と上空及地上よりする偵察に對する遮蔽

本條に「上空及地上ヨリスル敵ノ偵察ニ對シ特ニ遮蔽スルノ注意ヲ缺クヘカラス」とあり、第二〇七に「前哨中隊ニ於テ飯盒炊事ヲ爲スノ已ムヲ得サルトキハ火炎ヲ上空及敵方ニ暴露セサル如ク細心ノ注意ヲ爲スヲ要ス」とあり又第三四四(舍營)に「屋外ニ於ケル炊事ハ上空ニ對シ暴露スルコト大ナルヲ以テ勉メテ之ヲ避ケ云々」と規定せり上空及地上よりする偵察に對する遮蔽の爲には特に燃料の種類を制限し戦備の度に應じて木炭を使用せしめ或は其他の無煙無火燃料を使用せしめざるべからざることあるのみならず上空に對し遮蔽の爲諸種の設備を必要とすることあり

五、將來戰の爲にする炊具炊事方法の研究

航空機の發達、火器の進歩、夜間行動の増加に伴ひ將來の戰爭に於て我野戰軍給養か現行の炊具及炊事法に據るべからざるは歐洲戰の實驗に徴して明かなり各國軍

將來戰ノ炊事

か競うて野戦炊事車、保熱炊具を採用し燃料として固形酒精、燬性石灰、骸炭等の無煙、無火燃料を使用せしは切に其必要に迫られたる結果にして我將來に對し一大教訓を垂れたるものと言ふへし

(1) 現行炊具の改正

我現制炊事具は各自携帯の二食炊飯盒及定式炊具にして是等のものは新時代の要求としては改善の餘地あるものと認めらる

(イ) 現制ノ飯盒

現制ノ飯盒ハ「二食炊キ」ニシテ一日ノ食事ニ二回ノ炊事ヲ行ハサルヘカラス給養ヲ遅緩ナラシメ勞力、手數ヲ要スルコト多シ著者嘗テ三食炊キ飯盒數個ヲ作成シテ自ラ試驗ヲ行ヒタルニ現制飯盒ニ比シ時間、勞力、燃料、水ハ何レモ二分ノ一ニテ足ルコトヲ實驗セリ飯盒ノ量目ハ僅カニ二十匁ヲ増加セハ可ナリ尙左ニ各國ニ於テ使用スル飯盒ノ内容及重量ヲ示シ參考ニ資セントス

	内容	重量
獨 國	一升五合	一二七匁
佛 國	一、五四	一三、七
日 本	〇、九〇	一一、七

(註) 金質ハ總テ「アルミニウム」ナリ

(ロ) 野戦炊事車

各兵ヲシテ自ラ炊事調理ヲ爲サシムルコトハ兵卒ノ疲勞ヲ大ナラシメ各種ノ弊害ヲ伴フコトヲ實驗シ各國軍共飯盒ノ應用ハ其範圍ヲ減少シ現今何レモ野戦炊事車ヲ携行シテ以上弊害ヲ除クニカム

露國ハ已ニ日露戰役ノ當時之ヲ採用シ廣ク全軍ニ配當セリ日露戰役後一、九〇八年獨、澳匈國軍共ニ之ヲ採用シ次テ英、米、白軍モ之ヲ採用セリ

野戦炊事車ハ各國共中隊ニ一輛ヲ備ヘ小行李ト共ニ行動シ獨軍ノモノハ車上ニテ炊事シタルモノノ外携帯口糧一日分ヲ運搬ス航空機ノ發達ニ伴ヒ戰線ニ近ク炊事ヲ行フコト益々困難トナリ夕食前大行李ノ到着モ各種ノ障礙ノ爲ニ豫知シ得サルヘキヲ以テ要スレハ一食分ニテモ野戦炊事車ニ依頼スルノ必要ヲ生スルニ至ルヘシ

(ハ) 野戦炊事自動車

現戰爭ニ於テ野戦炊事車ノ外ニ英、佛、露、獨、白軍等ハ民間ノ寄附ニ依リ或ハ試驗的ニ自動車ニ設備セル炊具ヲ使用セリ我軍ニ於テモ將來ノ戰爭ニ於テ必ス之ヲ採用スル時アルヘシ今ヨリ其研究ニ著手スルハ又必要ノコトナリ

(ニ) 保熱炊具

保熱炊具トハ應用材料ヲ以テ作製セル簡單ナル炊具ニシテ外面ト内面トノ間ニ不良導性ノモノ(乾草)ヲ充填シ短時間直火煮沸ノ後爾後ノ煮沸ヲ内面内ニテ自然ニ行ハシムルモノナリ換言スレハ食品ヲ最少時間直火ニテ煮沸シ之ニ保有セル自燃ヲ利用シテ爾後ノ煮熟及保温ヲ爲スモノニシテ其保温時間ハ品種ニ依リ異ナルモ八乃至二十四時間トス此方法ハ歐洲戰ニ於テ各國軍ノ利用セル所ニシテ我炊飯ノ如キニハ最モ之ニ適スト信ス

(2) 無煙、無火炊事法の研究

敵軍ノ觀測ニ對スル顧慮以外ニ温食ヲ給與スルハ衛生上、嗜好上各國軍ノ等シク苦心セシ所ナリ軍隊所在地特ニ壘壕戰ノ初期ニ於テハ廢物利用ノ混爐(空罐等ヲ利用セリ)ニ依リ木炭、粉炭、骸炭ヲ用ヒテ炊事セシモ後各國共固形酒精ヲ正規補給

品ノ内ニ加ヘ陣地ニテ炊事ヲ要スル場合ニハ之ヲ使用セリ、煨性石灰ニ依ル無火加熱モ佛軍ノ案出セシ所ニシテ外面ヲ木製トシ内面ニハ金屬製ノモノヲ用ヒ兩者ノ間隙ニ乾草、藁又ハ木屑ノ如キ熱ノ不長導體ヲ充填シ更ニ内面中ニ密閉シタル食器ヲ入レ其周圍ヲ煨性石灰ヲ以テ充實シ水ヲ注入シ其發熱ニ依リテ煮熟セリ、此等各種ノ無煙若ハ無火炊事ノ方法ハ軍隊ノ所在ヲ秘匿シ且濕食給與ノ上ニ極メテ必要ナリ

第四四九

第四四十九 適良ナル飲料水ヲ得難キ地方ニ在リテハ各級指揮官ハ水ノ補充ニ關シ周到ナル注意ヲ爲スヲ要ス之カ爲高級指揮官ハ他ヨリ兵水ヲ得テ之ヲ諸隊ノ位置ニ輸送分配スルヲ要スルコトアリ此ノ如キ場合諸隊ニ沸水車ヲ携行セシムルヲ得ハ一層便ナリトス

改正要旨

過去戰役ノ苦き實驗に基き之カ必要を認め新に増補せられたるものとす依て平素より是等事項に於て實際の研究を遂げ置くこと必要なり

研究

本條は給水困難なる場合に於ける各級指揮官の注意及給水方法に就き規定したるものとす

給水に困難したる例

日露戰役中給水に困難せし顯著なる場合を例示せば次の如し

1. 金州、南山ノ戰鬪ニ際シ我軍ハ河床ヲ掘開スルモ水ナク各部隊ハ數吉米ヲ隔テタル山麓ノ一井ヨリ之ヲ得露營司令官ハ嚴ニ各部隊ノ給水時間ヲ指定セリ然レトモ尙十分ナル能ハサリシヲ以テ各部隊ハ更ニ遠隔ノ部落ヨリ井水ヲ支那車輛ニテ運搬シテ漸ク其需要ヲ充タセリ
2. 第十二師團本溪湖方面ノ戰鬪ニ於テハ各部隊戰列兵ノ一部ヲ割キ水筒ヲ集メ後方部落ヨリ水ヲ得又山上ニ位置セル部隊ハ二、三百米乃至二、三千米ノ距離ヨリ之ヲ運搬シ情況ニ依リテハ終日飲料水ヲ缺キタルコトアリ
3. 沙河對陣中ハ部隊ニ依リ水ヲ鑽リテ河水又ハ池水ヲ吸ミ取りタルモノ少ナカラス
奉天會戰當初ニ至リテハ給水ノ困難一層甚シク戰鬪中各軍共若干部隊ハ或ハ水塊ヲ嚼ミ或ハ夜間後方部落ヨリ水筒、空樽等ニ温水ヲ充タシ或ハ密ニ敵前ニ出テ水塊ヲ索メ或ハ又各地ノ雪ヲ集メ加熱シテ水ヲ得タルモノサヘアリ
4. 第十一師團大小孤山附近占領中某部隊ノ如キハ一人一日僅ニ三合ノ飲料水ヲ得タルニ過キサリキ又二〇三高地方面ニ於テハ土民ノ夜間飲料水ヲ後方部落ヨリ運搬シテ之ヲ軍中ニ需クモノアルニ至レリ

大規模に給水を設備せる例

歐洲戰役ニ於テ各國軍ハ必要ニ應シ頗ル大規模ノ給水設備ヲ施シタリ今左ニ伊軍及英軍ニ關スル此等ノ設備要領ヲ掲ク

1. 伊軍

伊軍ハ「アマゴ」高原及「カルソ」地方ニ初メ自動車「タンク」ヲ使用シテ給水セシモ其結果良好ナラサリシヲ以テ遂ニ多量ノ兵水ヲ有スル地點ニ「ボンブ」所ヲ設備シテ貯水所ト爲シ水管送水法ニ依リ電氣動力ヲ利用シテ第一線ニ配水セリ該水管ヲ延長シ得サル部隊ノ爲ニハ其末端ニ貯水所ヲ設ケテ之ニ便セリ、然レトモ冬季凍結又ハ故障ノ發生ヲ顧慮シ別ニ自動車タンク、樽、水囊等ヲ準備セリ

第四四九 飲料水の補充

「シナイ」半島ノ沙漠作戦ニ於テ英國ハ該沙漠ヲ横斷シ鐵道ニ沿フ十二時ノ大鐵管ヲ埋設シ一方ニ於テハ「ナイル」河ノ水ヲ「カンタラ」ニテ淨水シ送水用發動機ヲ以テ遂次中繼シテ送水セリ該鐵管ノ總延長三七六吉米ノ長キニ達セリ
又「バレンスタイン」英土兩軍對陣間英軍ハ其猶太高地ノ友軍ニ對シ六時、四時、二時等各種ノ鐵管ヲ支給シ後方ニ於ケル各部落井泉ノ位置ヨリ小發動機ヲ以テ山上ノ陣地ニ給水ヲ實施セリ

第三章 兵站

第四百九十八 大ナル軍隊兵站管區ヲ通過スル場合ハ當該軍隊指揮官及兵站監ハ其行軍、宿營及糧秣ノ準備等ニ關シ各上級指揮官ヨリ豫メ命令ヲ受領シ之ニ基キテ所要ノ施設ヲ爲スモノトス其宿營設備ニ關シテハ當該軍隊自ラ之ニ任シ糧秣中主要ナルモノハ兵站部之ヲ支給シ其他ハ當該部隊自ラ調辦スルニ使ナル如ク兵站部ニ於テ豫メ之ヲ準備スルヲ常トス云々

改正要旨

舊令第四八〇第一項後段には單に「其宿營ニ關シテハ當該軍隊自ラ之ニ任シ糧秣ノ準備ハ兵站部之ヲ擔任スルヲ常トス」とありたるを更に具體的に記述し實際に適合するやう改めたり而して本文中糧秣中主要なるものは野戰衣糧廠(若は同)の設置ある兵站地に於ては同廠より交付するを例とす

研究

本條は兵站管區内を通過する大部隊及一時兵站管區内に位置し若は行動する野戰部隊の宿營給養に關する規定なり尙兵站の給養としては本文の外兵站管區を通過する單獨者、小部隊及兵站諸部隊に關するものあること勿論なり

一、兵站到ける給養の本義

兵站管區内にある部隊の給養は情況如何に拘はらず地方物資を應用して内地よりの追送を輕減し且蓄積糧秣の減少を避くることに力めざるへからず
従つて給養は舍主の供給に依り得るやう設備することを得るは最も便なり之を爲す能はざるときは其部隊の需要は成るべく之を自己の調辦に委ね已むを得ざるもののみ兵站司令部(若は支部)又は野戰衣糧廠(若は支廠)より分配するを可とす
之か爲豫め管區内物資、宿營力の情況等を精査して宿營及物資調辦地區の配當等に便し、管區内の住民を獎勵して農耕、漁業を盛ならしめ或は市場を開設せしめ時宜に依り地方行政官、衛或は有力者をして給養に盡力せしむる等の手段を講ずるを必要とす

二、兵站到ける給養實施方法

第四九八 兵站地通過部隊及兵站管區内に位置する部隊の給養

兵站の給養は前述の趣旨に依り左の如く實施するを通常とすへし

(イ)單獨者、小部隊(給養單位を爲せる部隊は(ハ)に依る)

舎主より或は兵站司令部(支部)にて炊事せしものを又は豫め定めたる請負人より之を供給せしむ

總て兵站線路を往復する軍隊及單獨者は高等司令部、兵站司令部又は兵站基地司令部に於て調製せる軍用旅券を携帶せざるへからず各兵站司令部は之に依り宿舎の供給並給養を爲すものとす

(ロ)大なる軍隊兵站管區を通過するとき

兵站監は其宿營、行軍及給養等に關し上司より豫め命令を受領し之に基きて準備するを通常とす

(ハ)兵站管區内に位置し若は行動する部隊(兵站諸部隊共)

糧秣は市場に就き又は地區を配當し現地調辨せしめ、不足は野戰衣糧廠(支廠)又は兵站司令部(支部)より交付し部隊をして炊事せしむるを通常とす

軍隊及單獨の軍人軍屬は總て兵站司令部若は他の兵站官衙の同意を得ることなくして兵站管區内に於て物資及運搬具等の調達を爲すへからず

戰例(西伯利出兵給養史)

兵站地通行人馬給養規定、大正九、三、二〇、站、主二八三

第三章 兵站地宿營間ノ給養

第十五條 各部隊兵站地宿營間ノ給養ハ部隊自炊ヲ本旨トシ所要糧秣、燃料(要スレ)ハ兵站司令部ヨリ交付スルモノトス但シ軍倉庫所在地ハ通常倉庫ヨリ直接交付(水ヲ除ク)スルモノトス

第十六條 人員少數ナル部隊ノ兵站地ニ於ケル炊事ハ兵站司令部ニ於テ實施供給スル等便宜ヲ計ルモノトス

第十七條 兵站司令部ニ於ケル宿營設備ノ關係上地方旅館ニ宿泊セシムルトキハ別表第二旅籠料ノ範圍内ヲ以テ給養スルモノトス

第十八條 前條ノ場合ニ於テ土地ノ狀況ニ依リ必要アル場合ハ糧食ヲ現品ニテ交付スルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ旅籠料中ノ食料ニ代ヘ炊事代ヲ支拂フモノトス

第十九條 兵站地宿泊者ニ對スル加給品ハ定日ヲ以テ給與スルモノトス但シ到着日夕食ニ於テハ特ニ清酒ヲ加給スルモノトス

第五〇〇

第五百 軍隊兵站ヨリ軍需品ノ補給ヲ受クルニ方リテハ通常各自ノ輜重ヲ用ヒ軍補給諸廠或ハ兵站司令部又ハ同支部ニ就キ

受領スルモノトス而シテ此補給ヲ容易ナラシムル爲軍補給諸廠ノ支廠ヲ兵站線路ノ端末ニ近ク設置シ且其補給點ヲ更ニ前方ニ推進シ直接軍隊ノ輜重ニ連絡セシム殊ニ行動間ハ兵站輸送機關ハ兵站末地ヲ越エテ前進セシムルヲ要スルコト多シ

又兵站輸送機關ヲ一時師團ニ配屬シ若ハ軍司令官ノ直轄トスルヲ要スルコトアリ

兵站輸送機關ニシテ軍ノ直轄管區内ニ行動スルモノハ同管區ニ在ル高級指揮官若ハ之ニ屬スル輜重隊長等ヨリ所要ノ區處ヲ

第五〇〇 兵站よりの軍需品補給

改正要旨

- 一、戦時編制(特に輜重兵大隊)の改正に伴ひ兵站の推進に關し左の如く其記述を改めたり
- (イ)軍補給諸廠の支廠を兵站線路の端末に近く設置す
- (ロ)作戦の進捗に伴ひ其補給點を末地を越えて更に前方に推進す
- (ハ)行動間は兵站輸送機關をして兵站末地を越えて直接師團輜重に連絡せしむ
- 二、兵站輸送機關を一時師團に配屬し若は軍司令官の直轄と爲すことある旨を加へたり

研究

一、兵站より軍需品の補給

軍隊兵站より軍需品の補給を受けるに方りては通常各自の輜重を用ひ軍補給諸廠或は兵站司令部又は同支部に就き受領するものとす

- (1)軍補給諸廠の支廠を兵站線路の端末に近く設置す

茲に軍補給諸廠とは野戰砲兵廠、野戰工兵廠、野戰航空廠、野戰自動車廠、野戰衣糧

廠、豫備馬廠、野戰衛生材料廠の七を謂ふ

兵站末地は軍行動間は日々移動するを例とす補給諸廠の支廠は其都度移動することなし故に兵站線路の端末に近くと指示せり

- (2)作戦の進捗に伴ひ其補給點を末地を越えて更に前方に推進す

陣地攻撃等に於て戦線の前方に移りたる場合兵站は軍需品の一部を末地を越えて前方に集積し又移動的に兵站輸送機關を進め直接軍隊の輜重と連絡せしめて其補給を容易ならしむ

- (3)特に行動間は兵站輸送機關をして兵站末地を越え直接軍隊輜重に連絡せしむ糧秣の如き師團糧食輜重○中隊なるを以て後方兵站地に歸還することなく師團輜重に近く跟随する兵站輜重より直接其補給を受く

軍駐軍、戰鬪、行軍間に於ける兵站補給機關の端末位置の決定並師團輜重と兵站輜重との連繫方法は第四四〇の研究第四に述べたるか如し

二、兵站輸送機關を師團に配屬及軍の直轄と爲す場合

糧秣補給の爲兵站輸送機關を一時師團に配屬することあり其場合に關し兵站○

○に左の如く指示せり

師團輜重兵中隊ハ夜間ノ行動ヲ要スルコト甚タ多キヲ以テ軍ノ日程六里ヲ超過スルカ又ハ長時日ニ互リ連続前進スルカ或ハ師團ノ直後ニ多クノ軍直轄部隊ヲ續行シアル等ノ場合ニ於テハ兵站輜重兵中隊ノ行動ヲ緩和スルヲ要スルコトアリ 此場合ニ於テモ通常〇中隊ヲ配屬スルヲ最大限トスルヲ可トス然レトモ師團ヲシテ輜重ヲ有セサル軍直轄部隊ノ給養ヲモ擔任セシムル場合ニ於テハ更ニ所要ノ兵站輜重兵中隊ヲ配屬シ又追撃、迂回等特別ノ狀況ニ於テハ所要ノ師團ニ數中隊ヲ配屬スルヲ可トスルコトアリ

以上の如く示すと雖兵站輜重を師團に配屬するは編制改正の趣旨(糧食中隊を〇中隊に配屬し)より全く例外にして兵站の追及困難なる場合等已むを得ざる場合に限るものとす

次に兵站輜重を一時軍司令官の直轄とするは所謂各國の軍輜重として使用せんとするものにして臨機大部隊の兵力轉用を行はんとする場合等に此方法を採用することあるへし

第十一編 鐵道及船舶輸送

第二章 鐵道

第五百五五

大輸送ニ於ケル途中ノ給養ハ通常定メラレタル給養停車場ニ於テシ當該停車場司令官若ハ特ニ設置セラレタル機關之ヲ擔任ス之カ爲給送指揮官ハ發車停車場出發前及給養停車場到着後當該停車場司令官等ニ給養人馬數及給養區分(朝、晝、夕食)ヲ告知スヘシ

但シ小ナル輸送ニシテ前項ノ機關ナキトキハ被輸送部隊自ラ給養ヲ實施スル爲通常所要ノ人員ヲ先遣シ之カ準備ヲ爲サシム又情況ニ依リ列車内ニ於テ炊事セシムルコトアリ

改正要旨

一、給養の實施を確實ならしむる爲輸送指揮官は發車停車場出發前、給養停車場到着後の兩度に給養人馬數及給養區分を擔任者に通報するの規定を加へたり

二、小輸送にして停車場に於て給養の機關なき場合の給養方法及列車内に於て炊事を行はしむることある旨を加へたり

研究

本條は大輸送及小輸送の場合に於ける給養の要領を示したるものとす

一、給養停車場の設置

給養停車場は成るべく大市街地、衛戍地其他給養品の調達に便にして特に設備を要すること少なき停車場に設定す

給養停車場としては糧秣倉庫、炊事場、食堂、休憩場、便所を設備し食器、飲馬用貯水器を準備する等特種の設備を爲すものとす、其数は二十四時間に概ね三回適當なる時刻に給養し得ることを基礎として決定す但し大輸送に在りては總ての軍隊を同一停車場に於て必ず一回宛給養することは多くは適當ならず是各列車の到着時刻不同なると喫食の時間を短縮せざるべからざる等の不利あればなり故に給養停車場は適宜其數を多くするを可とす

二、給養停車場に於ける糧秣の準備並給養の擔任

給養停車場に於ける糧秣の準備は左の方法に依る

- (イ) 其地所管經理部より直接に停車場司令官等に糧秣を交付して炊事せしむ
- (ロ) 經理部に於て請負者を命じて供給せしむ

但し馬糧は通常出發の際若干を携帯せしめ其他は途中に於て之を補給す而して多くは一日二回に分與するを以て給養停車場中糧食のみを給して馬糧を給

せざるものあるへし

其給養は當該停車場司令官若は特に設置せられたる機關(師團より派遣せられたる給養委員の如き)之に任す

輸送指揮官は發車停車場出發前(通常電報又は驛電話を利用す)更に給養停車場到着後當該司令官に給養人馬數、給養區分(朝、晝、夕食)を告知するものとす

三、輸送間に於ける糧秣定量

糧秣の定量は戰時給與規則細則附表(第二表)に依るべきものとす人は一般定量と異なる所なきも馬匹は輸送中其定量を異にす、同しく附表第二に

鐵道船舶輸送中ノ馬糧

品種	一日一馬ノ定量	備考
大麦	三升	食慾減少セル馬匹ノ爲ニハ必要ノ食鹽ヲ加給スルコトヲ得
燕麥	四升	
內一種	一升	
干草	一貫匁	

とあり從來馬匹の鐵道及船舶輸送間に於て消化器病に罹るもの多きは主として濃

厚飼料たる穀類の給與量多きに失し干草藁等の給與量不足なるに起因するもの
如し大正九年五月(西發第四)を以て前掲第二表の馬糧は當分の内左の品種數量を基
準とすへき旨を示されたり

品名	日量	摘要
大麦	二升五合	一、大麦(燕麥)ノ一部ニ數ヲ代用スルコトヲ得 二、物資ノ關係上本表ノ品種ヲ調達スル能ハサルトキ其他 特別ノ必要アルトキハ適宜代用品ヲ充當スルコトヲ得
燕麥	三升五合	
干草	一貫五百匁	
切藁	二百匁	
食鹽	五匁	

小輸送部隊ノ給養

四、小なる輸送部隊の給養

普通列車等に託して輸送せらるる小部隊は自ら給養を實施する爲所要の人員を先遣して準備せしむ即ち普通旅客の爲に準備せる辨當を購買し豫め驛長等に依頼し同請負人をして準備せしめ或は食堂車を利用して給養を實施するを例とす
代金を支給し各人をして適宜所辨せしむるは單獨旅行せしむる場合に限るへし停車場に於ける給養は概ね上述の如くなるも時宜に依り列車内に炊事の設備を

戦例

爲し兵卒をして自ら調理せしめ列車内にて給養するを可とすることあり
該炊事は列車内に設備せるものにより飯盒炊事又は合同炊事を行ふものにして何れも今次西伯利出兵に於て經驗せし所なり然れども其設備は何れも不完全なりしを以て豫期の目的を達し得ざりき將來本設備に關する研究を重ね有事の用に供するを要す

五、鐵道輸送間に於ける給養の例

- (イ)大正三、四年日獨戰役ニ在リテハ第十八師團ヲ基幹トスル獨立第十八師團ヲ出征セシムル爲大部ハ長崎ニ、一部ハ大阪、宇品等ニ集中セシメ其輸送ハ主トシテ鐵道ニ依リ一部ハ陸路行軍ニ依レリ
- 中央部ニ於テハ其給養ノ爲運行時間短少ナル部隊ハ所要ノ糧秣ヲ携帶乗車セシメ然ラサルモノハ沿線所管ノ師團ヲシテ給養ヲ擔任セシメタリ又小數列車ニ止マリ且衛戍地ニアラサル驛ニ於テハ鐵道省ニ依頼シテ驛長ヲシテ準備セシムルコトトセリ
- 其額ハ一食ニ付將官十八錢、准士官以上十四錢、下士以下十錢トシ食器損料等ハ此以外ニシテ實費支辨トセリ
- 以上ニ基キ其大部ハ行尉及馬糧ト屯營ヨリ携帶乗車セシカ一部ハ給養停車場ニ於テシ又陸路行軍セシ部隊ハ人ハ舍主ノ供給ニ依リ、馬糧ハ部隊ノ直接購買セシモノヲ以テ給養セリ
- (ロ)明治三十七、八年日露戰役ニ於テハ出征軍ノ大部ハ廣島ニ、一部ハ大阪、長崎等ニ集中シ輸送ハ鐵道又ハ船舶輸送若ハ徒步行軍ニ依レリ
- 其鐵道輸送ハ稍々長距離ニ互リシヲ以テ約六時間行程毎ニ給養停車場ヲ設ケ(例へハ宇都宮、新宿、沼津、濱松、名古屋ノ如シ)左記標準ニ依リ諸設備ヲ行ヘリ、而シテ給養停車場ニ於ケル給養法ハ概シテ大部隊連續輸送ノ場合ハ精米ハ所管經理部

ヨリ現品ヲ以テ交付シ副食物ハ賄料定額ヲ目途トシテ停車場司令部ニ於テ炊事供給シ其他ハ請負人ヲシテ供給セシメタリ
左記

(1) 休憩場兼食堂

約百六十坪ヲ新築シ之ニ將校二十人分、下士以下五百人分ノ食卓及腰掛ヲ備付ク

(2) 炊事場

約四十坪ヲ新築シ之ニ一日約七千人ニ供給ノ炊事装置及炊事具並食器ヲ備付ク

(3) 便所

將校用ト下士以下用トヲ區別シ將校用ハ二人、下士以下用ハ二十人同時ニ用便シ得ル兩便所ヲ設備セリ但シ軍隊ノ多少ニ依リテ適當ニ斟酌セリ

(ハ)西伯利出兵ニ際シ内地鐵道輸送間ニ於ケル給養ハ左記規定ニ依リ通過地所管ノ師團ヲシテ擔任セシメタリ

1. 鐵道輸送間ノ人馬ハ必要ニ應シ左記(略ス)停車場ニ於テ給養ス

(本給養停車場ハ其實施ニ方リ運行時間ニ適應スルヤウ其數ヲ増加セリ)

2. 前項ノ停車場ニハ給養所、團團等ヲ特別ニ増築セス

3. 給養ヲ行フヘキ部隊、時期及停車場ハ鐵道輸送計畫書ヲ以テ豫メ參謀總長ヨリ給養地所管師團長ニ通達ス

4. 給養地所管師團長ハ前項ノ達ニ依リ給養委員ヲ關係停車場ニ派遣シテ輸送人馬ノ給養ヲ實施スヘシ

5. 給養委員ハ給養ヲ行フヘキ人馬數ノ豫報ヲ受ク輸送指揮官ハ發車停車場出發前當該停車場司令官ニ又給養地到着後當該

停車場ニ於ケル給養委員ニ現在人馬數及給養區分(朝、晝、夕食)ヲ告知シ該停車場司令官若ハ給養委員ハ之ヲ次ノ給養委員ニ電告スルモノトス

6. 給養委員撤退ノ時期ハ參謀總長ヨリ關係師團長ニ通達ス

7. 内地鐵道輸送間ノ食料ハ左ノ規定ニ依リテ實費支辨トス

將官三十五錢、准士官以上三十錢下士以下二十錢

又鐵道輸送間ニ於ケル馬糧ノ定量ハ大正九年五月更ニ改正ヲ加ヘ左ノ標準ニ據ラシメタリ

大麥二升五合(又ハ燕麥三升五合)、干草一貫五百匁、切藜二百匁、食鹽五匁、但シ大麥(燕麥)ノ一部ニ穀ヲ代用スルコ

トヲ得又物資ノ關係上本表ノ品種ヲ調達スル能ハサルトキ其他特別ノ必要アルトキハ適宜代用品ヲ充當スルコトヲ得

第五百五十六

輸送間兵員ノ給養ハ特ニ施設セル食堂ニ於テスルカ又ハ出發前若ハ途中停車場ニ於テ辨當ヲ支給シ車内ニ於テ食事セシム而シテ食事ニ要スル湯茶等ハ適當ノ停車場ニ於テ之ヲ準備スルモノトス

改正要旨

舊令第四二四給養停車場ニ於テハ停車時間ヲ十分ニ與ヘ兵員ノ爲食堂ニ於テ溫食ヲ給スルヲ常トス」とありたるも列車の改善、輸送時間短縮の結果本文の如く記述を改め單に食事は食堂に於てする場合と辨當を支給し車内に於て食事せしむる場合との二様あることを示すに止めたり

研究

本條は人の給養に關し規定したるものなり
 輸送間兵員の給養は特に施設せる食堂に於てするか又は車内に於てす而して食堂に於て給養を實施するときは温食を給することに力むるものとす
 停車時間僅少なるか又は需要大にして一時に供給し能はざる時は調辨及調理の迅速なるものを選定し乗車の際又は途中にて行厨として交付し車内にて食事せしむ
 乗車の際食事を携行せしむる場合は通常兵營(又は)より携行し途中にて支給するときは停車場司令部より交付し或は請負人辨當販賣人(人員少)をして供給せしむ
 食事に要する湯茶は適當の停車場に於て準備支給するものとす

第五五七

第五百五十七 馬糧ハ通常出發ノ際若干ヲ携行セシメ其他ハ途中ノ停車場ニ於テ之ヲ支給ス馬匹ノ水與及飼付ハ搭載ノ備車
 内ニ於テ水囊及麥囊ヲ以テスルモノトス而シテ輸送指揮官ハ輸送間飼料ノ配合ニ注意シ且水及干草ノ飼與ヲ勵行シ以テ馬匹
 ノ保健ニ注意スルコト極メテ必要ナリ暑熱烈シキ季節ニ於テ殊ニ然リトス

改正要旨

舊令第四二五及同第四二六を併合整理したるものなり而して輸送指揮官は馬匹

の保健上必要なるを以て輸送中飼料の配給に注意し又水與の外干草の飼與をも勵行すへき旨を加へたり
 又準備なき停車場に於て馬匹に水と與ふことは困難なるのみならず水與の爲の給養停車場の間隔を適當にし豫め飲料水を準備せしむべきものなるを以て誤解を避くる爲舊令第四二六は之を削除したり

研究

本條は馬匹の給養に關する規定なり

馬糧ノ準備

一、馬糧の準備

出發の際は携帶品は經理部より交付し或は各自營内より携帶することあるへし
 其他は途中給養停車場等に於て停車場司令部又は請負人より交付を受く但し僅少なる輸送にありては初めより其全部を携行せしむることあるへし
 給養停車場にて分配する時は各品種を配合して直に各貨車に積込み得る準備必要なり

水與ノ標準量

二、水與の標準量

戰時給與規則附表第二に特別ノ狀況ニ依リ飲料水ノ給與ヲ要スルトキハ一頭ノ

日量ハ一斗ヲ以テ標準トス」とあり

築營教範第四十一ニ

馬匹一回ノ飲料ハ平均六升(約一「リットル」)トス但シ一日二回給水ス

水槽ハ容積四分ノ三ヲ有效量ト算スヘシ

馬匹一群ノ飲水時間ハ約五分時トス但シ水槽ヲ直ニ地上ニ置クトキハ飲水ノ爲ニ尙多クノ時間ヲ要ス

第三章 船舶

第三章 船舶

第五九一

第五百九十一

船内ニ於ケル軍隊ノ給養ハ人馬共ニ船主ノ供給ニ依ルカ現品官給ニ依ルカ若ハ之ヲ併用ス而シテ其何レニ依ルヘキカハ輸送ヲ命スル長官之ヲ定ムルモノトス

船内ニ於ケル給養品ノ調理炊事ハ船員之ヲ行フヲ例トス

改正要旨

- 一、第一項は舊令第四六三の記述を改めたるものにして趣旨に於て變化なし
- 二、調理炊事に關しては舊令第四六四に「現品官給ノ場合ハ軍隊ヲシテ自ラ調理炊事ヲ爲サシムルコトアリ」とありたるも船内に於ては調理炊事は何れの給養法に

依る場合も船員之を行ふことに改めたり

研究

本條は船中に於ける人馬給養の方法並何人か其方法を定むべきやを示せり

一、船中に於ける給養方法

船内に於ける給養は左の諸法中孰れかに依るべきものとし給養を命する長官

(參謀總長)之を決定す

- 1. 人馬共に船主の供給に依る
- 2. 人馬共に現品官給の方法に依る
- 3. 前兩者を併用す

一般に現品官給の方法は給養確實なるも軍部に於て手数を要すること多く船主に供給せしむるときは給養粗惡に陥り易きを以て其監督を嚴にするの要ありとす從來雇上又は徵發船舶に依り輸送する場合の給養は人は船主若は會社をして請負はしめ馬糧は現品官給の方法に依るを例とせり而して全部の現品を官給するは大輸送等にて一地に多數の船舶部隊等集中し情況上船主の糧秣購買至難なるか又は多くの時日を要し延いて作戰上經濟上不利なる場合の如きに行はるへし

船中ノ給養方法

糧秣ノ携行量

船内に於ける給養品の調理、炊事は現品官給の場合に於ても船内の事情に明なる船員に之を行はしむるを原則とす

二、船内の給養に充つる糧秣の携行量

前に述べたる方法中何れに依るも船内の給養に充つる糧秣の携行量は航海日數を基礎とし之に途中の敵情、天候等の關係を顧慮し若干の豫備を見込み僅少の事故に依り直に缺乏を告げざるやう準備するを要す殊に敵前上陸を企圖するか如き場合は上陸を要する時日を確定し難きを以て其豫備品を増加せざるへからず是等の豫備品にして比較的多量を要するときは船内給養品と區別し特に非常準備品として搭載することあり

三、船舶内に於ける糧秣の定量

鐵道輸送間に於ける定量と同一なり

四、船舶輸送間に於ける給養の例

(イ) 日獨戰役中上陸地ニ向フ船舶輸送間ノ給養ハ人ハ船主ノ請負ニ依リ馬糧ノミハ現品官給ノ方法ニ依レリ中央部ハ船主ト一食十二錢(別表参照)ヲ以テ契約ヲ締結シ運輸官衙ニ於テ各船ノ獻立表ヲ審査ノ上之ヲ輸送指揮官ニ交付シ馬糧ハ一日一馬ニ付燕麥一升、穀二升、干草二貫匁、切藜二百匁、寢蓆一貫匁トシ約〇日分ヲ搭載セシメタリ湯茶ハ食事ノ際ヲ除キテ一日概ネ二回水筒ニ補充シ飲馬水ハ一日概ネ五回分配スルコトトセリ

戰例

又運送船ニハ下積及非常準備糧秣若干ヲ搭載携行セリ但シ下積糧秣中ノ主食ハ精米六合宛トシ別ニ挽割麥一合九勺ヲ加ヘタリ

乗船ノ際携行スヘキ行厨量ニ就テハ師團長ヨリ特ニ指示スルコトナク各部隊ヲシテ適宜施行セシメタリ故ニ各部隊ハ乗船前碇泊場司令部ト協議シ或ハ一食分ヲ携行シ或ハ乗船後直ニ船内給養ヲ受ケタリ

船内糧食分量(分)表(船主トノ契約ニ係ルモノ)

區分	品目	一食分	備考	
主食	精米	二合〇〇	一、本數量ハ最低限度ヲ示ス 二、副食物ノ分量ハ之ニ相當スル他ノ品種ヲ換用スルコトヲ得	
	無骨生肉	一三、三四		
副食	生野菜	四〇、〇〇		
	漬菜	五、〇〇		
	油	〇、一四		
	醬	六匁六七		
	味噌	一、〇〇		
	食鹽	一、〇〇		
	砂糖	〇、三四		
	茶	〇、三四		

第五百九十二 船主ノ供給ニ依リ給養ヲ行フ場合ニ在リテハ輸送指揮官ハ船長ヨリ提出スル献立表ニ照シ毎食調理前後ニ於テ其品質及調理法ヲ檢シ衛生上有害ナルカ献立表ニ比シ粗悪ナルカ又ハ定量ニ充タサルトキハ船長ニ要求シテ改善ヲ圖ルヘシ然レトモ情況ニ應シ適宜定量(献立)ヲ變更セシムルノ著意アルヲ要ス

改正要旨

船主の供給に依り給養を実施する場合輸送指揮官として注意すべき事項を加へたり

(戦例)

日露戦役ニ於テモ左ノ方法ニ依リ給養ヲ監督セシカ時々不良ナルモノアリタリ
 船内給養ノ監督ハ書面ト實際トニ依リテ之ヲ勵行セリ即チ運輸官衙ハ船主ヨリ献立表ヲ提出セシメテ仔細ニ價格ニ相當ナリヤ若ハ腐敗ノ虞アル品ナキヤ或ハ配合其他ヲ詳細ニ點檢シ不完全ノモノハ之ヲ修正セシメタル上認可證ニ通テ作リ一通ヲ船長ニ一通ヲ當該輸送指揮官ニ交付スルコトトセリ斯クシテ供食ノ實施ハ専ラ乗組軍醫又ハ監督官ヲシテ監督セシメ若シ軍醫又ハ監督官ノ乗組マサルトキハ船長又ハ事務長等ニ其注意ヲ與フルト共ニ其監督方ヲ當該輸送指揮官ニ委シ献立及分量ヲ豫定ノ如ク實行セシムルコトニ力メ其他機會アル毎ニ船内ニ臨檢シ或ハ船主、船長、事務長等ヲ懇諭スル等種々ノ方法ヲ施シ以テ給養ノ善良ヲ計リタリ

第五百九十三 現品官給ニ依ル場合ハ其現品ハ碇泊場司令部ヨリ船長ニ交付保管セシメ輸送指揮官ハ所要ニ應シ船長ヨリ受

領シ上陸前使用量ニ對スル證票ヲ船長ニ交付スルモノトス

改正要旨

舊令第四六五にては現品官給の場合給養品は輸送指揮官直接碇泊場司令部より受領し其出納を爲さしめたるも其取扱不便にして事實に適合せざるを以て船長に交付保管せしめ輸送指揮官は所要に應し船長より受領することに改めたり

第五百九十四 船内ニ於ケル給養ハ通常乗船當日夕食ヨリ上陸當日晝食マテトシ時宜ニ依リ數食分ノ辨當ヲ携行上陸セシムルコトアリ

改正要旨

船内に於ける給養區分を規定し置くことは船主の供給に依り給養を実施する場合特に必要なるを以て新に本條を増補したり

第五九五 上陸後ノ情況之ヲ要スレハ前條ノ外向一部豫備糧秣ヲ携行上陸セシムルコトアリ此場合ニハ通常之ニ關シ豫メ命令セラルヘキヲ以テ輸送指揮官ハ第五九三ニ示セル手續ニ依リ船長ヨリ現品ヲ受領シテ各部隊ニ分配スルモノトス

第五九三 糧秣の交付保管返納
第五九五 上陸と豫備糧秣の携行

改正要旨

上陸地の情況に依り豫備糧秣を携行して上陸せしむべき場合あるを顧慮し新に増補したるものとす

研究

本條に豫備糧秣とは主として規定外の糧秣を指し各人馬をして携帶上陸せしめ又は部隊に於て取纏め携行上陸するものの謂なり

(戰例)

日露戰役の際第二軍は上陸に際し規定外に五日分の糧秣を携帶せしめ其携行法は各師團に一任せり故に第一師團は携帶口糧を背囊に收容して規定の入組品を外套、天幕等に巻かしめ、第三師團は其大部を背囊に收容し一日分を携帶せしむる如く規定し之に必要な布片を準備分配せり

應用の部

本應用ハ大正十二年當校高等科一學年生ノ爲講述シタルモノヲ基礎トシテ編纂セリ
 想定ハ師團ヲ單位トシ問題ハ主トシテ平易ナルモノヲ選定シ原則ノ理解ニ努メタリ

第一 想定

一、敵ニ遠キ場合ノ給養法

第一 想定

所要地圖

二十萬分一 新庄、仙臺、福島
 五萬分一 山形、楯岡、尾花澤

- 一、秋田方向ヨリ前進スル敵ヲ擊攘スヘキ任務ヲ有スル南軍第一師團ハ福島方向ヨリ羽州街道ヲ前進中ナリ
 - 二、第一師團ハ本七月七日赤湯及米澤附近ヲ出發シ午後三時歩兵ノ先頭ヲ以テ松原(山形南方)及狸森(同西南方)ニ達ス師團長ハ上ノ山ニ在リ此時迄ニ左ノ情況ヲ知リ本夜山形附近ニ宿營スルニ決シ別紙要圖ノ如ク宿營セリ
1. 諸情報ヲ綜合スルニ有力ナル砲兵ヲ有スル混成約一旅團ノ敵ハ本七日早朝湯澤附近ヲ出發シ正午頃及位カ北方國境附近ヲ通過シテ南下セリ又二、三百ノ敵騎兵ハ同正午頃金山(新庄北方三里)ニ到着セリ
 2. 我騎兵聯隊ハ敵ノ騎兵斥候ヲ驅逐シツツ前進シ目下楯岡附近ニ在リ

敵に遠き場合の給養法

山形市附近

楯岡ニ在リ

至

柳青



1
50.000

3. 我飛行中隊ハ米澤ヲ根據トシ搜索ニ任シツツアリ又上空ニモ時々敵飛行機ヲ見ル

4. 山形附近ノ民狀ハ概シテ平穩ニシテ我ニ反抗ノ色ナシ

三、師團ノ編組ハ飛行(甲)一中隊、無線電信一小隊ヲ有スル外現行戰時編制(甲師團編制)ノ通ニシテ本七日戰列部隊右縱隊(師團主力)ハ概ネ歩兵第一旅團(一部ハ左側衛トナリ山道ヲ)師團司令部、通信隊、工兵第一大隊、野砲兵第一聯隊(一大隊缺)、左縱隊ハ歩兵第二旅團、歩兵一聯隊、野砲兵第三大隊、歩兵第四聯隊ノ順序ヲ以テ行進セリ

注意

1. 戰地は敵地とす、鐵道は目下運轉を中止しあり

2. 山形市歩兵營は目下空舎となりあるも師團の宿營には之を利用せず

第一問題

一、七月七日夜ニ於ケル師團ノ給養命令案(騎兵隊、輸重隊ニ與フルモノヲ除ク)

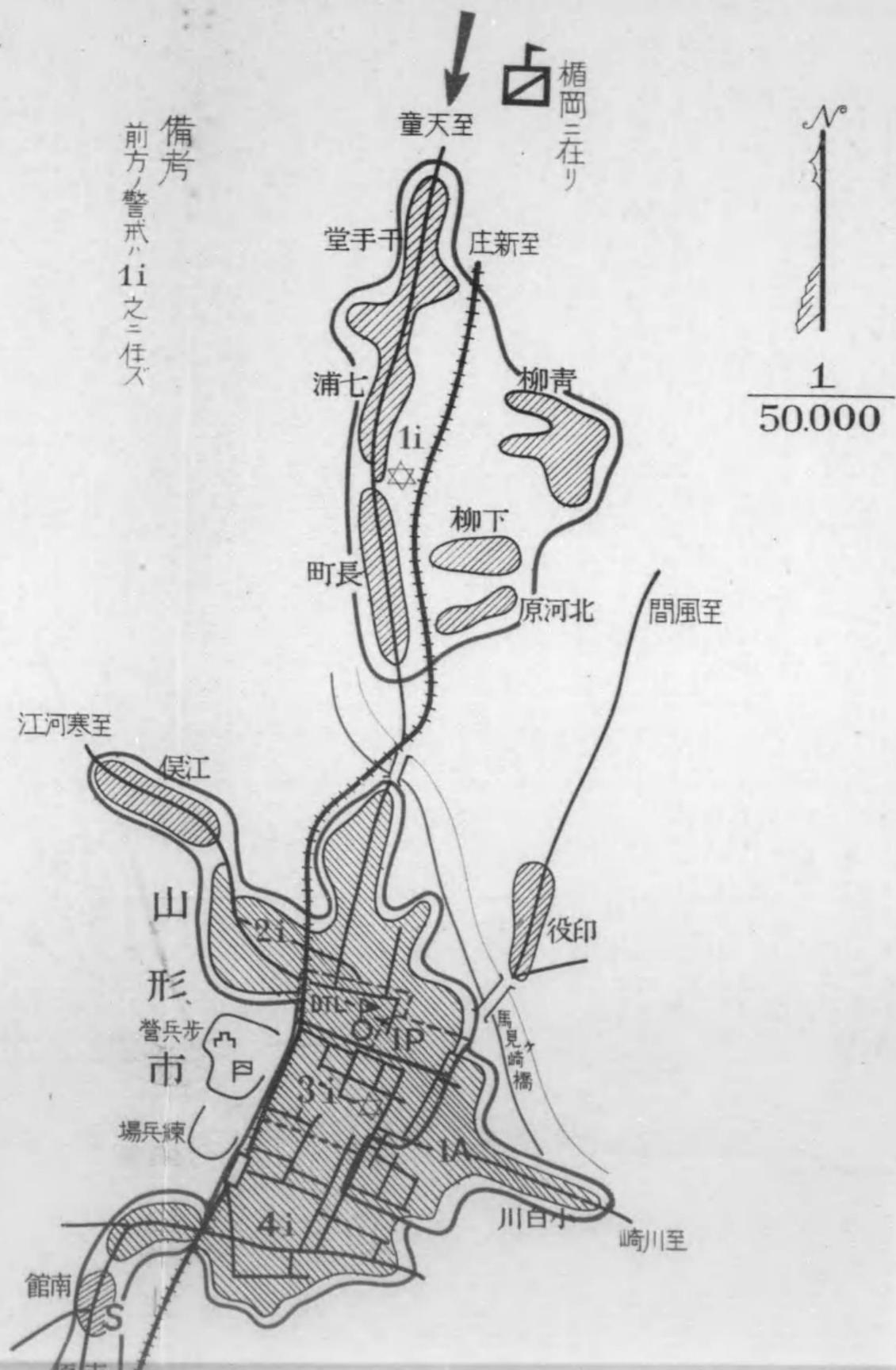
講評

一、給養法

舎主の供給する糧秣に依るもの、大行李の糧秣に依るもの、經理部の一途調辨せる

山形市附近第一師團宿營配置要圖

(七月七日夜に於て)



備考
前方ノ警戒ハ1i之ニ任ス

一、給養法

講評
一、七月七日夜ニ於ケル師團ノ給養命令案(騎兵隊輸重隊ニ與フルモノヲ除ク)

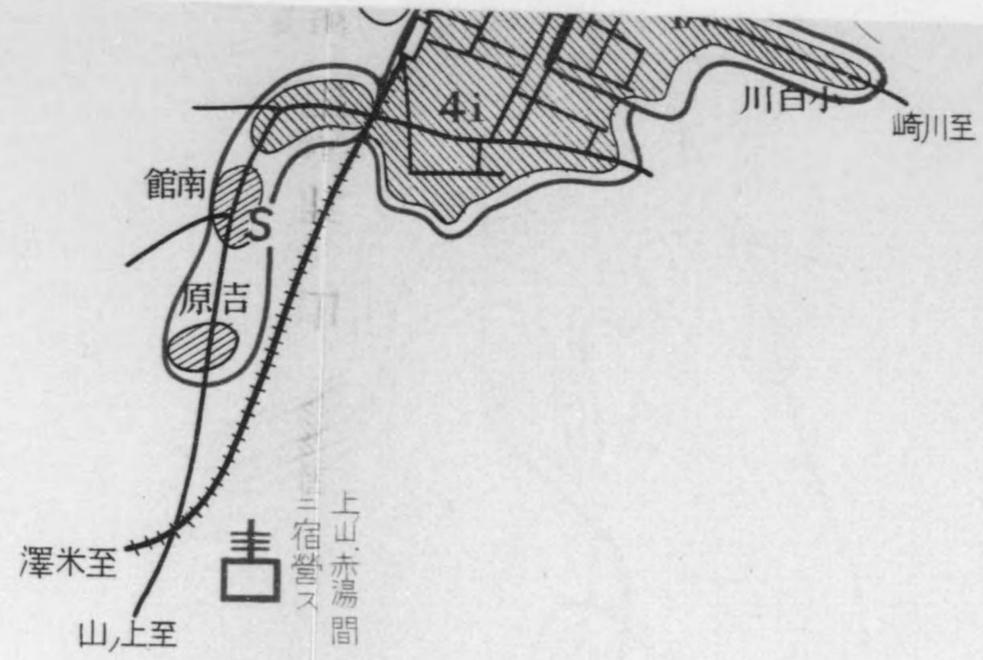
第一問題

1. 戦地は敵地とす、鐵道は目下運轉を中止しあり
2. 山形市歩兵營は目下空舎となりあるも師團の宿營には之を利用せず

注意

ノ通ニシテ本七日戰列部隊右縱隊(師團主力)ハ概ネ歩兵第一旅團(一部ハ左側衛トナリ前進ス)師團司令部、通信隊、工兵第一大隊、野砲兵第一聯隊、二大隊、缺左縱隊ハ歩兵第二旅團(歩兵一聯隊、缺野砲兵第三大隊、歩兵第四聯隊)ノ順序ヲ以テ行進セリ

舍主の供給する糧秣に依るもの、大行李の糧秣に依るもの、經理部の一途調辨せる



20000

山,上至

糧秣(倉庫の糧秣に依る給養と稱するものあり)に依るものとの三案あり。

1. 舍主の供給する糧秣に依る給養は本情況に於て戰地は敵地にして而も給養準備の爲時間の餘裕比較的少く實行至難なるへし此給養法は住民我に好意を有する場合に於て始めて完全に實施し得るものとす

陣中要務令(第四三三)にも此給養法は稀に實施せらるると教示せられあり

2. 大行李に積載する糧秣は現地物資に依り給養を實施し得るか又は之に依るを不利とする場合に始めて使用せらるるを本則とし本情況に於て之を使用せんとするは一考を要すへし

3. 經理部の一途調辨せる糧秣に依る給養

戰地に於ける給養は現地物資に依るを原則とす本情況に於て師團は敵に遠く而も富裕なる大市街地に宿營するものなるを以て豫め經理部員を先遣し(最部隊と同行せしめ)必要の準備を爲さは經理部一途調辨の方法に依ること容易なるへく此方法に依るは陣中要務令の精神(第四三四第四四)にも合するものと云ふへし給養は野戰倉庫の糧秣に依るとの名稱を用ひたるものあるも未だ現實に倉庫の設置なき本情況の如き場合に於て此名稱を用ふるは適當ならざるへし

二、糧秣交付の場所と時刻

二二二

1. 糧秣交付所を二箇所に設けたるものあり、各部隊の勞を減せんとする著意は可なるも糧秣蒐集に著手したる後分配迄の時間僅少なる本情況に於て二箇所に區分蒐集せんとするは混雜の基なるへし、師團は比較的集團して宿營しあるに依り事を簡單に處理する意味に於て寧ろ一箇所を可とすへし但し品種に依り分量比較的多き砲兵隊の馬糧(大麥)の如き之を其宿營地附近に集積し交付するは機宜に適したる方法なるへし

2. 交付時刻は午後四時、四時半、五時、七時等に分れたり師團の宿營に移る順序並宿營命令下達の時刻を研究し時刻を算出せば四時又は五時と決定せらるる筈なかるへく早くも午後六時頃なるへく七時は遅きに失す

3. 運搬具を豫め經理部に於て徵集し糧秣と共に交付するの考案多數なるも之全く特例の場合に限り各部隊は自己の大行李車輛を以て受領するを原則とす本情況に於て戦地は敵地なると徵集の時間も尠く一方大行李は各部隊と同行して到着するを以て原則の通り各部隊大行李を以て受領せしむるを適當とす

三、給養命令下達の時刻

給養命令(宿營命令)下達の時刻甚だ區々なり師團の宿營に就く順序を原則的に研究せば自然に一致すへき筈なり

四、給養命令の形式

宿營命令中に加ふへき給養事項中に師團經理部長より指示すへき給養に關する細部の事項をも混記せるもの多し兩者は全々區別して下達又は指示すへきものにして前者は要旨のみに止め簡單なる命令と爲すを可とす

五、其他細部の注意事項

1. 加給品は慰安の爲に支給すへきものにして増食と區別せざるへからず特別の事由なきに本夜加給品を支給せんとするは何等の意味なきものとす

2. 標準價格を日々示さんとするものあるは實際に適合せず

本作業を爲すに方りては初め師團長の決心より宿營命令の下達、各部隊の宿營に就く順序に關し豫め詳細の研究を遂げ置くこと必要なりしなり此研究十分ならざりし爲遺憾ながら各作業中實際の情況に適合せざるもの多かりき

(参考)

行軍ヨリ宿營ニ移ル順序

陸軍士官學校編戰術作業ノ參考第二二參照

原 案

敵に遠き場合の給養法

二二三

一、給養は師團經理部の現地に於て購買せる糧秣に依り午後六時より山形市歩兵營内に於て交付す

本日増食(飼)を支給することを得

給養に關する經理部長指示事項

- 一、經理部より交付すへき糧秣の品種は精米、精麥、大麥各一日分とす、増食(飼)は人精米二合、馬大麥一升とし各部隊毎に其宿營地區内に於て調辨するものとす
- 二、補足糧秣中調辨困難なるものは師團經理部より交付す
- 三、野砲兵聯隊へ

大麥は其隊馬繋場(何町)に於て交付す

(参考)

七月七日夜ニ於ケル師團ノ宿營命令

第一師團命令

七月七日午後五時三十分
於山形市南端南館

- 一、有力ナル砲兵ヲ有スル混成約一旅團ノ敵ハ本七日早朝湯澤附近ヲ出發シ正午頃及位北方國境附近ヲ通過シテ南下セリ又二三百ノ敵騎兵ハ同正午頃金山(新庄北方約三里)ニ到着セリ
- 我騎兵聯隊ハ劣勢ナル敵ノ騎兵斥候ヲ驅逐シツツ前進シ日下橋岡附近ニ在リ
- 二、師團ハ本七日夜山形市及其附近ニ宿營セントス

三、諸隊ハ別紙要圖(略ス)ノ如ク合營スヘシ

警戒ハ各合營地區毎ニ擔任スヘシ

山形市北部(江俣ヲ含ム)合營司令官ハ歩兵第二聯隊長某大佐トス

四、給養ハ師團經理部ノ現地ニ於テ購買セル糧秣ニ依リ該糧秣ハ午後六時ヨリ山形市歩兵營内ニ於テ交付ス

本日増食(飼)ヲ支給スルコトヲ得

五、師團輜重ハ上ノ山、赤湯間ニ宿營スヘシ

六、予ハ山形市何町師團司令部ニ在リ

午後十時命令受領者ヲ出スヘシ

第一師團長

中將

某

傳達法

諸隊命令受領者(騎兵隊及輜重隊ヲ除ク)ヲ集メ口達筆記セシム

原案に對する説明

(給養法決定の要領)

- 一、師團經理部長として本夜の給養法を定むるに就き顧慮すへき諸件左の如し
- 師團は本夜敵に遠く宿營すること(敵との距離約二十里)明日は敵と接觸し戰鬥を交ふるに至るへきこと、師團は本夜大市街地山形市に宿營することに著眼し特に給養休敵に遠き場合の給養法

養共を良好にし且成る可く速に給養を完了せしむること必要なり師團本日の行軍は行程十里乃至十二里の多きに及び半は山地の行軍なれば特に増食を支給するの必要あるへし

二、給養法は敵に大なる顧慮なき限り現地物資利用の主義より左の順序に依り決定するを可とすへし

舍主の供給する糧秣に依る給養、師團經理部の統一調辨せる糧秣に依る給養、各部隊の直接購買せる糧秣に依る給養、大行李の糧秣(現地物資)に依る給養、倉庫の糧秣に依る給養(以下略す)

此場合舍主の供給する糧秣に依ることは已に述べたる理由により不可能なるを以て右の順序に従ひ經理部の統一調辨せる糧秣に依るを可とす

(参照)

原則の部第四三三給養法の種類第三各種給養法決定の要領

研究事項

一、給養の実施を迅速ならしむる方法

本情況に於て師團長は早く午後三時に於て夫々宿營の處置を爲し而して給養は

現地の物資に依り、大行李は部隊と同行し來りたるに拘らず給養の実施は午後九時前後なりしなるへし(第三問題原案参照)

之を以て見るも給養の実施を一層迅速ならしむる如く研究の必要大にして現行給養裝備其他規定に對し研究改善を要するもの亦尠からざるか如し軍隊に野戰炊事の配屬、夕食の携行、小行李に一部の糧秣を携行、大行李車輛の能力、積載品種、大行李の編制改正、部隊直接調辨の範圍擴張等其一案なるへし

二、部隊調辨範圍の擴張

糧食品中主食品は統一して調辨の上經理部より交付するを陣中要務令の本旨(第四三四)とす本情況の如き精米、精麥、大麥の如き寧ろ其調辨を各部隊に委するを可とせさりしや經理部に於て一地に蒐集し更に分配するは徒に時間と勞力を要すること多きか如し各部隊宿營地區内の物資は各部隊をして調辨せしむる如く調辨權の範圍を擴張することに研究の要あるへし而して各部隊をして直接調辨せしむる爲に生ずる弊害は之を除去すること必ずしも困難ならざるへし

第二問題

敵に遠き場合の給養法

一、七月七日給養上ニ關シ師團經理部長ノ爲シタル處置

講評

一、經理部員の配屬

今朝出發の際より騎兵隊と共に經理部員主計正一、主計四、又は五を派遣したる者あり斯の多數を騎兵隊と同行せしむるは一考を要すべく又斯く多數を先遣するも課すべき任務なき筈なり又單に部員何名を先遣すとありて何隊と同行せしむるや不明なるものあり

二、先遣經理部員に課したる任務

1. 騎兵隊と同行せる部員に騎兵隊の給養援助の任務を兼ねしめたるものあるも同隊には編制上主計の配屬あり人馬數大ならざるを以て特別の事情なき限り之か援助の必要はなかるへし
2. 側方地帯即最上川左岸地區の物資調査を命したるものあるも同地區の物資は差向き利用の用途なきに依り調査は追て兵站等に於て行ふことと爲して可なり
3. 七日午前より山形市物資蒐集に著手せしめたる考案あるも師團の到着せざる

に先たち而も師團の山形市に宿營するや否や未定なるに蒐集に著手せしむるは無謀なりと云ふへし

原

一、師團將來の給養並本夜の給養の爲左記の通經理部員を派遣す

1. 部員主計二を騎兵聯隊と同行先遣せしむ(此部員は前日より同行せしめあり)

(イ) 師團將來の給養に資する目的を以て師團前進地帯特に上の山、山形、天童、楯岡物資の一般的調査

(ロ) 師團本夜の給養の爲山形市(山形市に宿營するものと判断し)に於て精米、精麥、大麥(其概算所要量を示す)を所要に應し直に提供せしめ得る如く豫め準備せしむ(其狀況は本日午前中に經理部長に報告せしむ)

2. 部員主計正一、主計三を先頭歩兵隊と同行せしむ

(イ) 師團將來の給養の爲山形市の物資調査並蒐集の準備

(ロ) 本夜の給養の爲山形市に於ける物資蒐集並分配(豫め準備し師團長山形宿營の決心を承知せし直に調辨の實行に著手)

二、自ら爲すべき處置

敵に遠き場合の給養法

1. 赤湯次て上の山の物資状況を輜重隊長に通報し同隊給養の資料に供す
2. 山形到着前(宿營命令下達前)本夜の給養に關し意見を具申す(尙ほ上の山に於て本夜給養し得る見込なる旨豫め意見を具申す)
3. 山形縣市當局名望家を會同し師團將來の給養に關し必要の諸件(物資運搬具人夫の使用、建造物の利用等)を要求す
4. 本夜の給養状況を師團長に報告す

原案の説明

本問題は師團經理部長は本日の給養の爲に又將來に於ける給食の爲に如何に施設すべきや即本日如何に部員に任務を課し自ら如何に行動すべきやを研究するにありたり師團經理部長の此處置適切にして始て師團長を補佐して給養の全責任を全うし得べく如何なる情況に遭遇するも常に最善の手段を講し得べきなり

第三問題 (其一)

一、七月七日夜ニ於ケル歩兵第四聯隊ノ宿營配布及給養法

講評

一、宿營配布

1. 各大隊の舍營地區の區劃を道路を以て界したるものあるは不可なり軍隊の集合、出發の際混雜を生し易かるへし
2. 舍營衛兵、部隊衛兵の配置其他何等警戒法を設けざるものあるは不可なり
3. 大隊本部、機關銃隊、歩兵砲隊、警急集合場、馬繫場、大小行李、大隊糧秣交付所の記入なきものあり
4. 聯隊大、小行李を一箇村に集め宿營せしめたるものあり、給養其他命令下達等の關係上本情況の如き場合に於ては固有の大隊毎に宿營せしむるを可とせん
5. 歩兵大隊を○中隊編制として作業せるものあり戰時編制は○中隊なり

二、給養法

1. 給養命令

一、大隊長の下す給養命令に「本夜ノ給養ハ大行李ノ糧秣ニ依リ其補充ハ云々」と示したるものあるも大隊の給養命令は各中隊に示すことを以て本位とし「糧秣ハ午後何時ヨリ何處ニ於テ分配ス」云々と示すを適當とす

二、聯隊本部及歩兵砲隊兩者の給養擔任を同一の大隊に擔任せしめたるもの敵に遠き場合の給養法

あるも其人馬数を計算せば負擔大となり無理なること明瞭なり特別の場合の外は各其一を一大隊に擔任せしむるを可とす

2. 補足品の調辨

一、補足品調辨の爲其所要量を示すに單に一人當りの給與量を以てしたるもの多きも實際の豫習として各大隊毎に人馬數、品目、一人當り給與量、全所要量を計算の上之を示すを可とす

二、高級主計一途に調辨し各大隊に分配する考案あり其趣旨は可なるも本情況の如き場合に於ては高級主計は單に統一して調辨を計畫するに止め各大隊主計分擔して合同調辨を行ふを可とす(經理部勤務令參照)

三、薪を調辨して分配せんとするものあり而して炊事は地方炊具に依る考案なり然らば燃料は寧ろ舍主より供給せしむるを可とすへし

3. 糧秣の受領

一、聯隊高級主計の命に依り主計計手當番卒を以て經理部より受領せしむとの考案あるも糧秣は給養單位の大隊毎に受領するを本則とし此場合各計手一を派遣して受領せしむれば可なり(聯隊本部歩兵砲隊の分は當日給養を擔任する大隊にて受領す)

二、大隊糧秣交付所も聯隊主計命して選定せしむとの考案あるも各大隊毎に自ら選定すへきものとす

要するに給養は給養單位たる大隊毎に獨立して實施するを原則とす

4. 炊事

炊事は合同炊事(大行李の炊具を)飯盒炊事及地方炊具利用の三に分れたり

大行李炊具(歩兵隊のみ)○○組を歩兵四箇聯隊に分配せば各大隊は配當少く夕食

の炊事にも多大の時間を要すへし本日軍隊は大市街地の舍營なるを以て各宿舍毎に地方炊具に依り炊事を行ふを最も便利とし給養を迅速ならしむることを得へし

5. 獻立表

獻立を示さざるものあるも給養の實施を確實ならしむる爲糧秣分配の際之を各中隊に示すを適當とす尙此獻立には時節柄晝食に變敗せざるものを携行すへき旨注意を加ふる要あるへし

6. 報告

報告に就き記述なきもの多きも高級主計より聯隊長、經理部長に、各大隊主計よ

敵に遠き場合の給養法

り其大隊長に成る可く速に本夜の給養状況を報告すべきものとす
本作業の作爲に先たち基礎的事項として左記に對し豫め充分の研究を缺きた
るもの多く従つて作業の實際に適合せざるもの多かりき

1. 歩兵聯隊編制の詳細
2. 午後三時(師團長の宿營を決心したる時)に於ける聯隊の位置(主計の位置共)及聯隊の山形到着の時刻
3. 聯隊の行軍より宿營に移る順序

原 案

- 一、宿營配布
別紙の通り

二、給養法

1. 給養命令

イ、聯隊長の下すもの

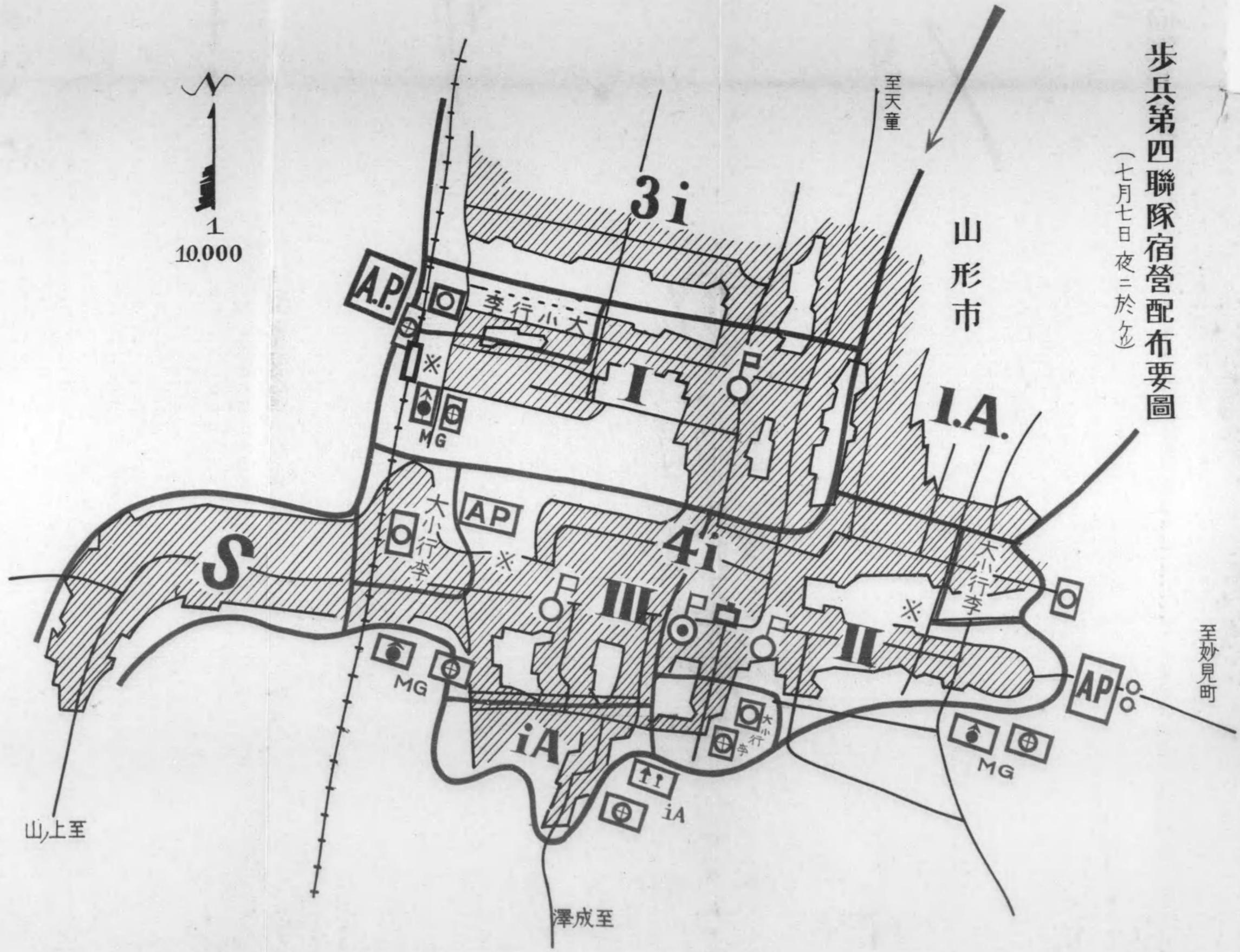
- 一、給養は師團經理部の現地に於て購買せるものにより午後六時より山形市歩兵營内に於て交付せらる
本日増食(餉)を支給す、し



歩兵第四聯隊宿營配布要圖

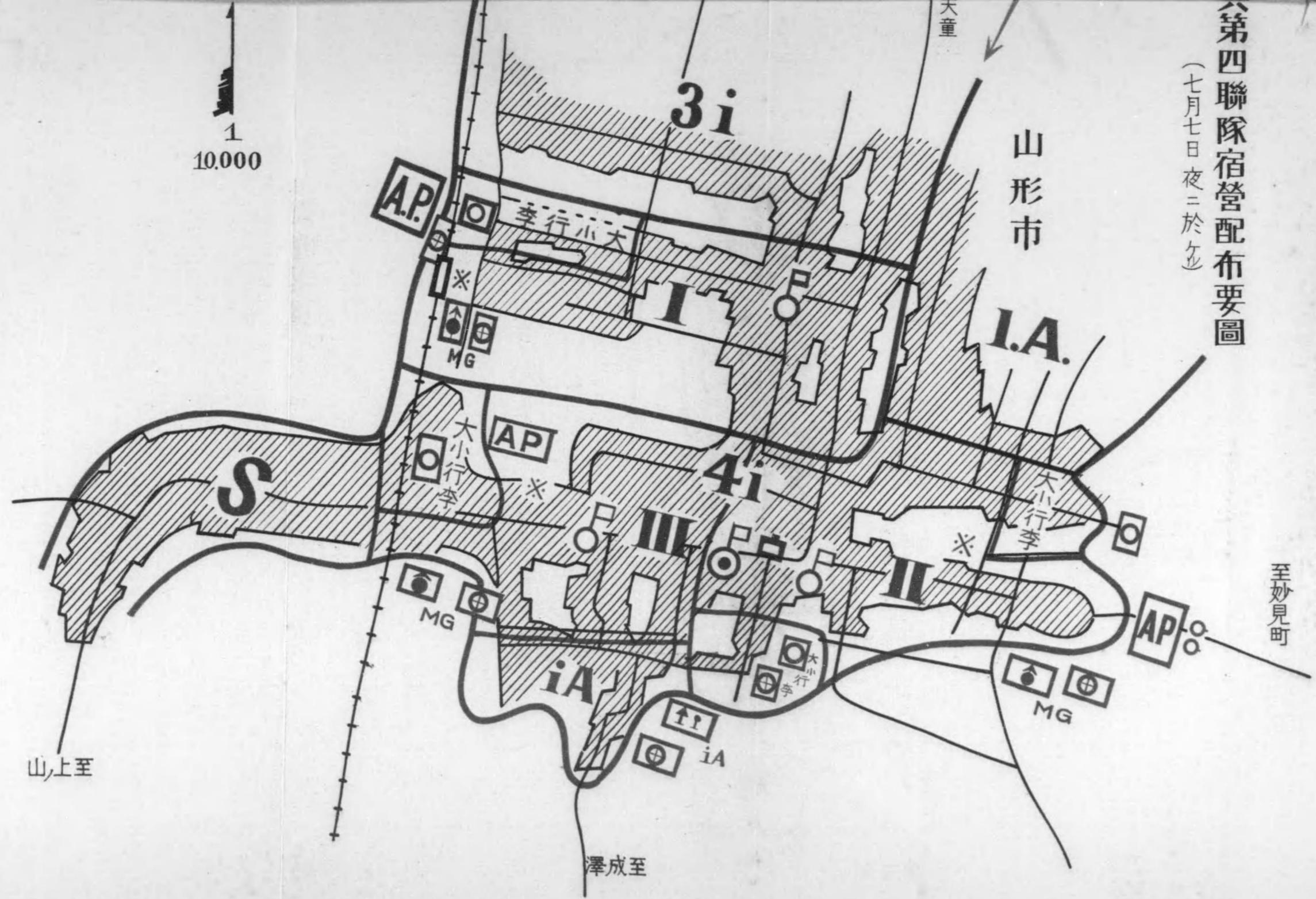
(七月七日夜ニ於ケル)

一、給養は師團經理部の現地に於て購買せるものにより午後六時より山形市歩兵營内に於て交付せらる
本日増食(飼)を支給す、し



市歩兵營内に於て交付せらるるものにより午後六時より山形
 本日増食(飼)を支給すし

第四聯隊宿營配布要圖
 (七月七日夜ニ於ケル)



給養に関する細部の指示

1. 經理部より交付せらるる糧秣は精米、精麥、大麥各一日分とす
2. 増食は人精米二合、馬大麥一升とし各大隊毎に其宿營地區内にて調辨するものとす

3. 本日の給養擔任

聯隊本部 第一大隊
歩兵砲隊 第二大隊

ロ、大隊長の下すもの

- 一、糧秣は午後八時より何地に於て分配す
本夜増食(飼)を支給す

細部の指示事項

炊事は各宿舍毎に地方炊具を利用することを得

2. 補足品の調辨

- 一、人馬數(聯隊本部大 隊歩兵砲隊)品目、一人(馬)當り給與量、各大隊の給養擔任を基礎とし調辨量(各大隊毎に)を計算す(計算は省略す)

敵に遠き場合の給養法

二、調辦法

高級主計統一して調辨を計畫し各大隊主計は共同して左の如く分業的に調辨を実施す(經理部勤務令参照)

増食(飼)高級主計

副食調味品次級(甲)主計

干草、藁同(乙)主計

3. 糧秣の受領

各大隊毎に午後七時計手を受領者主計の發行する傳票を携行せしむとし師團糧秣交付所に派遣す

精米、精麥及大麥の一部は大行李到着前臨機大隊糧秣交付所に運搬し置く如く處理す

4. 大隊の糧秣分配

一、大隊糧秣交付所は大隊毎に選定し炊事掛下士をして設備せしむ(交付所の位置は道標を示す)

二、午後八時より分配を開始し各中隊設營隊下士に交付す

先づ増食(飼)馬糧用藁を、次て主食、副食、馬糧を分配す

大麥、干草、藁は初めより馬繋場に集積して分配するを可とす

5. 炊事法

地方炊具に依り宿舍毎に炊事して行はしむ

燃料は定量を定め各舎主より提供せしむ

6. 獻立

左記獻立表(左記略す)を作製し糧秣分配の際各中隊に交付す、時節柄晝食に變敗せざるものを携行する如く注意す

7. 報告

聯隊高級主計は聯隊長に(口頭)給養状況を、經理部長に給養及物資特に集合物資の状況を報告す

大隊附主計は大隊長に給養状況を報告す

8. 主計の行動並給養實施に係る時間の経過

午後四時半(長谷堂附近にて)給養命令(概要)を承知

五時半 (山形南端にて)師團給養命令を承知

敵に遠き場合の給養法

- 六時 設營隊と共に宿营地偵察(物資、大隊糧秣交付所位置も同時に偵察、次て設營隊司令より含營地區を承知す)
- 六時半 給養命令の意見具申(高級主計及各大隊主計として)
- 同 經理部より糧秣受領
- 主計は六時半より物資蒐集、炊事掛下士をして大隊糧秣交付所の設備を爲さしむ
- 八時 大隊の糧秣(増食共)分配及獻立の指示
- 十時半 給養状況實視
- 十一時 給養状況報告
- 十一時半 支拂

(聯隊の山形市に入るは午後七時半頃なるへし)

研究事項

一、隊附主計の行動と其責任

各部隊に於ける給養の良否、並實施の迅速なると否とは隊附主計の活動と手腕に待つもの甚た多く其責任も亦重且大なるものあるを感す而して一面に隊附主計

をして遺憾なく其能力を發揮せしむる爲には(佛)、(獨)に於ける給養將校の如く之を乗馬とし尙十分の權限を與へ置くの必要あるへし研究を要す

二、作戰給養と戰術の研究

作戰給養の研究には戰術の研究を前提とす第一問題に於て宿營に移る順序を明瞭に了解することか給養命令作爲の基調を爲し又本問題に於て聯隊の宿營配布、宿營に就く順序、聯隊の行軍位置、到着時刻の判斷か給養實施上大なる關係を有することを知り得たるなるへし

第三問題 (其二)

一、七月七日夜ニ於ケル騎兵聯隊ノ宿營配布及給養法

講評

一、宿營配布

1. 聯隊を一團と爲し楯岡町北部小學校に宿營せしめたるものあり至嚴なる警備は必要ならんも全部隊の警急舍營は其必要なるへく然も一箇所に集團するは不時の場合却て混雜の原因を爲すへし又休養上より見るも何等の設備なき

敵に遭き場合の給養法

學校の如きは一考を要す

2. 楯岡東側村落に宿營せるものあり乗馬隊なりとの理由を以て町内を避け部落を採用したるならんも獨立せる騎兵の宿營地として最も必要なる宿營地の防禦に關する考慮を缺きたるは不可なり又楯岡町全部に互り廣地區に分散宿營したるものあるも之亦獨立せる騎兵の宿營方法として適當ならず

一般に宿營地の警戒殊に防禦の顧慮なきもの多し

3. 本情況に於て大行李を招致せるものあり一考を要す

騎兵聯隊の本日の行動又明日の行動を豫想するときは大行李の招致は考慮を要すへし(陣中要務令第三二七)給養其他の必要上より見るも本夜特に招致の要はなかるへし

大行李の宿營に就き何等記載なきものあり

二、給養法

1. 給養は現地物資に依るへしとの形式は不可なり若し此意味の命令を下す場合には給養は部隊の直接購買せるものに依るへし等と示すへきものとす

2. 前方に派遣せる小哨又は將校斥候の給養法に就き記述なきものあり

3. 大行李の給養は最寄部隊に委託すとの案あり

師團長より騎兵隊大行李の給養擔任を命ずるか(經理部長より)豫め師團に於て此種の場合の給養は最寄部隊にて擔任することを規定し置くか或は部隊間の協議に依り委託の方法を採るか種々の方式あるも豫め第二の如く規定し置くを可とすへし

4. 小夜食を支給せるものあり

平時の給與規定には小夜食(夜間行動四時以上)の定めあるも戰時に於て此定めなし故に直に本規定を適用するは一考を要すへし増食として高級指揮官(又は部隊長)に於て支給を命ずるを可とせん

5. 斥候には代金給與すと云ふものあり

個人に代金給與(拂切)の方法は認められあらざるに依り例外の場合に限ること
に注意を要す

6. 糧秣の分配

一、馬糧を糧食と同一箇所にて分配せるものあるも馬繋場にて分配するを可とす

敵に遠き場合の給養法

二、中隊毎に糧秣交付所を設け又は糧食を二回に分ち分配せしものあるも理論に過ぎ實行複雑なり

7. 宿舍料の支拂を爲したるものあり敵地に於ては之を支拂はざるを慣例とす

原 案

一、宿營配布
別紙要圖の通り

二、給養法

給養は楯岡町にて直接購買せるものに依り尙本夜増食(精米二合)増飼(大麥一升)を支給す

1. 給養命令(聯隊長の下すもの)

糧秣は午後七時より楯岡町役場馬糧は馬繋場に於て分配す本日増食飼を支給す

細部の指示事項

炊事は地方炊具を利用することを得

二、給養法

給養は楯岡町にて直接購買せるものに依り尙本夜増食(精米二合)増飼(大麥一升)を支給す

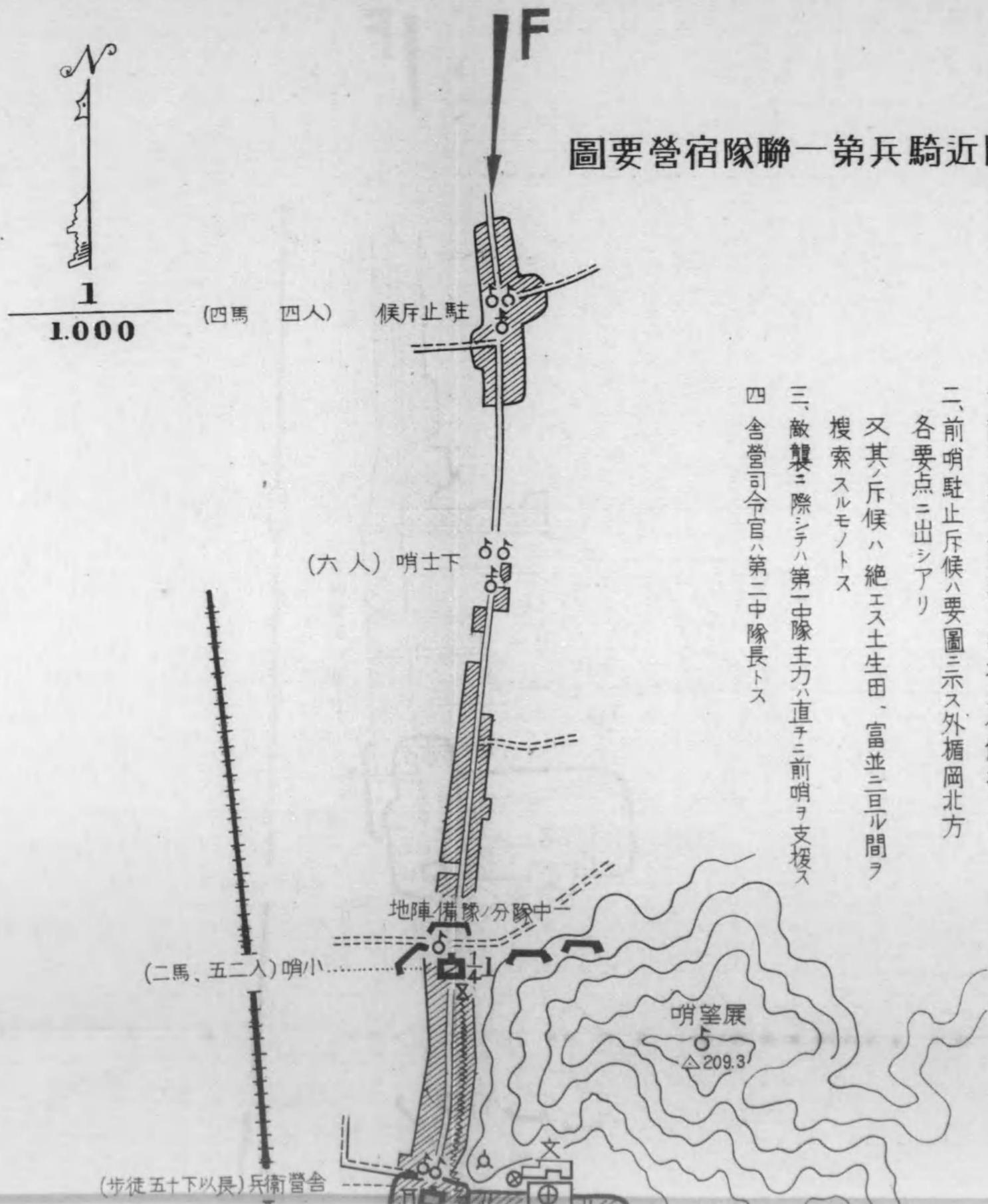
1. 給養命令(聯隊長の下すもの)

糧秣は午後七時より楯岡町役場馬糧は馬繋場に於て分配す本日増食(飼)を支給す

細部の指示事項

炊事は地方炊具を利用することを得

楯岡附近騎兵第一聯隊宿營要圖



一、敵軍主力及敵騎ニハ將校斥候觸接シアリ

二、前哨駐止斥候ハ要圖ニ示ス外楯岡北方各要点ニ出シアリ

又其ノ斥候ハ絶エス土生田、富並ニ亙ル間ヲ搜索スルモノトス

三、敵襲ニ際シテハ第一中隊主力ハ直チニ前哨ヲ支援ス

四、舎營司令官ハ第二中隊長トス

(歩徒五十以下長)兵衛營舎

(二馬、五二人)哨小

地陣備隊ノ分隊中一

(六人)哨士下

(四馬 四人) 候斥止駐

1.000

(歩徒五十下以長)兵衛營舎

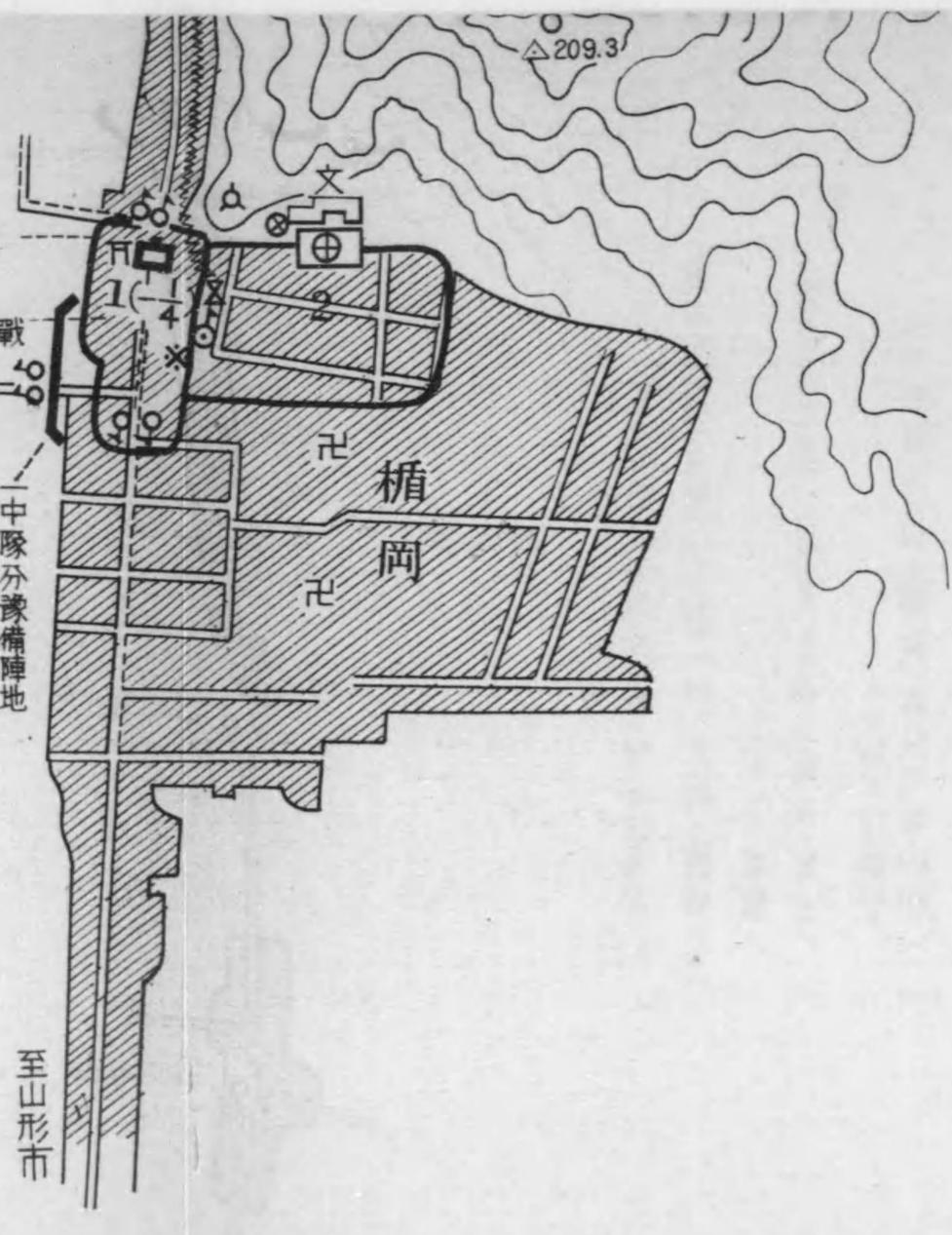
備準闘戦

中隊分隊備陣地

かてた

至山形市

△209.3



(附言)

騎兵聯隊ハ編制ノ改正ニ依リ聯隊ヲ以テ給養ノ單位トス

2. 糧秣の調辨分配

所要量を計算し要領は歩兵隊のものと同一豫め町内を偵察し宿營命令下達と共に購買し聯隊糧秣交付所に提供せしむ

主計は炊事掛、馬糧掛に聯隊糧秣交付所の位置を示し豫め設備を爲さしめ午後七時より分配せしむ

馬手入用藁を第一に、次に増食、飼糧食、馬糧を分配す

3. 炊事、獻立、報告の件は歩兵隊にて研究せるものと同じ但し經理部長への報告は騎兵隊と同行せる經理部員に提出す

4. 小哨、下士哨、將校斥候等の給養

(イ) 小哨、下士哨の給養は所屬中隊にて擔任し炊事したるものを最先に送付す、干草、藁は要すれば其所在地にて調辨せしむ

(ロ) 將校斥候(夕食前出發のもの)には豫め代金を交付して出發せしむ

5. 大行李は聯隊の位置に招致せず歩兵第一聯隊と共に宿營し同隊にて給養を擔

敵に遠き場合の給養法

任す(師團長より命令す)

原案の説明

- 一、騎兵隊の宿營に關しては特に左の顧慮を必要とす
 1. 宿營地の防禦容易にして警戒勤務簡單なるを要す
 2. 馬匹の監視を容易にし其脱逸を防ぐ爲成る可く圍墻内に置くを有利とす
 3. 比較的人員少なるを以て可成小隊毎に大なる民家に入り馬繋場の周圍に宿營するを可とす

(註)

日露戰役中我騎兵ハ常ニ馬ヲ民家ノ圍廓内ニ繋キ各兵ハ概ネ一小隊(少クモ二分隊)毎ニ民家内ニ入り宿營スルヲ得タリ

- 二、騎兵は陣中要務令第四三六の趣旨により各個の調辨を嚴禁し、調辨方法適切を缺き人民の感情を害する等のことなからしむること必要なり尙祕密を漏洩せざる如く注意するの要あり
- 三、馬匹の給養に就き特に注意し馬手入用藁の分配を速にし且飲馬水の給養を充分ならしめざるへからす
- 四、炊事は小隊又は分隊毎に地方炊具を利用し實施するを便とすへし

五、騎兵は宿營に就く時刻通常遅し

騎兵は兵力を分散し易く搜索警戒の兵力を配置せば後方に餘裕なきを例とすること又中隊は屢々獨立して給養を實施せざるへからさることに注意し其給養法に就き研究を爲し置くこと必要なり

本問題に關聯せる研究事項

- 一、獨立して行動せる騎兵聯隊の給養(戰例)

(參照)

大正三四年給養史中(上卷第二八)騎兵第二十二聯隊の給養(四頁以下)

二、騎兵聯隊附主計(乘馬)の任務

陣中要務令第八四に「搜索に任スル者ハ命令ナキトキト雖地形、交通路、交通機關通信網、地方物資の情況、住民ノ意嚮、動靜等ニ關シ緊要ナル事項ヲ偵察シテ之ヲ報告スルヲ要ス」とあり

此地方物資の情況は聯隊附主計に於て擔任し調査の上適切なる報告の資料を聯隊長に提供するを要す

第三問題 (其三)

敵に遠き場合の給養法

一、七月七日夜ニ於ケル野砲兵聯隊ノ宿營配布及給養法

講評

一、宿營配布

1. 宿營地の警戒、聯隊段列及大行李の宿營位置の記入を洩らせるものあり
2. 砲廠の位置と馬繋場の位置甚だ離隔せるものあるは不可なり又砲廠と馬繋場を凡て中隊毎に其宿營地内に設けたるものあるも地積の關係之を許せば集合、監視、馬糧の分配等諸種の便宜上成るべく大隊(止むを得ざれば二中隊にても)集合せしむるを可とせん
3. 飲馬場を馬見ヶ崎川の線に設けたるものあり此著意は可なり
4. 舍營司令官を歩兵第三聯隊長と定めたるものあり山形市の如き大市街地は數個の舍營區に分ち砲兵隊の宿營地は一舍營區となし同隊長をして舍營司令官たらしむるを可とす

二、給養法

1. 給養命令

- 一、給養擔任、聯隊段列(馬)を獨立して給養せしめたるものと某大隊に給養を

擔任せしめたるものとあり、聯隊段列は聯隊と合して宿營することあるも時に獨立して宿營することあり(陣中要務令第三三五)之か爲に特に計手を配屬せられ又行李を附せられ給養單位を爲すを以て其給養は獨立して宿營するときのみと限ることなく常に單獨に給養せしむるを可とす却て給養を迅速ならしめ實施と整理を簡單ならしむることを得へし

二、大隊の宿營命令中に加ふべき給養事項に「炊事ハ地方炊具ニ依リ」又「燃料ハ各宿舍ヨリ供出セシム」等と示したるあるも是等細部の事項は主計をして直接指示せしむるを可とす

中隊の命令に在りても同様細部の事項は別に口頭にて指示するを適當とす

2. 補足品の調辨

一、各大隊各個に調辨せるものあるも本情況の如き場合には經理部勤務令(第一一)の趣旨に基き高級主計に於て統一計畫し共同して調辨を行ふを可とす

二、砲兵隊に於ては馬糧殊に干草、藁の數量大なると其蒐集困難なる點の着意薄く其調辨方法に就き考慮の足らざるものあり

敵に遠き場合の給養法

原 案

一、宿營配布
別紙要圖の通り

二、給養法

イ、給養命令

一、聯隊長の下すもの

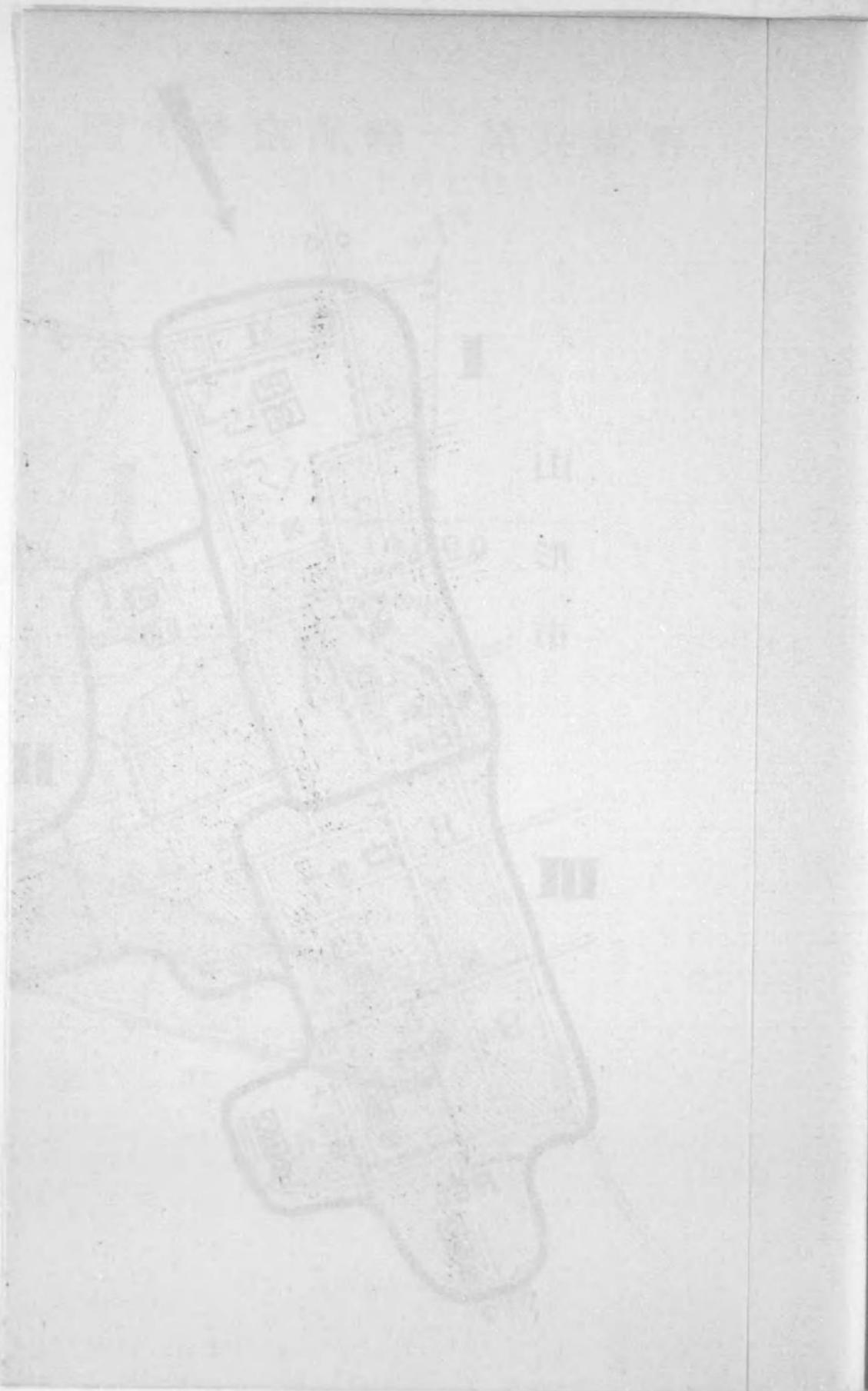
給養は師團經理部の現地にて購買せるものに依り午後六時より山形歩兵
營(馬糧大麥は何地
第何大隊馬繫場)に於て交付せらる
本日増食(飼)を支給すへし

給養に関する細部の指示事項

イ、經理部より分配せらるる糧秣は精米、精麥、大麥各一日分とす

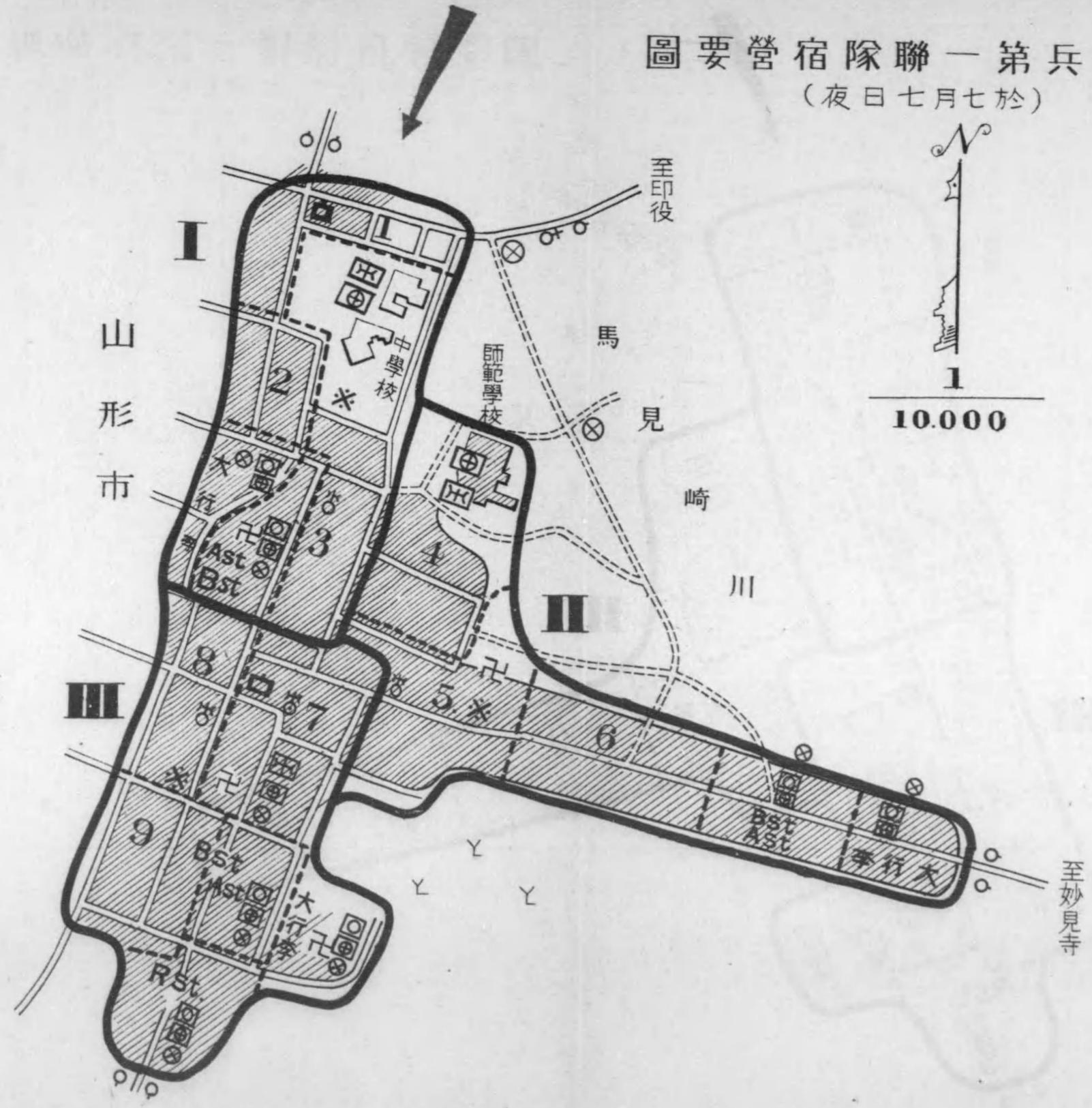
ロ、増食は人精米二合、馬大麥一升とし各大隊、聯隊段列毎に其宿營地區内にて調
辨するものとす

ハ、聯隊本部の給養擔任は第三大隊とす



野砲兵第一聯隊宿營要圖

(於七月七日夜)



給養に関する細部の指示事項

- イ、經理部より分配せらるる糧秣は精米、精麥、大麥各一日分とす
- ロ、増食は人精米二合、馬大麥一升とし各大隊、聯隊段列毎に其宿營地區内にて調辨するものとす
- ハ、聯隊本部の給養擔任は第三大隊とす

- 二、大隊長聯隊段列は段列長の下すもの
糧食は午後七時半より何地(馬糧は七時より馬糞場にて)に於て分配す
本夜増食(飼)を支給す

細部の指示事項

炊事は各宿舎毎に地方炊具を利用することを得

三、補足品の調辨

- 一、人馬數(聯隊本部、各大隊、聯隊段列)品目一人馬當り給與量各大隊の給養擔任を基礎とし各大隊毎に所要量を計算す(此計算は省略す)
- 二、高級主計統一して調辨を計畫す各大隊附主計は共同して左記の如く分業的に調辨を実施す(經濟部勤務令参照)
特に干草、藁の調辨には之か調辨地區及調辨に任する人員に就き考慮を拂ふ
増食(飼)高級主計
副食、調味品次級(甲)主計
干草、藁高級主計及次級(乙)主計
(注意) 聯隊段列附計手に餘力あるときは適宜調辨に助力せしむ

四、糧秣の受領

各大隊毎に午後七時計手(聯隊段列の分は要すれば第二)を受領者とし(主計發行する)先づ馬(傳票を携行す)繋場にて馬糧(大麥)を受領し各大隊馬繋場に送付す次て師團糧秣交付所(兵營)に就き精米、精麥を受領す

糧秣の運搬は各大隊大行李車輛に依る

五、大隊の糧秣分配

大隊糧秣交付所は大隊毎に選定し炊事掛下士をして設備せしむ馬糧は馬繋場に於て分配する如く(馬糧掛下士又は上等兵)設備す

飲馬場なきときは馬糧掛は飲馬水の設備に付助力す

午後七時半(馬糧は八時)より分配を開始し設營掛下士又は給養掛下士に交付す

先づ馬匹手入用藁を先にし次て増食、糧食、馬糧を分配す

六、炊事法獻立報告に就ては歩兵隊に就き研究したるものと同じ

七、主計の行動並給養實施に係る時間の経過

午後三時上の山にて給養命令(第三大隊附主計は午後四時半頃長谷堂附近にて)

五時半(山形南端)師團給養命令を承知

六時設營隊と共に宿營地の諸偵察(物資分配所等)

次て設營隊司令より宿營地を承知す

(附) 高級主計は舍營司令官と同行先行して山形着(四時半頃)豫め全般の偵察に任するを可とす

六時半給養命令意見具申(高級主計各)を爲す

物資蒐集、糧秣分配所の設備、經理部より糧秣の受領を爲さしむ

七時半糧秣(馬糧は七時より)の分配、獻立の指示を爲す

九時給養の状況實視

九時半給養状況の報告

十時支拂

(聯隊の山形に入るは午後七時頃とす)

原案の説明

砲兵隊の給養は歩兵隊等と多少趣を異にするものあるにより此點に著眼すること必要なり

一、部隊の編制は本部、大隊(○)、聯隊段列とす而して聯隊段列には給養機關の配屬あ

敵に遠き場合の給養法

るを以て其給養は獨立して實施せしむるを可とす

二、聯隊の馬数は〇〇なり特に馬匹の宿營及給養に就き顧慮するの必要あり、給養事項としては馬匹の給養(特に馬匹手入用糞)を先にすること及飲馬場の選定(飲馬場なきときは飲馬水の設備)等之なり

三、干草、藁は其數量大合して〇〇〇貫にして之か蒐集甚た困難なるものあるを以て要すれば各大隊宿營地區内にて融通し又は經理部にて調辨に助力するを可とす

四、砲車、馬匹の手入の爲炊事に著手する時刻遅く給養は後れ勝ちなり此點に著目し地方炊具を利用する等以て炊事業務を簡易、迅速ならしむること必要なり

情況 第一

一、七月七日午後九時迄ニ師團長ハ左ノ情況ヲ知り明八日敵ト遭遇ヲ豫期シ尾花澤ニ向ヒ前進スルニ決セリ

湯澤方面ヨリ我ニ向テ前進セル敵ハ其兵力混成約一旅團ニシテ野砲ノ外重砲數門ヲ有シ本夕主力ヲ以テ金山附近ニ一部ヲ以テ新庄町ニ達シ宿營セリ又其騎兵隊ハ尾花澤ニ在リ

二、師團經理部長ハ同時迄ニ師團前進地帯ニ於ケル物資竝兵站ノ現況ニ關シ左ノコトヲ知ル

1. 楯岡、天童附近ノ住民ハ概シテ富裕ニシテ現在物資モ亦比較的豊富ナリ
2. 兵站ハ本十七日米澤ニ末地ヲ進メ、補給用彈藥、糧秣其他ノ集積ヲ急キツツアリ尙兵站ハ赤湯(八日)上山(九日)山形(十日)ニ向ヒ日々一兵站地宛ヲ進ムル筈ナリ兵站輻重兵中隊(〇)箇ニシテ共ニ尋常糧秣ヲ積載スハ本七日糠ノ目停車場附近窪田間ニ宿營セリ

第四 問題

一、師團長ノ決心ニ基キ明日ノ爲師團經理部長處置アリヤ

講 評

一、給養の豫定

1. 明八日夕は大行李糧秣又は部隊の直接購買(或は徵發)に依るならんと判斷せるものあるも情況によりては携帶糧秣を使用するやも計られざるへし
2. 大行李糧秣を使用するときは輻重兵中隊に積載せる糧秣にて補充すと云ふも

敵に遠き場合の給養法

のあり情況有利なる場合は各部隊及經理部の調辨せる現地物資により補充することを得へし
給養の方法は情況により異なるを以て其何れの場合にも適應する如く計畫するを可とす

二、經理部員の先遣

1. 部員を前衛と同行せしめ楯岡、天童の物資を調査せしむと云ふものあり同地方は既に騎兵隊に配屬せる部員に於て大要調査済の筈なり
2. 天童、谷地間の物資調査及道路偵察の任務を課したるものあり
谷地附近の物資調査は師團としては差向必要なかるへし又經理部として此場合特に道路偵察の必要を認めす
3. 輸送補助線として最上川の偵察を爲さんとするものあり
圖上判斷に依るも山形、大石田間水路利用の價値大なりとも判斷し得ず又差向き補給の爲補助線を必要とする情況にもあらざるへし
尙ほ此偵察を必要とせば兵站をして任せしむるを可とす

三、野戰倉庫の開設其他糧秣の集積

1. 山形に野戰倉庫を設置せんとするは可なるも其目的、集積量、集積品種、集積の時期不明のものあり
2. 兵站の推進を補助する爲野戰倉庫を設置すと云ふものあるも師團は自活の爲に(即ち自ら補給に任する目的を以て)之を設置するを可とす
3. 楯岡、天童に野戰倉庫を設置せんとするものあり、師團の行動不明なるに各所に固定的の倉庫を設置するは一考を要す單に糧秣一部の蒐集に止め倉庫の設置は爾後情況の推移により決定するを可とす
4. 山形にて運搬具を蒐集し師團自ら縦列を編成せんとするものあり目下の情況上本件の如き特異の處置を必要とせず

四、輜重の行動

1. 先進輜重隊に糧食一中隊を配屬せしめんとするものあり
本情況に於て明日朝より先進輜重隊を派遣することなかるへし(輜重隊勤務令)又先進輜重隊は彈藥中隊及野戰病院の二に限り糧食中隊を加ふべきものにあらず
2. 兵站輜重兵二中隊を師團長の指揮下に入る考案あり

敵に遠き場合の給養法

糧食縦列○箇を輻重中隊(糧食)○箇に改められたる一の理由は師團輻重を軽くし機動作戦に便ならしむるにあり故に之を師團長に配屬するは全く特別の場合に限るを可とす

(参照)

兵站輻重兵中隊を一時師團に配屬する場合(兵站綱要第一九四第二項)

五、携帶糧秣の前途

1. 師團輻重兵中隊に携帶を積載せるものあり兵站輻重兵中隊に之を積載せるものあり(本件に關しては後に研究す)
2. 兵站輻重兵中隊の積載品を師團長限りにて變更せんとするは誤なり兵站到交渉の上實行すへきものとす
3. 單に輻重兵中隊に携帶糧秣を積載すと記し兵站師團何れの輻重なるや、其中隊數及何日に於て之を積載するや不明なるものあり

原案

一、騎兵隊と同行しある經理部々員(部員二名楯岡に在り)に電話を以て師團長の決心を傳へ左

の件を處理すへき旨を命令す

1. 部員一名は引續き騎兵隊と同行楯岡以北の物資情況を調査すること
 2. 楯岡、長瀨、東根町附近集合物資は特に散逸せざる如く處置すること
 3. 楯岡町に於て明八日師團(戰列部隊)一日分の精米、大麥、副食及加給品若干を調辨するやも計られざるにより必要の際直に調辨し得る様取計ひ置くこと
 4. 部員一名は楯岡に止まり師團經理部と連絡し尙以上の處理を爲さしむること
- 二、師團輻重兵中隊(情況に依つては兵站輻重兵中隊)に補給の目的を以て山形市兵營内に野戰倉庫を設置し師團の二分の糧秣(携行定量)を集積せしむ
右糧秣は明八日夕刻迄に集積を完了せしむ

(附言)

經理部長は特に山形市の物資の散逸を防止するの手段を講ず此業務及前記倉庫業務の爲部員二を止む

三、兵站輻重兵中隊○箇に携帶糧秣(乙)を積載し明八日師團に續行せしむる如く兵站到交渉にて交渉す

二、三項は參謀長を経て師團長に意見の具申を爲したる上實施す

敵に遠き場合の給養法

四、山形市の物價を標準とし更に物價標準價格を各部隊に指定す
 五、前衛と共に主計正一、主計二を先行せしめ師團の給養(楯岡の物資を必要に應し調辨する等)に任せしむ

六、明八日前進途中經理部長部員をして天童附近の物資情況を調査し(概要は本日騎兵隊と同行せる部員より報告を受けあり)其情況を輻重兵大隊長に通報す(腹案)

原案の説

本問題の研究には特に左の諸件に着眼するを可とす

- 一、明八日の給養の爲の處置
 師團は大行李糧秣を使用するも、携帶糧秣を使用するも何れにても其給養補充に差支なき如く計畫するを可とす
- 二、明日敵と遭遇し戦闘勝利を得敵を新庄以北に追撃する場合をも顧慮し楯岡及其附近の物資利用に就き計畫すること必要なり
- 三、經理部長山形を去るに當り山形市の物資を安全に保護し之を兵站の管理に移す如く配慮す

尙本問題に關聯し左の二件に就き研究を行はんとせり

- 一、編制改正の結果師團輻重兵中隊積載糧秣の變更に伴ふ師團輻重の給養
- 二、同輻重兵大隊の編制改正に伴ふ携帶糧秣の補充法

研究事項

一、師團輻重の給養

從來糧食縦列には戰列部隊所要糧秣の外輻重兵大隊本部、糧食縦列及馬廠の糧秣を積載せしか輻重兵大隊の分全部を携行せざることに改められたり又輻重兵大隊自己の糧秣は後方兵站地に歸行したる場合に補充せらるることに定められあるも編制改正の結果として(兵站綱要(第一九三)軍隊行動間師團輻重(糧食)の補充は兵站輻重中隊に積載せる糧秣を以てし師團輻重は後方兵站地に歸行せざることとなりたり師團輻重兵中隊と兵站輻重兵中隊とは其積載力同一なるを以て兵站輻重兵中隊を以て師團輻重の分を補充することを得ざるへし依て原則としては輻重は現地物資に依り給養することとし師團經理部は從來に比し一層輻重の給養に關し顧慮を拂ひ進んで援助を爲すを必要とすへし

(参照)

敵に遠き場合の給養法

給養と大行李、輜重の行動（第七問題師團輜重の宿營並給養法）

二、携帶糧秣の携行及補充

從來の糧食縦列○箇を輜重中隊○箇に改められたる結果師團輜重中隊に特別の場合の外携帶糧秣は之を携行せしめ得ざるか如し之か爲軍敵に接近し戦闘を豫期するに至らば兵站末地又は其前方に速に携帶糧秣(特に乙)を集積するを可とする其前方に於ける輜重の運用は臨機の處置にして或は師團輜重(糧食)中隊をして現在の積載品を卸下して携帶糧秣を積載せしめ或は兵站輜重兵中隊をして之を積載せしめ直接師團糧秣交付所の位置に進むるを可とすることあるへし
將來携帶糧秣使用の場合益々増加すへきに依り之か補充方法に關しては大に研究の要あるへし

(参照)

原則の部第四四〇輜重に積載する糧秣 第三大行李糧秣及携帶糧秣の補充

第二一 想定

二、敵に近き場合の給養法

第二 想定

所要地圖

二十萬分一 石巻、仙臺、福島、桑折、關、保原、福島

一、南軍ハ宇都宮方面ヨリ陸羽街道ヲ北進中、制海權ヲ有スル北軍第一師團ハ此敵ヲ擊攘スヘキ任務ヲ以テ石巻附近ニ上陸シタル後仙臺―岩沼―福島道ヲ前進シ
(阿武隈川ニ沿フ岩沼角田保原道ハ道路處) 九月一日午後五時前衛ヲ以テ藤田附近ニ師團本隊ヲ以テ越河―白石間ニ達シ宿營セリ此時迄ニ師團長ノ知り得タル情況左ノ如シ

1. 混成約一旅團ノ敵ハ本日午後三時頃主力ヲ以テ松川附近ニ達シ爾後前進ノ模様ナシ
2. 我騎兵聯隊ハ目下福島附近ニ於テ歩兵ノ支援ヲ有スル敵騎兵ト相對ス

敵に近き場合の給養法

3. 彼我飛行機ハ今朝來我上空ヲ飛來シアリ
4. 師團宿營地附近ノ住民ハ不安ノ色アルモ概シテ平穩ナリ

二、師團ノ編組ハ第一想定ニ同シ

師團本日ノ行軍ニ於ケル軍隊區分(本夜ノ宿營モ此區分ニ依リタルモノト定ム)左ノ如シ

前衛ハ步兵第一旅團(步兵第二聯隊缺騎兵一小隊、野砲兵第一大隊、工兵第一大隊)一中隊、衛生隊(三分ノ一)師團本隊(同行軍序列)師團通信隊、師團司令部、步兵第一聯隊、野砲兵第二聯隊第一大隊、工兵一中隊、步兵第二旅團、野砲兵聯隊段列、衛生隊(三分ノ一)トス、大行李ハ一團トナリ後方ニ續行シ後各部隊ノ位置ニ分進ス

(注意)

一、戰地は敵地トす、鐵道は彼我共に使用し得ざるものとす

第一問題

一、九月一日午後四時ニ於ケル師團ノ行軍位置(即席答解)

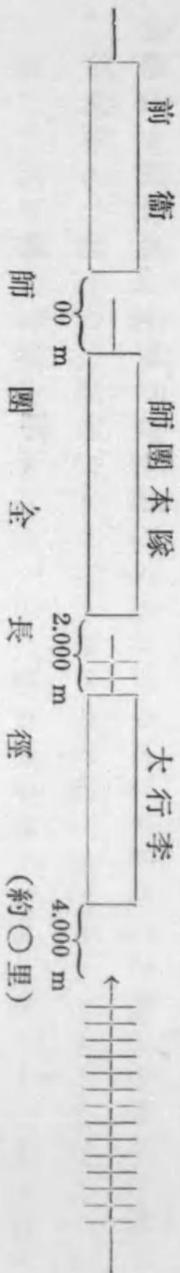
(注意)

午後四時師團司令部の位置は齋川とす

原案

前衛	貝田一馬牛沼
師團本隊	齋川一宮
大行李	宮東方堤防東端一金ヶ瀬
輜重	大河原東端一南長谷
輜重兵糧食ノ中隊ハ船岡地方ノ地點	(大河原、船岡、視木道上)

(参照)



第二問題

一、九月一日夜ニ於ケル師團ノ給養法(師團命令中ニ加フヘキモノ)

敵に近き場合の給養法

〔注意〕

- 一、午後四時齋川に於て師團命令を下達せり
- 二、騎兵隊及輜重の給養命令を除く

講評

一、給養法

給養の方法は左の各案に分れたり

1. 師團全部大行李の糧秣に依るもの
2. 師團本隊は大行李の糧秣に依り、前衛は携帶糧秣(甲)師團經理部の調辨せる糧秣、部隊の直接徴發せる糧秣、部隊の直接購買せる糧秣に依るもの等各種の案に分れたり

前衛の大行李か藤田に到着するは午後十一時頃となるへし然るに前衛の給養を大行李の糧秣に依らんとするは適當ならず

携帶糧秣(甲)を使用せんとするものもあるも携帶糧秣の使用は非常の場合にして他に給養の方法なき時に限るべきものとす部隊徴發も之を實施するは陣中要務令第四四三に示すか如く購買の途なく又後方より輸送し來らざる時に限るべきも

のとす

要するに本情況に於て前衛は桑折、藤田附近に位置し物資調辨困難ならざるへきに依り其給養は部隊の直接購買せる糧秣に依らしめ給養の實施に關し經理部より相當の援助を與ふることと爲すを可とすへし

二、大行李の補充

1. 大行李補充地點も左の各案に分れたり

イ、師團本隊の補充を越河、齋川又は白石の一箇所と爲せるもの

ロ、同師團本隊の補充を越河又は齋川及白石三箇所と爲せるもの

前者の如く定むるときは師團本隊の先頭部隊に屬する大行李か所屬部隊の位置に分進し更に補充の爲糧秣交付所に至り再び各部隊の位置(其宿營地)に歸還するときは當日の行程甚だ大となり翌日の行動に影響すること亦大なるへし而して大行李の行程斯く大なる一方に輜重兵中隊の行程は僅少となり主客を顛倒せる結果となるへし

以上述ふるか如くなるを以て本情況に於ては大行李、輜重兩者の行程を顧慮し糧秣交付所は二箇所に分置するを適當とすへし

敵に近き場合の給養法

2. 交付時刻に就ても亦區々に分れたり

交付時刻の決定に就ては後に詳細研究す(本問題原案の說明参照)

三、大行李糧秣補充の時期

大行李糧秣補充を明朝行はんとするものあり其理由として、本日補充を行ふときは大行李の行程甚た大となるへし而して情況を判断するに明日師團は出發後數時間の後敵に遭遇すべく其行軍距離大ならざるに依り強て本日中に補充を行ふを必要とせすと云ふにあり其見解は適當なるへし然れとも之糧秣交付所を一箇所に選定せる爲大行李の行程甚たしく増大せるものにして已に其前提に於て誤あるものとす

此場合糧秣交付所を二箇所と爲すときは大行李、輜重の行程、補充時刻の關係を適當に調節し得補充は容易に實施せらるるへし再言すれば此場合糧秣交付所の位置の決定法、輜重の運用方法に就き尙研究を爲すときは大行李の行動を大ならしめすして本日中に補充を爲し得る筈なり

四、補足品の調辨

作業者の大部か師團本日の給養に大行李糧秣を使用せり之師團の宿營地か山間

の隘路にして物資概して貧弱なりとの判断に基きたるものにして適當なり然るに各部隊が補足品の調辨にも甚た困難すへき筈なるに之に對する處置無きもの多し即師團經理部長は此情況に於て各部隊の補足品調辨に對し如何に援助を與ふへきやに關し大に考慮を拂はざるへからす此考慮を拂ひたるものの中にも補足品を白石にて交付すと示せるものあり白石以南に宿營せる部隊は如何にして之を受領運搬すへきや又師團經理部に於て一手に補足品を蒐集分配せんとするものあり實行甚たしく困難なるへし

五、加給、増給を爲したるものもあるも師團本日の行動より見る時は特に本日之を支給すへき理由なく其必要もなかるへし

要するに本問題に就き特に研究を要するは左の三件なるへし

1. 前衛部隊の給養は如何に定むへきや
2. 大行李の補充に關し補充すへき糧秣の種類(現地物資に依るへきや否や)補充の場所、時刻を如何に定むへきや
3. 各部隊の補足品の調辨を如何にすへきや

原 案

一、給養は前衛諸部隊は各部隊の直接購買せる糧秣に依り、其他の師團各部隊は大行李糧秣に依るへし
 大行李糧秣の補充は輜重兵中隊に積載せる糧秣に依り午後十時より齋川及白石に於て交付す

師團經理部長の指示事項

一、齋川、白石に於ける糧秣交付區分左の如し

- 師團司令部
- 師團通信隊
- 步兵第二聯隊 齋川
- 野砲兵第三聯隊
- 工兵第二中隊
- 步兵第二旅團
- 野砲兵聯隊段列 白石
- 衛生隊(三分の一) 缺

二、越河、齋川、白石に於ける補足品其他の調辨に關しては師團經理部員の指示を受くるものとす

三、前衛司令官へ

先遣主計正(先遣部員として前衛と共)をして前衛諸部隊の物資調辨を援助せしむ

原案の説明

一、糧秣交付の時刻を午後十時と定めたる理由左の如し

1. 師團の宿營命令下達(齋川にて)の時刻、午後四時(命令の傳達は自動車傳令とす)

2. 大行李へ

大行李長の命令受領 午後四時二十分(宮にて)

午後五時四十分 白石着

六時四十分 齋川着

八時 越河着

九時半 更に補充の爲齋川に著

3. 輜重兵へ

輜重兵大隊長命令受領

午後四時半(金ヶ瀬、大河原の間)

敵に近き場合の給養法

糧食中隊へ

午後四時五十分(大河原にて)

八時三十分

白石着

九時三十分

齋川着

右に依り白石は九時より齋川は十時より糧秣の交付を実施することを得へし
(原案は兩交付所共午後十時と定めたるも白石は九時齋川は十時と定むるも差支なし)

二、前衛の給養を部隊は直接購買せる糧秣に依ることを命令せしは師團經理部長の圖上の判断のみに基くものにあらず先に騎兵隊と同行せし部員等よりの報告を基礎としたるものとす總て給養の命令は確たる資料を基礎とし下さるるものなることを銘記せざるへからず

第三問題

一、九月一日午後四時宿營ノ爲大行李及輜重ニ與フル命令

講評

一、大行李に與ふる命令

1. 敵軍及友軍の状況中に於て我騎兵隊の状況を示さざるものあり騎兵隊大行李の宿營に關係あるを以て之を示すを可とす
又騎兵隊大行李は某本隊の現在地に分進せしむること能はざる情況なるを以て之か宿營地を指定すること必要なり

2. 師團の給養法、糧秣交付所の位置を示したるものあるも大行李か各部隊の位置に分進して宿營する本情況に於て之を大行李長に之を示すの要なし

二、輜重隊長に與ふる命令

1. 輜重の宿營區域を金ヶ瀬―槻ノ木間と示せるものあり、金ヶ瀬以東又は宮以東と示したるものあり前者に依るを可とす

(参考)

陣中要務令第三三一

師團輜重ハ概ネ行軍長徑ニ應シテ宿營セシムルモノニシテ高級指揮官ハ通常其先頭及後尾ノ位置ヲ概示シ輜重隊長ヲシテ其範圍内ニ於テ適宜宿營セシムルモノトス

2. 糧食中隊の前進を命するに「齋川ニ一小隊、白石ニ二小隊」又「齋川ニ二小隊、白石ニ一小隊」となせるものあり

敵に近き場合の給養法

本件前進せしむべき輜重の小隊數に就ては後に研究すへし

3. 師團本夜の給養命令を示したるものあるも其必要なし
4. 輜重の補充は作業者全部が兵並輜重兵中隊より受くる考案なるも輜重の補充は原則として先づ現地物資に依るを以て第一義と爲すべきものとす
5. 空輜重兵中隊の宿營を師團長より指定したるもの多し本情況に於ては特に之を示すを適當とすへし然れとも一般の原則は中隊長自ら處斷すべきものなることを承知しあらざるへからず

(参考)

輜重兵操典草案第三三五

空虛トナリタル中隊ノ糧秣ハ通常所屬隊長ヨリ命令セララルモノトス

前項ノ命令ニハ時日、地點、品種、數量等ヲ指示セラルルモノニシテ途中ノ宿營其他ノ事項ハ中隊長自ら處斷スルモノトス

原 案

一、大行李長ニ與フル命令

第一師團命令

九月一日午後
四時於齋川

- 一、混成約一旅團ノ敵ハ本日午後三時頃主力ヲ以テ松川附近ニ達シ爾後前進ノ模様ナシ又掛田川俣方向ニハ敵兵ヲ見ス
我騎兵聯隊ハ福島附近ニ於テ敵騎兵ト相對ス
- 二、師團ハ本夜藤田―白石間ニ宿營セントス
諸隊ノ宿營地別紙略スノ如シ
- 三、大行李ハ各所屬部隊ノ位置ニ分進スヘシ
騎兵第一聯隊ノ大行李ハ師團司令部ノ大行李ト共ニ越河ニ宿營スヘシ
- 四、予ハ越河師團司令部ニ在リ

師團長 中 將 某

下達法

自動車傳令ヲ以テ筆記シタルモノヲ大行李長ニ送付ス

一、輜重兵大隊ニ與フル命令

第一師團命令

九月一日午後
四時於齋川

- 一、敵ハ大行李長ニ命令セルモノニ同シ
- 二、師團ハ本一日夕前衛ヲ以テ藤田ニ、師團本隊ヲ以テ越河白石間ニ宿營セントス

敵に近き場合の給養法

三、輜重ハ金ヶ瀬―槻ノ木間ニ宿營スヘシ
 本日午後……(後ノ問題ニ關係アルヲ以テ省ク)……ヲ進メ師團經理部員
 ニ交付シ後宮ニ宿營スヘシ空中隊ハ明二日朝五時白石ニ於テ師團經理部員ヨリ
 補充ヲ受クヘシ

四、子ハ越河師團司令部ニ在リ
 午後九時命令受領者ヲ出スヘシ

師團長 中 將 某

下達法

大行李ニ下セルモノニ同シ

第四問題

一、本夜ノ給養及補充ニ關シ師團長ノ下スヘキ命令ノ種類(即席答解)

原 案

- 一、各部隊長へ給養命令(陣中要務令第四三八)
- 二、大行李長へ大行李ノ分進命令(陣中要務令第三二七)

三、輜重兵大隊長へ(陣中要務令第四四〇)

1. 輜重糧食)中隊ヲ白石及齋川兩糧秣交付所ニ前進糧秣ヲ師團經理部員ニ交付ノ
 件

2. 同空中隊ヲ白石ニテ補充ノ件

四、師團經理部長へ

1. 糧秣交付所ヲ白石及齋川ニ開設シ糧秣交付ノ件(陣中要務令第四四〇)

2. 輜重空中隊ヲ白石ニテ補充ノ件

第五問題

一、本夜ノ給養上師團經理部長ノ爲スヘキ處置(即席答解)

原 案

一、本夜ノ給養法ニ關シ師團長ニ意見ヲ具申ス(午後四時)

二、前衛ノ給養ニ關シ主計正部員ニ(前衛ト同行シアルモノトス)命令ヲ與フ(情況第
 一第二項參照同時ニ前衛司令官ニ給養上必要ノ件ヲ指示ス

三、糧秣交付所(白石及齋川)ニ經理部員ヲ派遣ス(此部員に與ふる命令は第七問題參

敵に近き場合の給養法

照)

- 四、各部隊ノ補足品調辨ヲ援助スル爲左ノ地點ニ經理部員ヲ派遣ス
越河(師團司令部所在地ナルヲ以テ經理部長ノ下ニアル部員ニ命ス)齋川及白石
- 五、輜重空中隊補充調辨並補充ノ爲白石ニ經理部員ヲ派遣ス

(注意)

(二)以下の經理部員の配當は第六問題參照

(附言)

騎兵隊と同行しありたる經理部員(二名を同行せしめたるものとす)は午後五時迄越河師團經理部に復歸せしめられたるものとす

第六問題

一、九月一日夜ニ於ケル師團經理部々員任務分課ノ現況如何(即席答解)

研究

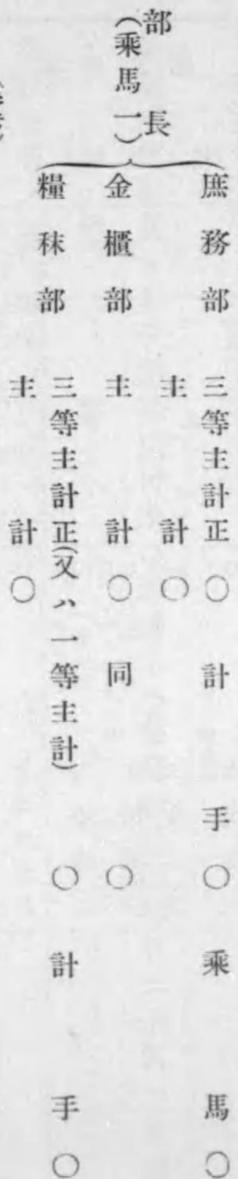
- 一、師團經理部ノ編制左ノ如シ
部長(〇〇等主計正) ○
- 三等主計正(又ハ一等主計) ○
- 一、二等主計 ○

計手 ○
乘馬 ○

(注意)

- 1. 師團管理部には別に主計〇計手〇あり
- 2. 師團獨立するときは主計〇計手〇を増加す

二、經理部勤務令ニ依リ經理部ヲ庶務部、金櫃部、糧秣部ニ分チ部員ヲ配當セル一例左ノ如シ



(參考) 西伯利亞出征の際第三師團經理部の分課別表の如し

部長	區分	主計正	業	務	主	計	計	手
			庶務	主	陸軍二等主計	牛尾	囊	一

敵に近き場合の給養法

陸軍第一等主計正原田武德									
部務庶		部金		糧秣		倉庫		車庫	
福主		永計		惠本		等二		主計正	
被服陣營具消耗品事項		營繕		金糧事務		糧秣事務		倉庫	
陸軍三等主計		同		同 一等主計		同 二等主計		同	
加藤信義		堀田寅之助		豊田節太郎		松岡榮治郎		宮崎重俊	
同		同		同		同		同	
長(チタ倉庫)		長(ウエルフネ倉庫)		同(ベツチャン倉庫)		同(ネルチンスタ倉庫)		同	
山中讓平		矢崎義次		三輪信字		加藤憲三		同	
二		二		二		三		二	
一		二		三		二		一	

(注意) 本分擔表は第三師團西伯利亞出征の當初に定めたるものとす

部員ノ所在		區分		部員ノ配當		常時ノ分擔	
前衛		越河(師團司令部)		齋川		計	
前衛ノ給養援助(三等主計正又ハ一等主計一ヲ含ム)		補足品調辨(部長ノ下ニ在ルモノ)		糧秣分配(部長ノ下ニ殘レルモノヲ含ム)		白	
三		〇〇		〇〇		〇〇〇〇	
〇		〇〇〇		〇〇		〇〇〇	

- (注意)
1. 騎兵隊ト同行セル部員ハ午後五時師團經理部ニ復歸セリ
 2. 〇ハ糧秣部ヲ示ス其他之ニ準ス

第七問題

一、師團經理部長トシテ糧秣交付所ニ派遣スヘキ師團經理部員ニ示スヘキ事項

- 原案
- 一、糧秣交付ノ時刻輻重ノ到著スル時刻共及場所
 - 二、殘餘糧秣ニ對スル處置
 - 三、大麥ノ不足ニ對スル處置

(説明)

輻重中除積載馬糧は編制の改正に依り大麥〇升(行李輻重の輓)なりしを全部〇升携行のことに改められたり大行李に之を補充する場合(大行李は從來の通携行す)其不足品に對し處置を必要とするに至れり(第十問題の研究参照)

敵に近き場合の給養法

四、計手、衛兵ノ配當

研究

- 一、殘餘糧秣の處置(大正十四年改訂作戦給養教程第一〇四頁參照)
 - 1. 其儘殘置して野戰倉庫開設用とす
 - 2. 臨時車輛を以て他に運搬す
 - 3. 翌日の補充に差繼ぐ
 - 4. 輜重の給養に充つ
 - 5. 附近部隊に交付す
 - 6. 各部隊大行李に交付携行せしむ

(參照)

分配殘品の處分に關し特に命令なきときは糧秣部附は之を附近各部隊に交付し又は適當の地點に移送する等の方法を講ず(戰時經理部勤務令參照)

- 二、戰鬪間等にして先進輜重隊を派遣せられある場合は輜重中隊彈藥行李の補充に就ても必要の指示を與ふべきものとす

(參照)

大行李、輜重の行動、第七問題の研究先進輜重隊の給養

第八問題

- 一、齋川、白石兩糧秣交付所ニ輜重各何小隊ヲ前進セシムヘキヤ

(注意)

- 一、各部隊人馬數一覽表は別紙の通り
 - 二、輜重中隊には別表(略す)の通り糧秣を區分積載しあり
- 各部隊人馬數一覽表

各區分	人	馬		計
		乘馬 (行李輜重ヲ除ク)	行李輜重 馬	
師團司令部				
通信隊				
步兵第二聯隊				
野砲兵第一聯隊(大隊缺)				
工兵第二中隊				
騎兵第一聯隊大行李				
計				

敵に近き場合の給養法

計算誤りのもの多く原案に對し近似數を得たるもの僅かに數名のみ

原案

齋川及白石糧秣交付所 糧秣過不足調

(九月一日) 第一師團經理部

品名	單位	齋川		白石	
		所 要 量	過 不足	所 要 量	過 不足
精米	石	六、〇			「二、六」
精麥	石	二、四			「一、二」
雜肉	貫	五、二			「二四、八」
醬油	貫	八、五六			「一、四四」
大麥	石	「一七、三」			「一六、九」

(備考)

小隊積載量ハ中隊積載量ノ三分ノ一トシ尙梱包ノ關係ヲ顧慮シテ取捨決定セリ

第十問題

一、白石、齋川兩糧秣交付所ニ輜重各一小隊ヲ前進セシムルコトトシ糧秣ノ過不足

ニ對スル處置ヲ如何ニスヘキヤ

原案

一、不足品は齋川、白石共現地に於て調辨す

規定の糧秣なきときは代用品を以て調辨し大行李の補充に充つ

此調辨は糧秣交付の爲派遣せられたる經理部員之に任す

二、剩餘糧秣中齋川に殘置せし人糧は輜重明日の給養に充つる爲殘置し其保管を

町(村)長又は名望家に依託す白石の剩餘大麥は輜重の補充に充つ

研究

輜重兵中隊積載馬糧(大麥)不足に對する處置

輜重兵中隊積載馬糧は大麥〇升(行李輜重の輓馬は〇升)なりしを編制改正の結果全部〇升携

行のことに改められたり然らば之を以て大行李を補充する場合(大行李は從來其不

足に 如何に處置すヘキヤ

1. 師團經理部之を一途に蒐集し糧秣交付所に於て追加の上交付すヘキヤ

2. 各部隊に於て大行李を糧秣交付所に分遣するに先たち豫め不足量を自ら調辨

して積載せしむヘキヤ

敵に近き場合の給養法

一、大麥の不足は原則として各部隊に於て調辨補充すべきものとす而して其方法は次の如くなるへし

1. 先一頭宛一升を現地に於て調辨し之に大行李積載大麥の内四升を使用し一升を殘置す

2. 先大行李積載五升を使用し更に各部隊一頭一升宛を調辨し大行李に積載す

二、各部隊現地に於て調辨困難なるときは師團經理部に於て其調辨を援助し又は一途に調辨の上糧秣交付所に蒐集し交付するの要あり尙詳言すれば

1. 各部隊大行李糧秣交付所に至り其補充を受け直に所屬部隊の位置に復歸する
とき

此場合大行李補充の命令を受けたる經理部員としては通常交付開始迄の時間僅少なる爲其蒐集に多大の困難を感ずること多かるへし

2. 糧秣車輛のみ各部隊の位置に分遣し後方に歸還し他の大行李と共に宿營する
とき

此場合には糧秣交付所は通常大行李の宿營地附近に選定せらるるを以て要すれば乘馬隊の大麥の一部を後に交付することとせば時間の餘裕を得調辨上大

なる困難なかるへし

尙一言すへきは輜重中隊には師團外の部隊の分を豫備として携行しあるを以て輜重の卸下糧秣に餘裕を生し特に調辨を要せざること往々にして之あるへし

第十一問題

一、白石ニ派遣セラレタル師團經理部々員トシテ輜重補充ノ爲調辨スヘキ糧秣ノ品種及數量ヲ計算スヘシ

原 案

- 精 米 ○○石○斗(四斗依)
- 精 麥 ○○石○斗(五斗依)
- 罐 詰 肉 ○○○貫○○○ 代用品
- 醬油 エキス ○○貫○○○ の代用品 醬油 ○石○斗○升(九斗依)
- 大 麥 ○○石○斗(五斗依)

情 況 第 一

敵に近き場合の給養法

一、午後四時師團長は一參謀をして前衛司令官に前衛の警戒師團の宿營に關する命令を口達せしめたり
前衛司令官は午後四時四十分頃藤田北端に於て本命令を受領し直に左記前衛命令を下達せり

前衛命令

九月一日午後五時
於藤田北端

一、敵情(略ス)

我騎兵聯隊ハ福島附近ニ於テ歩兵ノ支援ヲ有スル優勢ナル敵騎兵ト相對ス

師團ハ本夜越河―白石間ニ宿營ス

二、前衛ハ藤田南端附近ニ宿營シ松原、瀬戸場、上戸、猫川、佐野臺ニ至ル間ヲ警戒セントス

三、前兵(前衛騎兵タル騎兵一小隊ヲ屬ス)ハ前哨トナリ桑折北端附近ニ位置シ松原、瀬戸、上戸間ヲ警戒シ飯坂、瀬ノ上、保原方向ノ敵情ヲ搜索スヘシ
敵襲ニ方リテハ小峯、上臺、桑折東北端ノ高地線ヲ固守スヘシ
歩兵第一聯隊長ハ別ニ歩兵各一小隊宛ヲ中屋敷、佐野臺ニ出シ前哨ニ連

繋シテ保原、梁川方向ヲ警戒セシムヘシ

四、前衛ノ殘餘ハ前衛本隊トナリ藤田南端附近(國重以北藤田町役場以南ノ地區トス)ニ警急舎營ヲ爲スヘシ

舎營司令ハ歩第一聯隊長トス

五、予ハ後刻藤田南端ニ在リ午後六時命令受領者ヲ同所ニ出スヘシ

傳達法

前衛本隊ノ先頭ニ在ル諸隊長ニハ口達ス前衛騎兵ニハ別ニ筆記シタルモノヲ傳騎ヲシテ送達セシム

二、本一日師團出發に先たち師團經理部長は前進地帯物資偵察の爲經理部員主計(主計ニを附す内一は乘馬とす)を前衛部隊と共に同行せしめたり

師團經理部長は午後四時一參謀(前衛司令官の許に至るもの)に託し同主計正に左記要旨の命令を傳へたり

1. 本一日夕前衛諸部隊は部隊の直接購買せる糧秣に依り給養のことに命令せられたり

2. 貴官は前衛司令官を補佐し特に物資の調辨を援助し要すれば一途の調辨を行

敵に近き場合の給養法

ふ等機宜の方法を講すへし
 三、藤田、桑折附近には多少の集合物資現在し町村吏名望家を介するときは前衛諸部隊の給養を措辨するに難からず

第十二問題

一、九月一日夜ニ於ケル前衛諸部隊ノ給養ニ關シ主計正部員ノ處置

講評

一、給養法

前哨本隊(桑折町)の糧秣をも經理部員をして一途に調辨して分配せんとするものあるも徒に手数を重ねるのみにして効果尠し其調辨は大隊自らをして處理せしむるを可とす而して給養を一層良好にし實施を迅速ならしむる爲に經理部員を助力せしむるは可なるへし

二、調辨地區の指定

藤田町役場以北の地區に就き何等の處置なきも其儘に放任するときには各部隊適宜に調辨を實施し種々の弊害を醸生することとなるへし

原案

- 一、糧秣は一途に調辨の午後六時半より藤田町役場に於て分配す
 前哨本隊(步兵第一聯隊第一大隊)の給養は部隊の直接購買せし糧秣に依らしむ
 - 二、一途調辨の品種は精米、精麥、大麥とし外に極力生肉(已むを得されは生牛又は豚)を調辨し分配すること努む
 - 三、步兵聯隊砲工大隊の補足品調辨を容易ならしむる爲各宿營地の外に藤田町役場以北の町内を適宜分割の上配當す
 - 四、前哨本隊の給養援助の爲部員主計一を派遣す尙自ら他の部員をして野砲兵大隊の干草、藁の調辨を援助せしむ
- 以上前衛司令官に意見を具申し直に其實施に任す

(参考)

前衛本隊の兵額左の通り

部	區	分	人	馬		計
				乘	馬	
步兵第一旅團司令部					鞍馬(行李輜重ヲ除ク)	
步兵第一聯隊第一大隊					行李輜重鞍馬	

敵に近き場合の給養法

野砲兵第一大隊									
工兵第一大隊一中隊									
衛生隊三分の一									
歩兵第一聯隊第二大隊大行李									
計									

第十三問題

前哨配備要圖

講評

- 一、前哨本隊より桑折西南端に前哨一中隊直接本隊より桑折東南端に一小隊、小峰に半小隊を出したるものもあるも小峰の分は前哨第一中隊より出すを可とせん總て本隊より直接出すことは報告命令を繁雜ならしむるのみならず機宜の處置を採り得ることとなり尙本隊の休息を害することともなるへし
- 二、前哨中隊の位置を桑折町中央となしたるものあり

陣中要務令第二〇二

前哨中隊ハ主要ナル抵抗線ヲ形成スルモノニシテ敵襲ニ際シ之ヲ拒止スルヲ任トス故ニ別命ナケレハ極力其位置ヲ保持

スヘキモノトス

陣中要務令第二〇九

小哨ハ歩哨ノ支援及後援タルモノニシテ前哨中隊(若ハ前哨本隊)ノ前方(或ハ側方)要點ニ位置シ警戒ノ爲ニ必要ナル搜索ニ任シ敵襲ニ際シ前哨中隊(若ハ前哨本隊)ヲシテ戦備ヲ整フルノ時間ヲ得シムルモノトス

- とあり右條項に照し前哨抵抗線を離れ遠く後方に位置することは適當ならず
- 三、小哨の兵力を桑折東南端に一小隊、小峰に半小隊と爲したるは多きに過く

陣中要務令第二〇五

前哨中隊ヨリ出スヘキ小哨ノ兵力及箇數ハ勉メテ之ヲ小ナラシメ以テ中隊ニ於ケル抵抗カヲ大ナラシメサルヘカラス

四、其他

- 1. 桑折東南方橋梁の前方に小哨を出したるものあり徒に警戒面を過廣ならしめ適當ならず
 - 2. 鐵道線路上に歩哨の配置なきものあるは不注意なり
 - 3. 騎兵の將校斥候を福島に派遣せるものあり前哨大隊の騎兵は一小隊にして將校は一名なり明早朝より行動を要するに依り將校を任命するは不可なり
- 在福島騎兵隊との連絡の任務をも課すとのことなるも連絡なれば前哨本隊より出せは可なり

敵に近き場合の給養法

第十四問題

一、前哨大隊附主計トシテ給養實施考案

原 案

一、給養法(給養命令案)

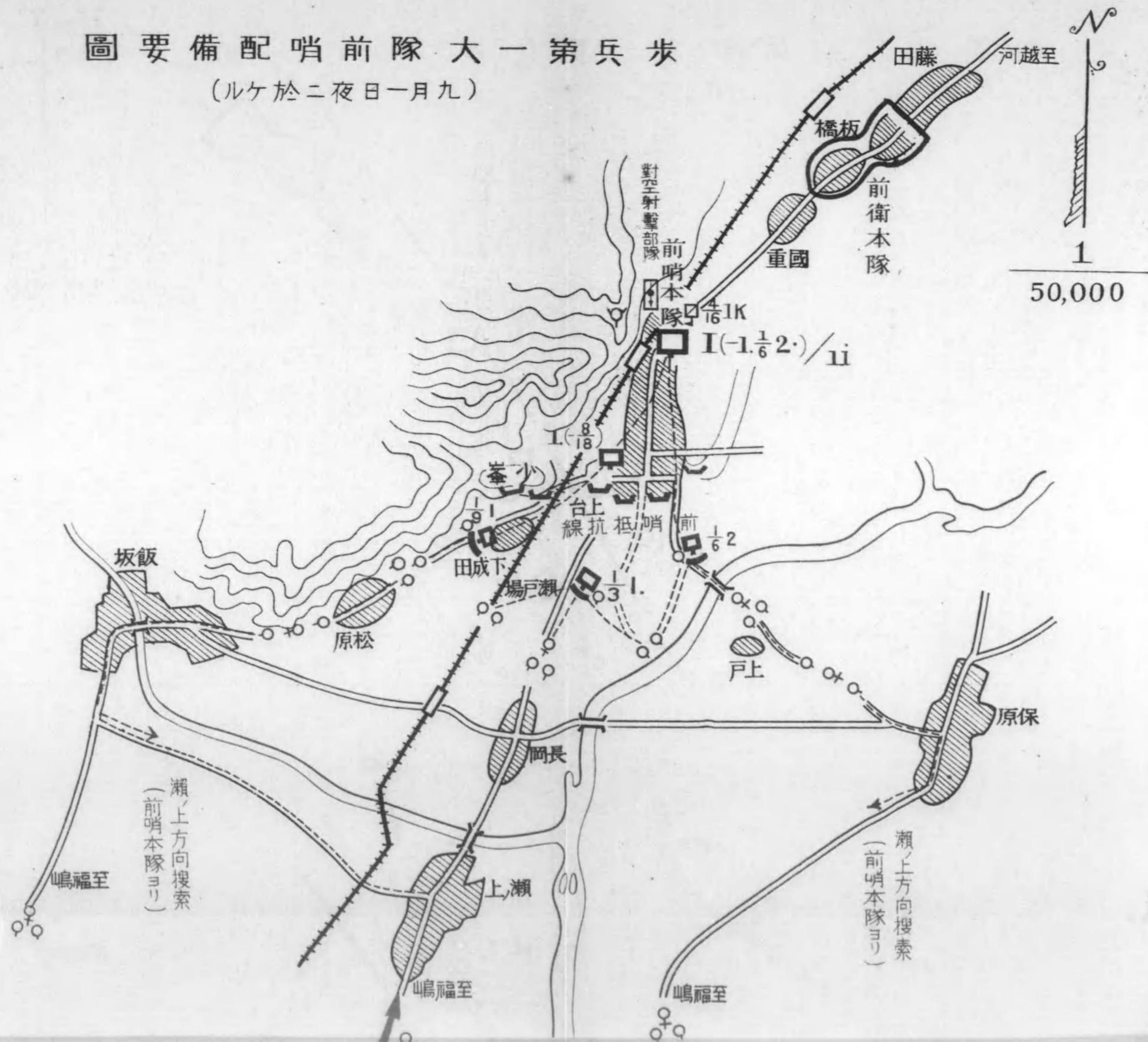
糧秣及露營材料は午後七時より桑折町^{95.03}北方三叉路附近(馬糧は馬繋場に於て分配す)

給養に関する指示事項(主計及副官より)

1. 炊事は飯盒に依るも補助として一部地方炊具を使用することを得第二、三、四及機關銃中隊飯盒炊事場の位置は次の通り(圖上又は現地にて指示す)
2. 前哨中隊(桑折東南端に出す小哨の給養を擔任する中隊共以下同し)の糧秣は午後六時半本隊より送付の豫定に付同時迄給養掛を差出すへし
3. 各小哨の位置に要する露營用品は各中隊に於て調辨すへし

歩兵第一大隊前哨配備要圖

(九月一日夜二於ケル)

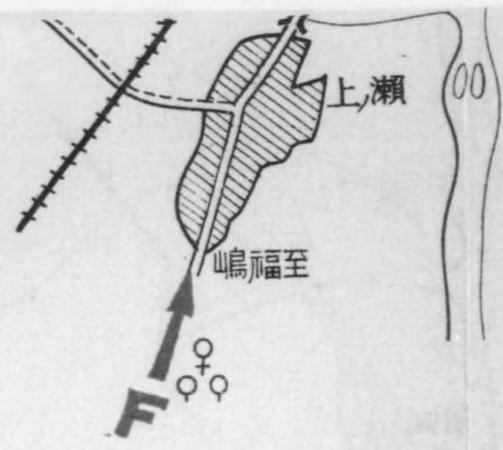


- 給養に関する指示事項主計及副官より
- 炊事は飯盒に依るも補助として一部地方炊具を使用することを得第二、三、四及機關銃中隊飯盒炊事場の位置は次の通り(圖上又は現地にて指示す)
 - 前哨中隊(桑折東南端に出す小哨の給養を擔任する中隊共以下同し)の糧秣は午後六時半本隊より送付の豫定に付同時迄給養掛を差出すへし
 - 各小哨の位置に要する露營用品は各中隊に於て調辨すへし

配す
給養及露營材料は午後七時より桑折町95.北方三叉路附近(馬糞場)に於て分

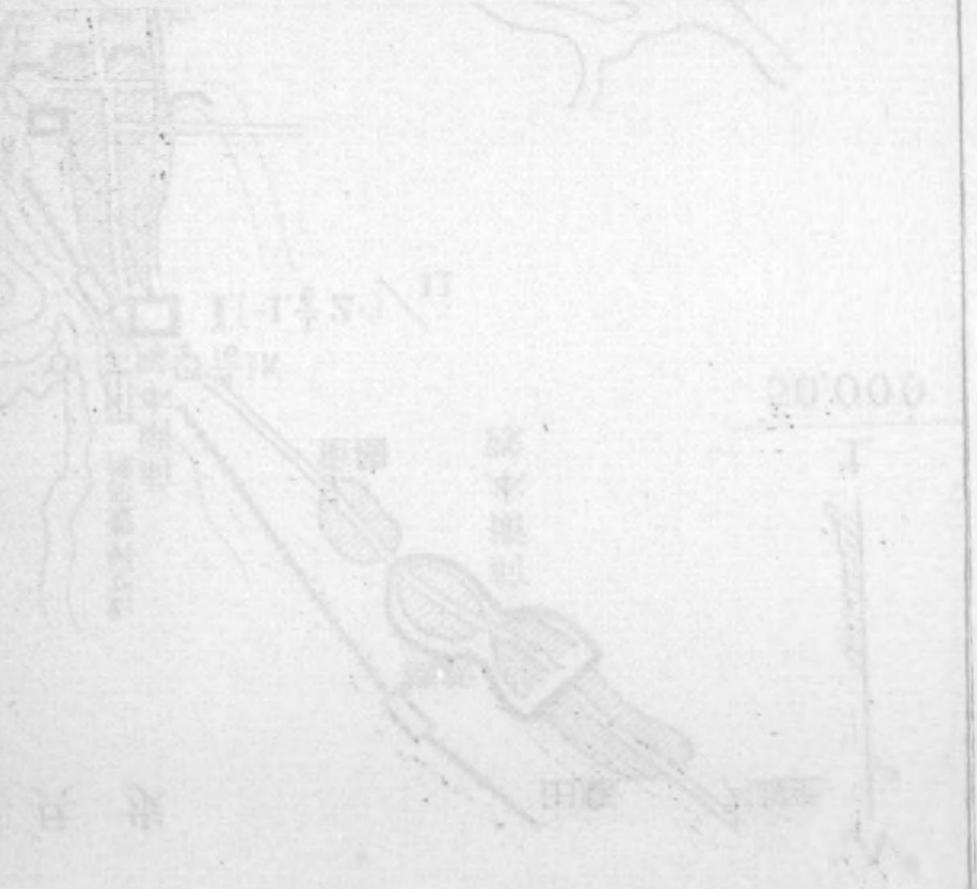
鳴福至
♀♀

向搜索
全隊ヨリ



鳴福至
♀♀

上方方向搜索
(前哨本隊ヨリ)



尙前哨中隊の副食品は調理、分配に比較的手数を要せざるものを選定す
3. 炊事掛下士をして豫め分配所の設備を爲さしめ前哨中隊の分を最先に分配せしむ(此分は大隊の兵力にて送付す)

計手をして馬糧露營用品の分配に任せしむ

三、主計は以上の外生肉の類を大隊に於て調理、炊事せしめ速に各中隊に分配することに努む

四、給養の状況は經理部員に託し主計正部員に報告す

五、前哨本隊の給養に關し特に左の點に注意す

- 1. 炊火を敵に發見せられざる如く努む
- 2. 糧秣の調辨分配の動作を特に靜肅に實行す

原案の説明

一、本問題の一般給養の場合と異なる點左の如し

- 1. 前方に在る部隊の給養を最先とすること
- 2. 特に給養の良好にして豊富なることを期すること(徹夜勤務に服するものなるに依り特に此に注意を必要とす)
- 3. 炊火を敵に發見せられざること、分配調辨を最も靜肅に實行すること

(参考)

陣中要務令第二〇七(前哨中隊)

前哨中隊ニ於テ飲盒炊事ヲ爲スノ已ムヲ得サルトキハ火焰ヲ上空及敵方ニ暴露セサル如ク細心ノ注意ヲ爲スヲ要ス而シテ食事ハ通常先小哨ニ送致シ然ル後前哨中隊ノ人員ニ喫食セシムルモノトス

本條第十四問題は前哨中隊を其位置に於て飯盒炊事を行ふ場合に就て研究せり改正陣中要務令の本旨に依れば前哨中隊の位置に於て飯盒炊事を爲すは已むを得ざる場合に限ることを明示せられたり即ち炊事は前哨本隊の位置に於て實施し前哨中隊の分は之を送致するを例とす而して飯盒炊事の場合は前哨中隊の分は本隊中の某中隊に命して炊事せしめ之を前送せしむ

二、經理部員の援助に就て

本狀況に於て經理部員をして援助せしめたるも常に此援助を爲すものの如く考ふるときは誤に付特に注意すへし

三、地方炊具の利用

陣中要務令に地方炊具の利用とは永き駐軍間各宿舍に於て家庭の炊具を以て炊事するの意にして駐軍間等此種炊具の利用は給養上最も良く實際に適合する方

敵に近き場合の給養法

法なりとす

地方炊具は之を利用し得る場合は進んで之を使用するを可とす然れども其利用は前述の特質に稽へ軍隊民家に入り舎營を爲す時に於て其價値を認め得るものとす

本想定の前哨中隊の炊事は第一に警戒を妨ぐることなきこと次に炊事を最も早く完了することを以て著眼と爲さざるへからす今此場合に地方炊具を利用すときは中隊の人員中隊長以下〇〇〇名一戸に於て(米一斗副食及飲湯)の割合にて炊事するも一二戸を使用せざるへからす一戸三人の當番卒とし三六人の兵力を割くこととなる此人員を中隊の位置より炊事勤務の爲民家に分離することは警戒上大に考慮を要すへし敵地に於て然も戦線に近く何等の警戒なく民家に入りて各戸に動作せしむるに於てをや中隊に於て尙然り前哨本隊(中隊)の如き更に廣範圍に散在して民家を利用することとなり敵襲等の場合大なる混雜に陥り其任を完うし得ざることなきにあらざるへし依て警戒の顧慮上中隊毎に敵に遮蔽し飯盒に依り合同炊事を實施するを適當とす但し炊事を迅速ならしむる爲に最小限度に二、三の民家を利用し地方炊具に依り副食を炊事するは可なるへし

(一斗又は二斗炊き等の炊具現在し一、二の民家にて中隊全部の分を炊事し得る如き場合には進んで之を利用するを可とせん之臨機之處置にして例外のことなりとす)

炊事を迅速ならしめ温食給養の目的を達成する爲に常に各種炊具の特長を遺憾なき程度に利用すること必要なり此主旨より地方炊具の如き進んで之を利用するを可とし徒に其利用を制限するは不可なり(平時演習の場合他に理由ありて其使用を制限するは特別とす)但し敵に對する顧慮警戒の動作を妨げざることに就ては考慮を拂はざるへからす

第十五問題

一、前哨第一中隊飯盒炊事實施要領

注意

1. 中隊の人員は中隊長以下〇〇〇名とす
2. 副食物共飯盒に依るものとす

本問題は各自の研究に委す其研究を要すへき事項左の如し

- 一、中隊長の下すへき給養命令
- 二、糧秣受領分配、炊事勤務員の配當(特に炊事勤務員の配當)

敵に近き場合の給養法

- 三、炊事場の位置選定、設備（炊事場構築の要領及敵に遮蔽する方法）
- 四、飯盒水筒の蒐集、糧秣の受領、炊事調理の要領（反覆炊事の爲飯盒使用の順序）
- 五、分配の方法及其順序（特に前方部隊への運搬方法）
- 六、炊事分配完了時間、燃料、水の所要量の計算
- 七、飯盒炊事に關する取締上の隊長規定事項等

飯盒炊事の要領は作戦給養作業の参考同要領例参照

第一 想 定（續キ）

三、戰鬪間の給養法

情況第二 想定ハ第一想定ニ依ル
情況第一ハ已ニ示シタル通り

一、七月八日早朝師團は其宿營地を出發し二縱隊となり右縱隊（師團主力）を以て羽州街道を左縱隊（歩兵第二旅團歩兵第四聯隊缺）を以て谷地、富並、大石田道を何れも尾花澤に向て前進す此日天氣晴朗彼我飛行機は高く上空に飛翔するを見る

右縱隊は午前七時歩兵の先頭を以て漆山を出發し途中敵の妨碍を受くることなく午後一時本隊の先頭を以て楯岡南端に達す此時師團長は前衛司令官より續いて飛行隊長より左記要旨の報告を受く斯くして前方に當り時々小銃聲起るを聞く

1. 約三、四千の敵は本日午前十時頃より逐次尾花澤北方地區に達し田澤（尾花澤東北方四吉米）西方高地、野黒澤、蘆澤の線を占領し工事を急きつつあり
2. 我騎兵隊は目下母袋（尾花澤西南方八吉米）其一部は大石田町附近に於て略同等の敵騎兵

戰鬪間の給養法

と相對す

3. 有力なる砲兵を有する約五六千の敵は本日午前十一時半頃其先頭を以て新庄を通過して南進せり

此時左縦隊は敵の抵抗を受くることなく正午白鳥谷地町北方十吉米を通過し前進せる旨の報告に接す

右の情況を知り師團長は前面の敵を攻撃する爲先づ前衛を以て尾花澤北端附近を、左縦隊を以て岩袋附近を占領、師團本隊をして横内附近に開進を命し自ら敵情地形を偵察する爲砲工兵隊長を率ひ尾花澤に急行せり

二、午後三時師團長は諸偵察を爲したる後明拂曉一部を以て羽州街道方向より主力を以て和合(尾花澤東北方約二吉米)方向より田澤西方高地に向ひ攻撃に決し明日午前二時より行動を開始し左の如く攻撃準備の位置に就くことに命令せり

右翼隊

長少將某

歩兵第一旅團

騎兵一分隊

安久戸(尾花澤東北方三吉米)北方一吉米附近より無名祠を経て和合に至る間を占領、田

澤西方175.5の敵に向ひ攻撃を準備す

中央隊

長少將某

歩兵第二旅團(歩兵第四聯隊缺)

騎兵一小隊

工兵一中隊

右翼隊に連繫し萩袋より同西方一吉米無名池に至る間を占領、野黒澤の敵に向ひ攻撃を準備す

左翼隊

長歩兵少佐某

歩兵第四聯隊第一大隊

騎兵一分隊

中央隊に連繫し海谷北端附近を占領し蘆澤附近の敵に向ひ攻撃を準備す
各翼隊戰鬪地域の境界は福源村、福の字、尾花澤北端小學校、五十澤を連ぬる線

及福源村[村]の字大石田停車場及其南方鐵道線路とし線上は前者は中央隊、後者は左翼隊に屬す

砲兵隊

主力は尾花澤北端附近に、一大隊は岩ヶ袋北端附近に陣地を構築し先づ師團の攻撃を援助し爾後攻撃前進に伴ひ其陣地を推進す

騎兵隊

高橋附近(尾花澤東)に位置し師團の右側を警戒し且敵の左側背を脅威せしむ

飛行隊

豫備隊

天明と共に偵察を開始し彼我戦闘經過殊に敵情の變化を観察す

歩兵第四聯隊(一大隊缺)

工兵一大隊(一中隊缺)

尾花澤東北方地區に位置す(師團司令部は尾花澤北端に位置す)

工兵大隊は一部を以て砲兵の陣地進入を援助す

三、午後四時頃に於ける各部隊の位置左の如し

前衛(野砲兵第一旅團(一聯隊缺)騎兵一小隊) 尾花澤

左縱隊(歩兵第二旅團(一聯隊缺) 騎兵一分隊野砲兵一大隊) 岩袋

師團司令部

歩兵第二聯隊

工兵第一大隊(一中隊缺)

野砲兵第二聯隊(二大隊缺)

歩兵第三聯隊

野砲兵聯隊段列

衛生隊(三分ノ一缺)

横内

土生田及本飯田

第一問題

一、七月八日夜ニ於ケル師團ノ給養法(給養命令)

注意

大行李、輜重(先進輜重隊)其の給養を除く

戦闘間の給養法

一、給養法

給養の方法は左の各種の案に分れたり

1. 師團全部大行李糧秣に依るもの
2. 同携帶糧秣(甲)に依るもの
3. 大石田、尾花澤の部隊は大行李の糧秣に、其他の師團各部隊は携帶糧秣(甲)に依るもの
4. 大石田、尾花澤の部隊の直接購買せる糧秣に、其他の師團各部隊は大行李の糧秣に依るもの

第一案 全部大行李の糧秣に依り大石田、尾花澤へ大行李車輛を進めんとするは敵の顧慮上適當ならざるへし又本道上は目下歩砲其他の部隊充満しある状況にて前方に車輛の通過は殊に夜間に於て甚た困難なるのみならず混雜からざるへし

第二案 携帶糧秣を使用したるは敵に對する顧慮及明朝未明の出發なるにより給養を迅速にする爲必要なりとのことなるも陣中要務令(第四三九)に本糧秣は

他に給養の方法なく已むを得ざる場合に限る旨を教示せられあり大行李は午後四時には已に楯岡に位置しある筈なり之を分進するも遅くも七時迄には各部隊の位置に到着すべく本夜特に全部隊携帶糧秣を使用すへき情況とは判断するを得ず

第三案 尾花澤、大石田の部隊は敵の顧慮上大行李車輛を進め得すとの理由にて直に携帶糧秣を使用せんとするは一考を要す携帶糧秣は明日以後の戦闘を顧慮し極力之を愛惜し一食分にて現地の物資を利用するの著眼を必要とすへし本情況に於て必ずしも之か利用を許さざる情況にはあらざるへし

第四案 尾花澤、大石田の部隊は部隊の直接購買せる糧秣に依る案なり敵に近く人民も大部逃亡しある本情況に於て購買は所謂強制購買の方法(即ち徴發)となるへし依て事實の通り給養は部隊の直接行ふ徴發とし、時間に餘裕ある情況なるを以て威力を以て強取する方法に依らず左に示す要務令の趣旨に依り調辨を實施するを可とす

陣中要務令第四四三の末項

時間に餘裕あるときは徴發隊の指揮官は市町村吏又は住民中最も名望ある者

戦闘間の給養法

に要求し所要の物品を指令の日時、地點に於て提供せしむへし

二、大行李糧秣の補充

1. 大行李糧秣の補充を師團輜重兵中隊の積載品を以てせんとするものあり已に研究せし敵に遠き場合の給養第五問題原案一の3を参照せば右様の誤りなき筈なり即既に經理部員に於て現地物資を調辨のことに計畫しあり
2. 大行李補充の時刻を午後五時又は六時と計算せるものあるは誤なり早くも八時以前には補充困難なるへし
又明九日朝補充を行はんとするもの多し分進せる大行李の歸着遅かるへしとの判斷なるも遅くも十一時頃迄には楯岡に歸著する筈なり

三、補足品の調辨

1. 横内、土生田、本飯田附近の部隊に對し師團經理部に於て一途に調辨して分配せんとする案あるも補足品の如き此方法に依るときは却て手数と時間を増し效果大ならず
調辨地區を適當に指示し尙要すれば調辨に助力を與ふる程度にて可なり
2. 補足品調辨困難なるものは經理部に請求すへしと示したるものあり餘りに抽

象的にして各部隊としては何時に請求し、何時頃受領し得るやに惑ふへし

3. 横内、土生田、本飯田には歩兵聯隊、砲兵隊及工兵隊等多數の部隊集團して位置しあるに補足品調辨に關し何等の顧慮を拂はざるもの多し地區を適當に指示せされは各部隊競合の結果を惹起すへし

四、増加給

各部隊其本夜は終夜陣地占領の爲諸工事に多忙なるへし尙夜半陣地の占領なるを以て増食の支給は最も機宜に適應する處置なるへし而して此際加給は大なる意味なかるへし

五、其他

1. 騎兵隊の給養を尙隊長に委任しあるものあるも師團に合して位置し在る本情況となりては一途に統轄し師團に於て直接給養を命令するを可とす
2. 工兵第一中隊の給養を歩兵第一聯隊に擔任せしめたるものあるも工兵隊は中隊を給養の單位とするに依り獨立せしむるを可とす
3. 補足品は現地にて徴發すへしと示したるものあるも其要なかるへし
陣中要務令第四三五に「完全定量ニ對スル不足分ヲ勉メテ充足スルハ給養單位

タル部隊長ノ責任ニシテとあり其調辨に方り購買に依る能はさるときは各部隊長責任を以て徴發を實施せざるへからず之補足の責任を課せられたる以上各部隊長としては當然の處置なりと解す

終りに一言す給養の命令冗長なるもの多し又部隊の購買に依り(已むを得されは徴發)と示し或は本命令には大行李糧秣に依るとあるに經理部長の指示事項として携帶糧秣(甲)に依り其補充は大行李に依るへしと示したるものあり宜しく何れか給養最も確實なるやを判斷し其一を示すを可とす不徹底なる命令は實施者を惑はしめ混雜の際二様の命令は往々誤りて傳達せらるることあり注意せざるへからず

原 案

- 一、給養は騎兵聯隊、前衛及右縱隊は部隊の直接徴發せる糧秣に其他の師團各部隊は大行李の糧秣に依るへし
大行李糧秣の補充は師團經理部の現地に於て調辨せる糧秣に依り午後九時より楯岡町北端小學校に於てす
- 二、本日増食(飼)を給することを得

給養の細部に關しては師團經理部長をして指示せしむ

師團經理部長の指示事項

- 一、横内、土生田、本飯田に位置する部隊(師團本隊)の補足品調辨地區は現地に就き師團經理部に於て指示す
- 二、前衛及右縱隊の徴發地域は當該司令官に於て指定するものとする
- 三、増食(飼)は人は精米二合、馬匹大麥一升とし各部隊宿營地區内にて調辨するものとする(師團本隊の分は師團經理部より交付す)

研 究

輻重兵中隊積載馬糧(大麥)の不足に對する處置

已に述べたる如く輻重兵中隊の積載品を以て大行李を補充する場合、大麥の不足は各部隊に於て調辨するを原則とす是馬糧は其代用品の現地調辨は容易なりとの實驗より來れるものなり敵に近き場合の給養法第十問題に於て師團經理部に於て調辨して大行李を補充せしは補足品の調辨も困難にして師團經理部員を派して其調辨を援助せし情況なると其不足品を交付せし齋川には馬糧使用最も大なる砲兵隊の宿營しあると尙同地に糧秣交付所を開設したる關係上大麥の不足は各部隊の

調辨に委することなく師團經理部に於て一途に調辨し分配するを可とせしに依るものとす

終りに尙一言すへきは此問題は大行李の糧秣を輻重兵中隊に積載する糧秣を以て補充する場合に就ての研究なること之なり

本情況は楯岡に於て師團經理部の調辨せし現地物資を以て補充する場合なるに依り其趣を異にし大行李は當然完全定量にて補充せられ各部隊は此場合に於ては大麥の不足品の調辨を要せざるものとす

師團命令に依り「大行李の補充は師團輻重兵中隊に積載する糧秣を以て」とあるときは大麥の不足は各部隊に於て調辨すへきものとす其他の場合は特に各部隊に於て調辨すへきことを命令せられざる限り完全定量を以て補充せらるるものとす

第二問題

一、騎兵聯隊ノ直接ニ行フ徵發實施要領

注意

八日夕師團命令の際師團より左の如く示されたるものとす

一、聯隊は本夕刻迄に高橋に進出することに努むるを要す

講評

一、本問題の研究に先ち一、二質問を試みん

(問) 徵發實施に先ち部隊長として第一に考慮すへき事項如何

(答) 部隊の直接行ふ徵發には大なる利益あるも亦大なる弊害あり依て之か實施に方り如何にして此徵發を最も弊害尠く實施し得へきや之なり殊に目前占領せる地域に於て然りとす

(問) 部隊の直接徵發を實施すへき場合如何

(答) 後方より輸送せず若は購買するの途なき等已むを得ざる場合に限る而して敵に對する顧慮比較的少き場合敵に觸接して實施する場合とあり本情況は後者なり

(問) 徵發地域は何人か之を指示するや

高級指揮官其部隊に一定の地域を指示すへきものとす

二、徵發隊の編成

1. 徵發隊を出すべき場合

戰間期の給養法

住民恐怖して物資を宿營地外に搬出し又は隠匿するとき、地方吏民の動作緩慢にして時機を失するとき、居民逃亡して在らざるとき等之なり

2. 徴發隊の兵力

最小限度の兵力に止むべきは明かなることとす而して其兵力は敵に對する顧慮、地形、住民の意嚮、地區の廣狹、時間の多少に依り定まるべし然れども結局に於て部隊の警戒勤務より免除し得べき兵力如何を基準とする外なきなり

3. 徴發隊長

中隊長を以て充てたるものあり後日重大なる國際問題等を殘す憂なからしめ軍隊の秩序を良好に維持する爲には之に任し血氣の將校を以てするは已むを得ざる場合に限るを可とすべし然れども騎兵聯隊は僅かに○中隊編制なり而も本情況は敵に最も接近し且本夜は警戒、偵察等多くの任務あり又徴發すべき物資の分量より見るも中隊長を必要とせざるべし

主計を配屬せるものあり徴發隊長の顧問として徴發の業務を補佐せしむる意ならんも徴發實施上必要の諸件は豫め之を整へ徴發隊長に示せば騎兵隊の如き僅少なる物資の調辨に必ずしも主計の配屬は之を必要とせざるべし

4. 徴發實施隊と掩護隊

徴發實施隊、掩護隊の配屬區分は徴發隊長自ら定むべきものとす掩護隊を高橋にも使用したるものあり掩護隊は宿營地區外に於て徴發する時にして而も住民敵意を有し特に不穩の形勢ある時派遣すべきものとす

宿營地内にては敵及住民に對し警戒を要する情況にては部隊自らの警戒上相當の處置を採りある筈なり

二、徴發地域の決定

徴發地域を高橋のみに止めたるものあり高橋、中澤と爲せるものあり更に廣地區に互りたるものあり

本邦中農五、六十戸に就き其所有量二分の一乃至三分の一を徴集するときは實驗上歩兵一大隊の一日量を徴集することを得べし本情況に於ける騎兵隊の人馬に對する糧秣は二十五戸内外にて充分に徴集し得べし高橋の戸數三、四十戸あるべきも寒村なるべきに依り利用し得る十五、六戸に止まるべく多少不足の感あるを以て一部中澤を利用するを可とすべし

三、調辨品種

本情況の如き迅速を要する場合品種は成るべく少きを可とせん精麥、罐詰、砂糖の類を加へたるは一考を要すべく其數量も成るべく梱包に切り上げ斗又は貫單位に止むるを可とせん

四、賠償

徵發の賠償として即金を以て支拂を爲すときは部隊の直接行ふ徵發の効果を減殺することとなるへきも一面に即金を以て支拂ふことに依り徵發の弊害を除き購買以上の利益を認めしむる結果を招來することとなるへし又敵前に於て軍票を以て支拂を爲さんとするものあるも却て軍票の信用を減することとなるの虞なきや

五、徵發の方法

地方吏、名望家を押切の役場に召集し溫和に提供を交渉すと云ふものあるも之陣中要務令(第四四三)に示す如く時間に餘裕あるときの手段にして本情況には適當せず

原案

一、徵發隊の編成

長 中隊附先任の中尉

同 中(少)尉一

騎兵三分隊(一分隊は下士以下〇とす)

二、徵發地區

高橋及中澤とす

三、徵發の爲の命令

徵發隊長に與ふる命令(七月九日午後五時於高橋聯隊本部)

貴官は給養品調辨の爲徵發隊長となり某中(少)尉及部下三分隊を率ひ左記に依り徵發の實施に任すへし

(1) 徵發すへき物資及數量(計算省略)

精米(増食の分共)

漬物

肉類

大麥

生野菜

馬糧(藁、乾草代用品共)

味噌

炊事用木炭

所用品種不足の時は相當代用品を徵集すへし

戰間期の給養法

- (2) 徵發地區は高橋及中澤の一圓とす
- (3) 徵發品は午後七時迄に(糧食は高橋小學校、馬糧は同無名祠)に搬送し某主計に交付すへし
- (4) 徵發物件に對しては別紙(略す)徵發書に所要の記入をなし區長又は所有主に交付し其氏名、品種數量を報告すへし
- (5) 徵發實施に關しては別紙徵發規則を(別紙中必要の事項を摘録す)嚴守し遺漏なきを期すへし
- (6) 細部に關しては某主計に就き承知すへし

聯隊長 大 佐 某

(別紙)

徵發實施規則

目次

- 第一節 一般ノ要領
- 第二節 物資徵集
- 第三節 警 戒
- 第四節 禁 制

第五節 賠 償

第六節 報 告

附表様式

第一節 一般ノ要領

第一、本規則ハ師團長ヨリ各部隊長ニ徵發ヲ命シ或ハ非常ニ際シ各部隊長等ニ於テ徵發ヲ實施スル場合ノ準則ニシテ各部隊長ハ情況ニ依リ所要ノ規定ヲ爲スヲ要ス

第二、徵發ノ目的ハ作戰軍ノ需要ヲ充足スヘキ物件ニ在ルヲ以テ必要以外ノ住民ノ權利及利益ヲ故ナク侵害スルヲ許サス又目的トスル物件ヲ取得スルニ方リテハ時ノ情況ニ應ジ適當ノ手段ヲ用ユルハ勿論ナルモ苟モ暴戻掠奪ニ流ルルカ如キコトアルヘカラス之カ爲徵發隊長ハ徵發實施ニ方リ深ク部下ヲ戒飭スルト共ニ至嚴ナル監視ノ下ニ施行セシメ一兵タリトモ非違ノ行爲アラシメサル如ク軍紀ノ維持ニ特ニ注意ヲ要ス

第三、徵發ハ時ノ形勢ニ適應シタル手段ヲ以テ實施セサルヘカラス從ツテ當初ヨリ斷然タル高壓手段ヲ以テ之ニ臨ムヲ可トスルコト尠ナカラスト雖其成果ノ如何ハ住民ノ嚮背ニ關スルコト大ナリ故ニ住民ニ對シテハ勉メテ温和ナル手段ヲ擇ヒ軍ニ必要ナル物件ノ提供ヲ要求スル外他意ナキヲ示スト共ニ徒ニ危惧ノ念ヲ懷カシメ或ハ其習慣感情ヲ蹂躪シ敵愾心ヲ誘發スルカ如キ行爲ハ嚴ニ戒償スルヲ要ス

第四、徵發隊ノ兵力ハ敵情、住民ノ意嚮、徵發地域ノ地形、廣狹、徵發品種、數量或ハ徵發ニ使用シ得ル時間ノ多少等ニ依リ異ルモ必要ノ最小限ニ止ムルヲ可トス徵發隊ハ通常掩護隊ト實施隊トニ區分ス

徵發隊ニハ經理官ヲ同行セシメ徵發物件ノ處理ニ專任セシメ尙有爲ナル通譯ヲ附スルヲ可トス

第五、各部隊長ハ徵發實施ニ方リ徵發隊長ニ概ネ左記諸項ニ互リ命令スルヲ要ス

戰團間の給養法

- (一) 徵發地域
- (二) 徵發スヘキ品種數量
- (三) 徵發品ノ處置
- (四) 賠償ノ方法
- (五) 徵發實施ニ關スル注意事項

第六、徵發地域ニ部隊ノ宿營シアル場合ハ徵發隊長ハ豫メ當該會(露)營司令官ト所要ノ協定ヲ爲スヲ要ス

第二節 物資ノ徵集

第七、徵發隊長ハ徵發地域ニ至ラハ時ノ情況ニ依ルモ成ルヘク地方吏員或ハ名望家等ヲ召集シ溫和ニ左ノ諸件ヲ告達シ其任意提供ヲ交渉スヘシ

- (一) 徵發ノ趣旨
- (二) 徵發品種數量
- (三) 時刻、供出スヘキ地點
- (四) 賠償法
- (五) 要求ニ應セサル場合ノ處置

第八、地方吏員等前項ノ要求ヲ應諾シタルトキハ直ニ人質ヲ納ムル等ノ手段ニ依リ其違背ヲ豫防シ且履行ヲ嚴重ニ監視スルヲ要ス
 第九、地方吏員等任意提供ヲ承諾セサルカ又ハ其動作緩漫ニシテ時期ヲ失スト認ムルカ或ハ住民不在等ノ場合ニハ徵發隊ハ自ら搜索徵集ヲ行フヲ要ス

第十、前項ノ場合ニハ概ネ左ノ方法ニ依ルヲ可トス

- (一) 先ツ實施隊ヨリ下士ヲ長トスル數組ノ物資搜索班ヲ所要ノ地區ニ出シ速ニ物資ヲ搜索報告セシム
- (二) 徵發隊長ハ物資搜索班ノ報告ニ依リ知得シタル所ニ從ヒ迅速ニ所望ノ目的ヲ達シ得ル如ク徵發方法ヲ決定シ實施隊ヲ部署シ成ルヘク物資ノ豐富ナル箇所ヨリ逐次ニ徵集ヲ行フ
- (三) 徵集シタル物資ハ搬出及警戒ニ便ナル一地ニ集積シ所要ノ監視兵ヲ附シ且必要ニ應ジ直ニ搬送シ得ルノ準備ヲ爲シ置クヲ要ス

第十一、物資ノ徵集ニ關シテハ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

- (一) 非常ニ際シ各部隊長ニ於テ徵發ヲ行フ場合ノ給養品ノ數量ハ通常其當日必要缺クヘカラサル品種數量ニ止ムルヲ要ス
- (二) 徵發物資ノ數量ハ正確ニ調査シ殊ニ各戸ヨリ徵集シタル場合ニハ供出者區分ヲ明ナラシメ置クヲ要ス
- (三) 物資ハ假令多量ニ現在スルモ所命ノ數量以上ニ徵集スヘカラス
 現在物資ノ狀況ニ依リ相當代用品ニ變更スルハ妨ナシ
- (四) 住民ノ所要ヲ顧慮シ少クモ約三日分ノ糧秣ヲ殘置スルヲ要ス
- (五) 徵集後尙供出ノ餘裕アルモノニ就テハ其概要ヲ調査シ置クヘシ
- (六) 住民不在ノ場合ハ他メテ一定ノ家屋畑地等ヨリ徵集スルヲ可トス
- (七) 運搬其他ニ使用セシ諸材料中徵發セサル物件ハ確實ニ所有者ニ返還スルヲ要ス

第三節 警戒

第十二、徵發實施間徵發隊長ハ常ニ地方吏員又ハ名望家等ヲ隨行セシメ徵集ニ立會セシムルト共ニ之ヲ以テ人質トシ住民ノ騷擾違背等ヲ防止スルヲ可トス

第十三、徵發實施ニ直接武力ヲ用フル必要ナシト認メタル場合ニ在リテモ徵發隊長ハ徵發地域内外ノ警戒ヲ行フ等機宜ノ處置ヲ講戰闘間ノ給養法

シ危害ヲ未然ニ防止スルコトニ關シ遺漏アルヘカラス

第十四、徵發掩護隊ハ一部ヲ以テ徵發地域ノ前方ニ陣地ヲ占領シ斥候ヲ派遣シ或ハ部落ノ出入口ニ步哨ヲ配署スル等敵襲及住民ニ對シ警戒シ主力ヲ要地ニ控置シ不時ノ變化ニ備フルヲ可トス

又住民反抗ノ色アルカ如キ場合ニハ拂曉等住民ノ不意ニ乘シテ徵發地域ニ現出シ先ツ部落ノ周圍ヲ包圍シ或ハ要點ヲ占領シテ之ヲ威嚇シタル後實行スルヲ可トスルコトアリ

第十五、徵發隊徵發地域ヲ撤退スルニ方リテハ特ニ住民ノ氣配ニ注意シ各所ニ配置シタル兵力ヲ逐次ニ集結シタル後警戒ヲ嚴ニシ一舉ニ出發スルヲ可トス、敵襲ヲ受ケタル場合ニハ實施隊ハ徵發物件ノ直接物件ノ直接護衛隊トナリ掩護隊ハ後衛トナルヲ例トス

第四節 禁 制

第十六、徵發地域内ニ於テハ常ニ左ノ諸件ヲ嚴守スルヲ要ス

- (一) 住民ニ對シ濫リニ粗暴ノ言動ヲ爲スコトナク其感情ヲ害セサルコトニ注意スヘシ
- (二) 給養品以外ノ物品ハ一毫ト雖徵集スヘカラス殊ニ金錢其他貴重品並給養ニ關係ナキ物品ハ絕對ニ手ヲ觸ルヘカラス
- (三) 下士以下ハ命令ナクシテ家屋内ニ侵入スヘカラス又家屋内ニハ必ス二人以上同行シ單獨ニ入ルヲ禁ス
- (四) 一組ニ屬スル全員ハ常ニ一團トナリ集合シ許可ヲ得スシテ單獨ニ行動スルヲ得ス
- (五) 一切ノ物件ヲ故意ニ毀損壞滅スヘカラス

第五節 賠 償

第十七、徵發品ニ對シ直ニ現金ヲ支拂フ場合ハ徵發隊長ハ市町村吏等ニ該金額ヲ支拂ヒ其受領證(別紙様式)ヲ徵スヘシ

第十八、直ニ代金ヲ支拂ハサル場合ニハ徵發隊長ハ物件受領證(別紙様式)ヲ市町村吏等ニ交付スヘシ

第十九、住民不在ニシテ代金ノ支拂又ハ物件受領證ノ交付不能ナル場合ハ徵發セル物件ノ品種數量及代金又ハ物件受領證ノ交付地

等ヲ適當ナル場所ニ公示スヘシ

第六節 報 告

此場合ニハ公示ニ依リ届先ヲ受ケタル部隊ハ徵發實施部隊又ハ師團司令部ニ回付スルヲ要ス

第二十、徵發實施後部隊長ハ左ノ諸項ヲ速ニ師團長ニ報告スヘシ

- 一、徵發品種數量
- 二、徵發ノ要領
- 三、地方官憲住民等ノ意嚮
- 四、物資一般ノ狀況特ニ徵集ニ餘裕アル部落
- 五、特ニ採リタル處置
- 六、將來ニ關スル意見等

一、徵發物件受領證

様式、省略ス但規定ノ要件左ノ如シ

- 1. 品目、員數、單價、小計、總金額
- 2. 徵發年月日
- 3. 徵發地
- 4. 代價支拂月日及場所
- 5. 徵發隊長署名

戰間期の給養法

- 6. 代金受領権利者ノ住所氏名
 - 7. 供出者内譯(之ヲ要スル場合ノミ)
- 二、徴發代金受領證
- 1. 品目、員數、原價、小計、總金額
 - 2. 徴發及代金交付年月日
 - 3. 徴發地
 - 4. 徴發部隊長
 - 5. 代金受領者住所氏名

四、徴發實施方法

- 1. 聯隊長より某中隊長に徴發要員の差出を命ず
- 2. 聯隊長より徴發隊長に徴發に關する命令を與へ尙實施上軍紀等を濫る等のことなき様注意を新にす
 徴發隊長亦出發に先ち右の主旨を懇々部下に注意し徴發規則徹底を期す
- 3. 徴發隊長は調辨地區を左の如く配當す
 高橋〔糧食及大麥所要高の三分の二量〕
 〔藥及木炭所要全量〕
 中澤〔糧食及大麥不足〕
 〔即ち三分の一量〕

4. 徴發隊を左の如く編成す

- 掩護隊(中澤のみ)騎兵一分隊
- 高橋 隊長及騎兵一分隊
- 中澤 某中(少)尉及騎兵一分隊

5. 徴發の實行

人民逃亡し現住しあらざるへきに依り各戸を捜査するの外なかるへし
 徴發の順序左の如し
 高橋は二班に分ち(第一班は糧食及大麥) (第二班は野菜、藥、燃料)
 中澤は班別を行はす
 將校の指揮に依り大なる農家より着手し逐次戸々に徴集し一、二ヶ所に假集積の上高橋小學校及無名祠に搬送す
 徴發物件に對しては所有主に所定の受領證を交付し代金受領の爲高橋小學校に來る様示す
 中澤に於て掩護隊は出入口に歩哨を出し一切の出入を嚴禁す而して不穩の舉動あるものを捕へ騷擾を防止す

徴發隊長は徴發實施の監視統一に任す特に軍紀の紊亂を防ぎ掠奪の弊に陥らざることに注意す

6. 賠償

主計は徴發隊長より徴發物件の通知を受け標準價格に依り現金にて賠償す供出者不在の時は村役場及區内數ヶ所に請求の方法を公示す

7. 徴發終了せは直に情況を聯隊長に報告す

五、主計の任務

1. 聯隊長を補佐し徴發實施の計畫、命令案、徴發規則を起案し聯隊長に意見を具申す

2. 徴發隊長に徴發の要領を懇切に教示す

3. 高橋小學校及無名祠に於て現品を受領し徴發品に對する賠償を爲す

第三問題

一、師團明九日以後ノ行動ヲ判斷シ給養上師團經理部長ハ如何ナル處置ヲ爲サントスルヤ

講評

一、師團の行動判斷

種々に師團の行動を判斷せしものあるも師團經理部長としては師團明九日中に追撃に移るも或は攻撃效を奏せず其儘陣地附近に在りて夜を徹するに至るも給養上何れにても差支へなき如く腹案を定め置くこと必要なり此前提を基礎とし本問題を研究せんとす

二、楯岡の物資蒐集

1. 楯岡に物資蒐集の目的師團敵陣地攻撃間の給養及追撃に伴ふ準備として楯岡に糧秣集積せんとするもの、追撃を顧慮し同じく物資を集積せんとするものあり、追撃準備用糧秣の集積は原則として兵站の任務なり本情況に於ては兵站の推進捗々しからず兵站は十五日にあらされは山形に到着せざる情況なるを以て師團は兵站に倚賴することなく自ら前進の準備を整へんとするものなれば同意なり要するに本糧秣の集積は兵站の延伸を助長する意味なることを承知しあらざるへからず即楯岡には師團攻撃間の所要及追撃に伴ふ補給用として糧秣を集積するを可とす

2. 楯岡野戰倉庫の集積量第四問題として別に研究す

三、携帶糧秣の前途

爾後に於ける携帶糧秣の使用を顧慮し之を前送せるもの多きは可なり而して其處置に關し左の二案あり

1. 兵站輜重兵中隊に積載しある携帶糧秣一中隊分(乙)を師團輜重に積載替を行はんとするもの

2. 兵站輜重中隊二箇に携帶糧秣を積載し直接楯岡に進め同地に於て師團に交付せんとするもの

今第一第二案を比較研究するに九日夕携帶糧秣を使用するものと假定し

第一案、師團輜重兵中隊に積載し天童附近に(輜重は天童附近に位置するなるへし)止むるを可とするや

第二案、楯岡に送致するを可とするや

前者の場合に於て携帶糧秣を補充する爲には輜重を楯岡附近に進め一旦糧秣交付所附近に於て卸下し大行李に積載せざるへからず、要するに今夜之を使用するものとし補充を迅速ならしむる點に於て遠き位置に在るよりも近き位置に現在

する第二案を以て優れりとす。

尙師團本日中追撃に移ると假定し一中隊に携帶糧秣を積載すとせば爾後に於ける尋常糧秣の補充の爲には一中隊のみにて補充に任せざるへからずして其任に耐へざるに至るや明かなり此點より見るも第一案は不利なるへし
追撃の場合は師團輜重には全部尋常糧秣を積ましめ兵站輜重の一又は二箇に携帶糧秣を積載して(此糧秣は楯岡にて更に前進途中積載す)前進せしむるを適當とすへし

從來糧食縦列○箇を師團輜重中隊○箇に改められたる結果携帶糧秣の携行及其補充法に關しては研究の要甚大なりとす

四、兵站の推進其他

1. 兵站の推進を促進する如く軍司令官に意見を具申するの考案あり兵站としても大に其推進に努力しあるへし此際師團としては寧ろ兵站到に依頼せざるの決心を以て自ら師團爾後の補給に對する處置を爲すを可とす

2. 兵站輜重中隊を師團長の指揮下に入らしむる如く軍司令官に意見を具申せるものあり師團輜重中隊○箇を○箇に減せられたるは師團の後方機關を輕快に

し師團の行動を敏活ならしめんとし兵站到對しては従前に比し一層の活動を要求せられたるものとす此趣旨よりして特に事由なき限り師團長の指揮下に合することは適當ならず(敵に遠き場合の給養第五問題評及原則の部第五〇兵站よりの軍需品補給に兵站輸送機關を師團に配屬する場合参照)

五、大行李の給養援助

大行李の給養援助の爲師團經理部員一を配屬すとの考案あり大行李獨立宿營する場合給養の責任者は大行李長とす情況に依り經理部員を派し給養を援助せしむるは大に可なるへし然れとも其援助を要する場合は物資の豊富ならざる等特に其要あるときに限るへし本情況に於ては大行李は楯岡附近に宿營し糧秣は楯岡野戰倉庫より補充を受け得るを以て特に部員を配屬して援助せしむるの要なかるへし

原 案

- 一、師團爾後の補給(追撃に移る場合)を顧慮し〇日分の糧秣を楯岡に集積せしむ
生肉類、加給品、重患者食品若干も併せ蒐集す(集積量集積日次運搬具の調査法に關しては第四問題にて研究す)
- 二、兵站輜重兵中隊二箇を楯岡に進め其積載携帶糧秣(乙)を明九日正午迄師團經理部員(野戰倉庫)に交付せしむ

- 三、山形野戰倉庫を遅くも明後十日中に兵站到引繼く
- 二、三項は直に兵站到交渉の上實施す
- 四、尾花澤の物資を調査し其利用を計畫す
- 五、兵站到左の件を通報す
 1. 師團追撃に移る場合を顧慮し楯岡に糧秣師團の〇日分を集積せること
 2. 追撃に移る場合兵站輜重中隊の補給は十一日迄は師團楯岡野戰倉庫に於て擔任する豫定なること

原案の説明

師團追撃の場合楯手附近を追撃目標と爲すこととして之か補給に差支なき如く楯岡に糧秣を集積し(兵站十日山形着なるを以て師團の前進に伴ひ其推進は見込なきものとして)又攻撃進捗せざる場合を顧慮し九日夜の給養の爲(1)楯岡に所要の糧秣を集積し(2)携帶糧秣を同地に卸集積せしめ(3)生肉、加給、重患者食品をも調辨して給養の萬全を期し尙進んで(4)尾花澤の物資を調査し其利用を計畫せんとす即師團追撃に移るも攻撃進捗せず其儘陣地に固着するも差支なき如く準備を爲さんとす

第四問題

一、楯岡師團野戰倉庫ニ集積スヘキ糧秣ノ數量ヲ如何ニ定ムヘキヤ

原案

尋常糧秣四日分及携帶糧秣二日分とす

九日正午兵站輜重兵中隊を以て前送の携帶糧秣二日分、同中隊に補充すヘキ尋常糧秣二日分、九日給養に充つるもの一日分、追撃間補給に充つるものの豫備一日分

説明

一、九日正午兵站輜重兵中隊を以て前送し來る携帶糧秣二日分に就ては特に説明の要なし

二、同兵站輜重兵中隊の補充を楯岡に於て爲すの理由

兵站輜重兵中隊は八日夕山形附近(山形北端)に到着しあるヘシ(敵に遠き場合の給養法)九日朝宿營地出發楯岡に至り其積載品(携帶糧秣)を交付し山形に歸還し同地附近に宿營(同案二)するは寧ろ穩當の處置なるヘシ

本情況に於て戰況我に有利に進展し追撃に移ることを顧慮せば兵站輜重兵中隊

は九日夕には東根附近に位置しあるを適當とす一度山形に復歸せんか即日更に楯岡附近に到着せんは不可能のことなり反對に戰況我に不利にして退却のことあるときは楯岡の物資を敵手に委せざる爲には同地附近の物資にて之を補充し置くを可とすヘシ

(参考)

此場合兵站輜重中隊ハ師團ノ管区内ニ行動スルコトナル而モ九日夕ハ東根附近ニ位置スルコトナルヘシ師團管区内ニ於ケル行動ニ關シ陣中要務令第五〇〇中ニ左ノ規定アリ

兵站輸送機關ニシテ軍ノ直轄管区内ニ行動スルモノハ同管区ニ在ル高級指揮官若ハ之ニ屬スル輜重隊長等ヨリ所要ノ區處ヲ受ケシムルモノトス

三、九日所要の糧秣一日分を準備せしは戰況我に有利に進捗するも九日中に敵の退却するものとは判断し得ざるヘシ即ち九日は携帶糧秣を使用するも、大行李のものを使用するも何れにても差支なき如く一日分を準備せり

四、追撃準備用として更に一日分を準備せし理由

師團の追撃有利に進展せる場合を豫想し輜重の運行を圖示すれば別紙の如し本表に於て十二日兵站は楯岡に推進し來るものとはせは十一日迄は補充を必要とせざることとなる

然れとも追撃か斯くの如く有利に進捗せざる場合あるべきを顧慮し萬一の豫備として更に一日分を集積することとせり

情 況 第三

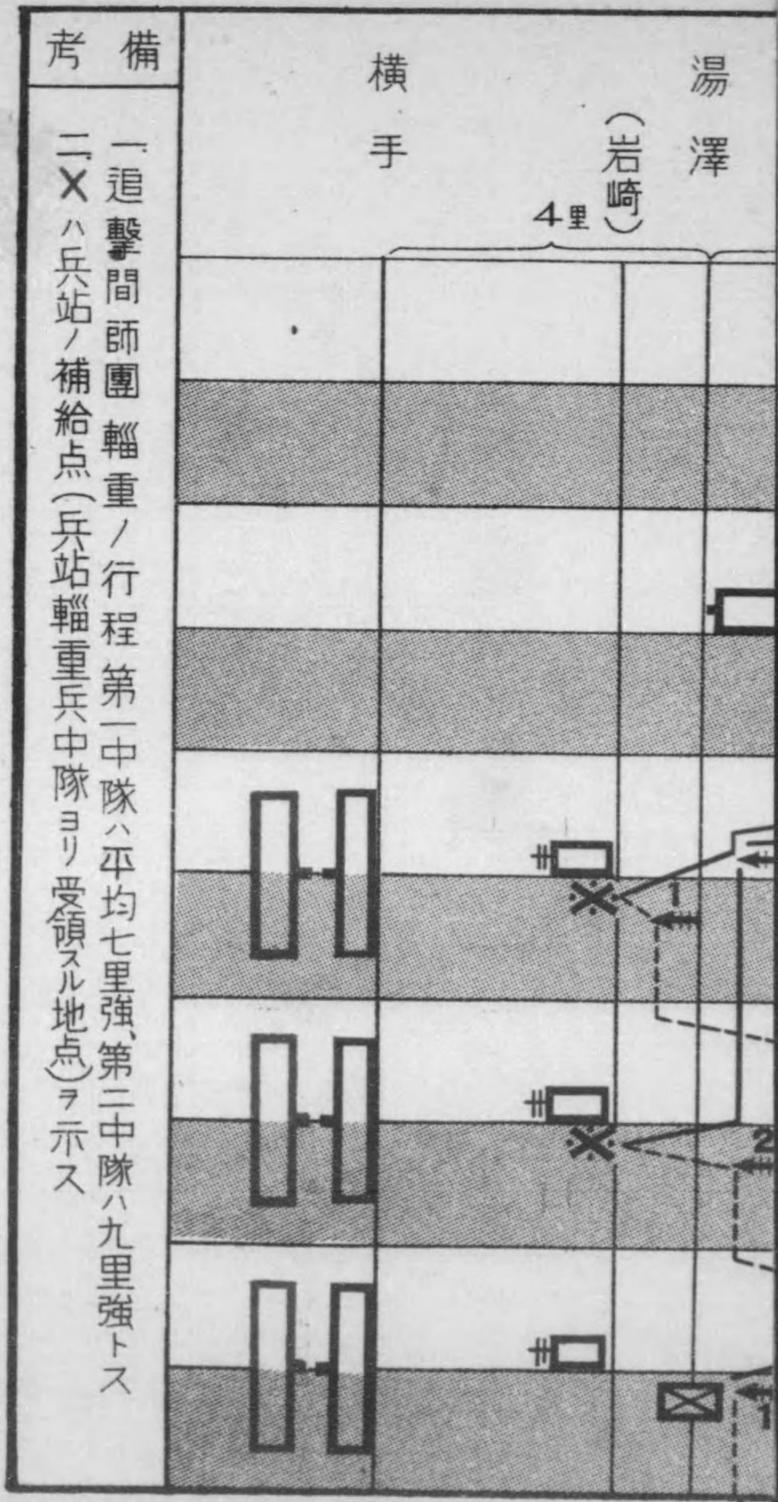
一、師團は七月八日夜半より行動を開始し午前四時各部隊は豫定の通り攻撃準備の位置に就くを得たり
師團は黎明と共に砲撃を開始し逐時攻撃前進に移る斯くして全線に互り銃砲聲を開く

午前六時第一線歩兵は敵に接近し射撃を開始す、敵の歩、砲火猛烈にして漸次前進困難となる

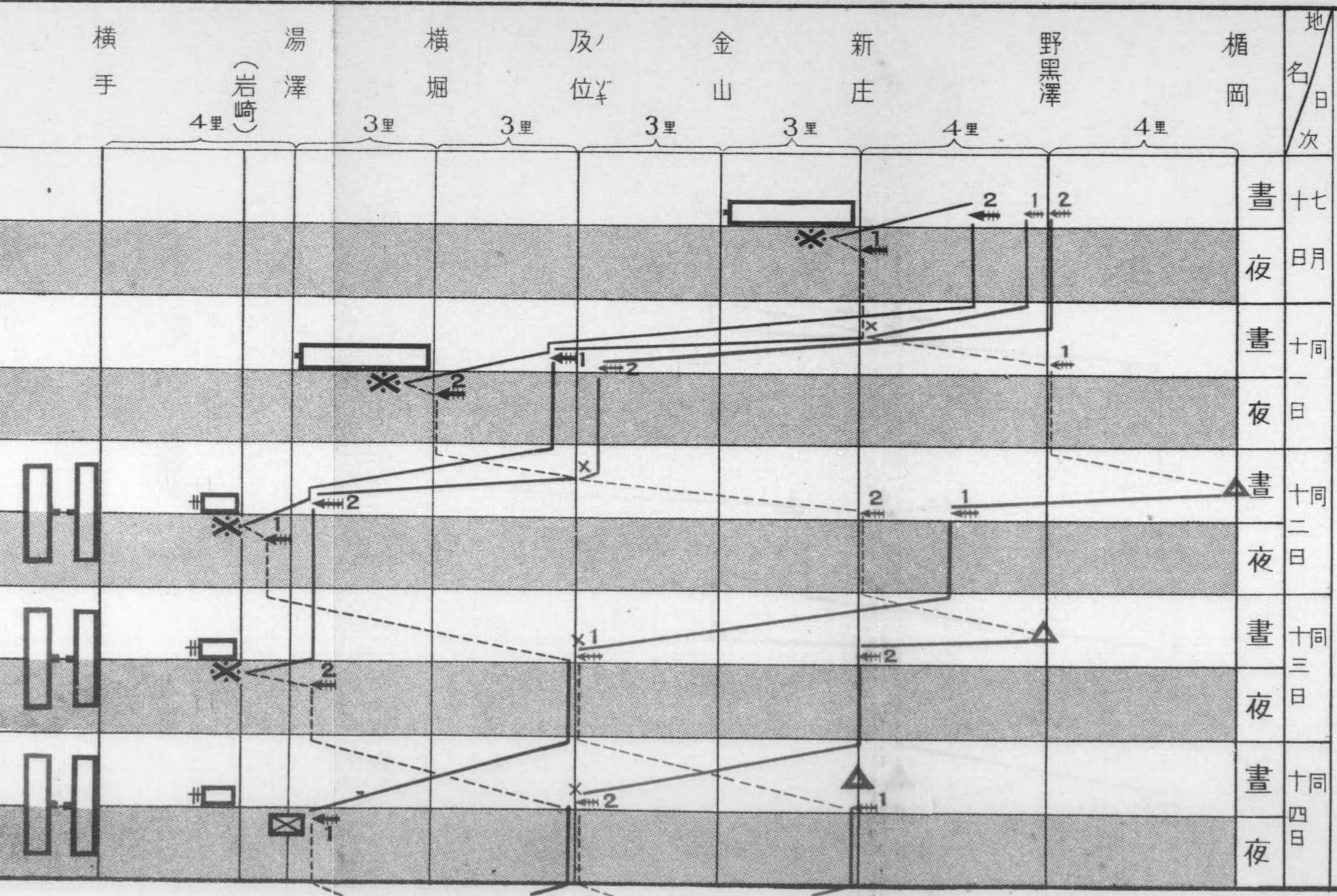
敵の砲兵は寺内西方及蘆澤附近に位置す蘆澤附近の砲兵は重砲兵なるか如く盛に我砲兵及左翼方面の歩兵を射撃す

田澤西方^{175.5}高地の敵は其散兵壕より盛に我か右翼方面を射撃す尾花澤北方地區に位置せる我主力砲兵は敵砲兵特に蘆澤附近の敵砲兵の制壓に努め岩ヶ袋附近の我砲兵亦之に協力しつつあり斯くして砲聲殷々全線に漲る

此間我第一線は勇躍前進して益々敵陣地に近迫す敵亦頑強に陣地を固守し屢々



師團ノ追撃ニ伴フ輜重ノ運行計画圖表

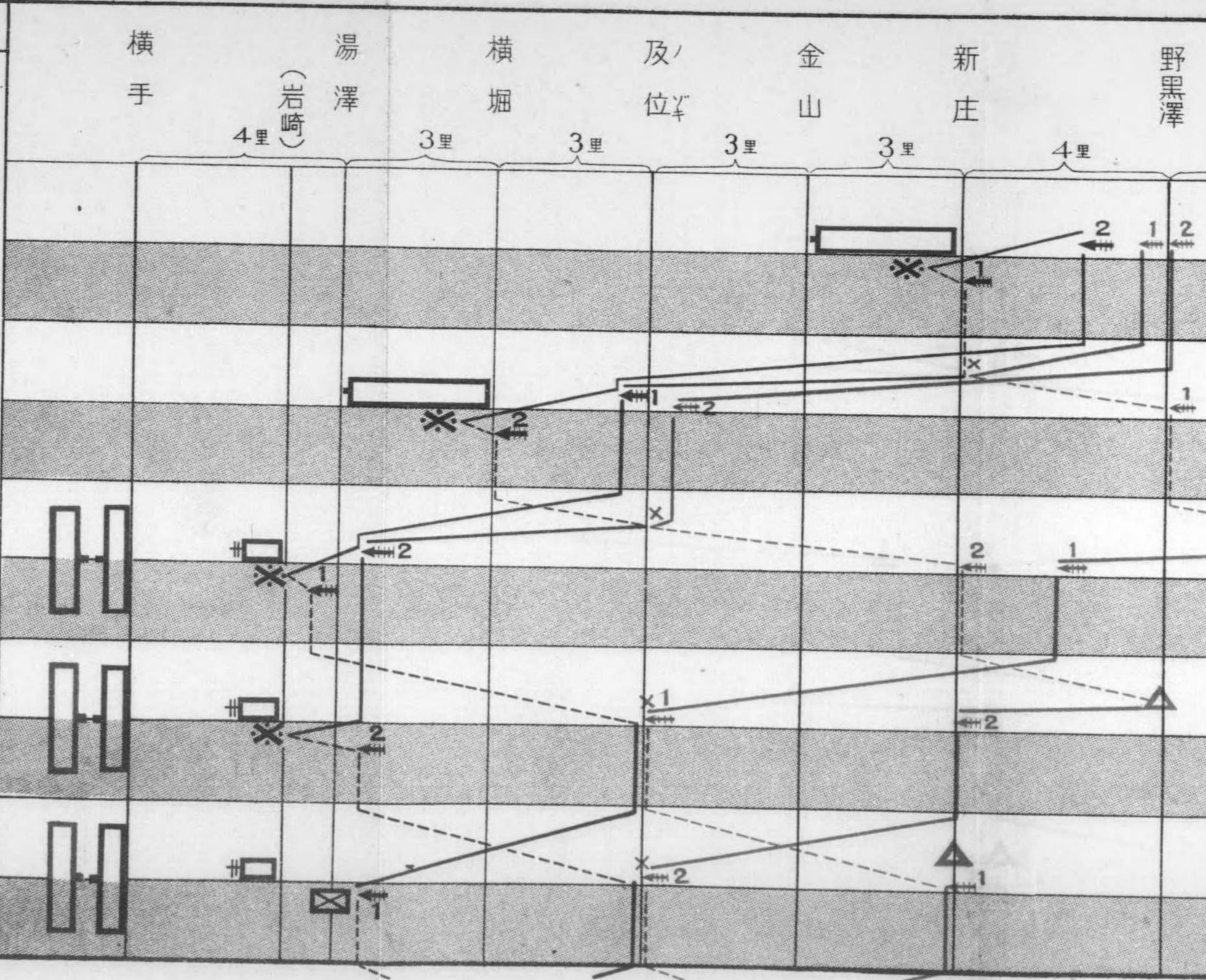


敵の砲兵は寺内西方及蘆澤附近に位置す蘆澤附近の砲兵は重砲兵なるか如く盛に我砲兵及左翼方面の歩兵を射撃す
 田澤西方175.5高地の敵は其散兵壕より盛に我右翼方面を射撃す尾花澤北方地區に位置せる我主力砲兵は敵砲兵特に蘆澤附近の敵砲兵の制壓に努め岩ヶ袋附近の我砲兵亦之に協力しつつあり斯くして砲聲殷々全線に漲る
 此間我第一線は勇躍前進して益々敵陣地に近迫す敵亦頑強に陣地を固守し屢々

地名	日次	時間
楯岡	十七日	晝
野黒澤	十七日	夜
新庄	十八日	晝
及ノ位	十八日	夜
横堀	十九日	晝
湯澤	十九日	夜
横手	二十日	晝
横手	二十日	夜
横手	二十一日	晝
横手	二十一日	夜
横手	二十二日	晝
横手	二十二日	夜

考 備

一 追撃間師團輜重ノ行程第一中隊ハ平均七里強、第二中隊ハ九里強トス
二 Xハ兵站ノ補給点(兵站輜重兵中隊ヨリ受領スル地点)ヲ示ス



我に向て逆襲を試み來れり我中央隊及左翼隊は敵の猛射を浴びつつ前進を敢行し攻撃概して我に有利に進捗しつつあり

午前十時飛行隊長より左の報告を受く

砲十數門を有する敵の一縱隊(歩兵約一萬二千)は湯澤方向より前進し本九日午前十時頃

院内町を通過して南下せり

師團長は豫備隊より歩兵一大隊を主力方面に増加し一舉に敵陣地の奪取に努む我砲兵亦之に應し極力田澤西方高地の敵を猛射せり之か爲該地附近の敵は多少動搖の色あり其機に乘し我主力方面は更に勇を鼓し敵陣地に肉薄す時正に正午なり

斯くして午後二時頃我中央隊及右翼隊に於て敵の第一線を占領し得たるも爾後戦闘は交綏の状態となり依然現況を維持して夜に入る

二、日没時に於ける師團各部隊の位置(衛生隊野戰病院を除く)左の如し

騎兵隊

牛房野附近に於て敵騎兵と相對す

右翼隊

戦間期の給養法

(歩兵第一旅團歩兵第四聯隊第二大隊)田澤西方高地脚
 中央隊
 歩兵第二旅團(第四聯隊缺)野黒澤南方野尻川の線
 左翼隊
 歩兵四聯隊第一大隊(騎兵一分隊共)鷹巢北方地區
 砲兵隊
 野砲兵第一聯隊(第一大隊缺)尾花澤北端
 同第一大隊海谷北端
 豫備隊

師團司令部尾花澤
 歩兵第四聯隊第三大隊 } 和合
 工兵第一大隊

三、此日大行李は金谷附近に、先進輜重隊は横内附近に其他の師團輜重は天童、漆山間に位置しあり

楯岡師團野戰倉庫には本九日正午迄に携帶糧秣(乙)二日分他に尋常糧秣四日分其

他加給品類の集積を了りたり

兵站の先遣參謀以下は本九日朝山形に達し兵站地の開設を準備しつつあり

第五問題

一、師團本夜ノ給養法(行李輜重ノ給養ヲ除ク)

講評並原案

一、給養法は左の二案に分れたり

1. 第一線歩兵隊(騎兵聯隊共)は携帶糧秣、豫備隊及砲兵隊は現地にて調辨せるものに依る

2. 師團全部携帶糧秣に依る(第一線は携帶(乙)を豫備隊は(甲)となるへし)

第一案の理由は豫備隊及砲兵隊の位置せる後方尾花澤、大石田附近の物資の状況は師團經理部に於て昨夕來調査を爲しあるに依り現地物資の利用(豫備隊の分不足なれは尾花澤より融通す)は左して困難ならざるへし何れにしても補足品の調辨を必要とする此状況に於てをや又陣中要務令第四三九に携帶糧秣は他に給養の方法なく已むを得ざる場合にあらされは之を用ふへからすとあり故に一部隊にても現地物資を利用し得べき情

況に於ては携帶糧秣の使用は之を避くるを可とすへしと

右は現地物資利用の主義より又携帶糧秣の愛惜の上より見て至當の意見なるか
如し然れども本情況に於ては特に右の理由により第二案を適當と見解す

戰時給養の目的は結局に於て敵に勝つに在り而して本情況を見るに本朝來戰況
我に少しく有利にして師團長以下必勝を期して攻撃に任しあるも敵亦甚た頑強に
して容易に敵陣地を抜く能はず而かも情報に依れば有力なる敵部隊明日中には戰
場に到着せんとする形勢を示しあり

此場合師團長並幕僚以下の腦中如何にして敵に勝つべきかの外何物もなかるへ
し各機關の將に爲さんとする所も唯戰勝を期するの一點に集中せられあるの狀態
に在り

此環境に立ち師團長より經理部長に對し本夜の給養は如何にせんかと下問せら
れたる場合經理部長としては師團長の御希望如何なる給養法にても採り得る如
く一切の準備を整へありと答へんとするものなり

作戰のみの要求を以てすれば總ての給養方法中各自の携帶するものを以て給養
する方法は最も簡易にして最良の方法なりと云ふへし

携帶糧秣(甲)を使用する場合に於ても調辨、受領、分配等の煩を除き直に炊事に着手
することを得へし、携帶糧秣を使用するは他に給養の方法なき場合とあるも此場合
之を使用することに依り戰勝を期する一助たる場合而も爾後の補給に支障なく準
備せられある本情況に於ては進んで之を使用すへきなり之か使用を顧慮し前日來
其準備を整へあるに於てをや

要するに此場合に作戰を主とし敵に勝つの意義に於て携帶糧秣を使用し些少
にても此本旨に添はさるものは之を捨つるの意に出でたるものなり斯くして師團
經理部長は始て給養上師團長の有爲なる補佐官たり得へきなり

(参照) 携帶糧秣使用ノ場合ニ於ケル給養命令ノ形式原則ノ部第四三九第三携帶糧秣ノ使用ト給養命令

第六問題

原案

一、七月九日夜ノ給養ノ爲師團經理部長ノ爲スヘキ處置

一、携帶糧秣の補充

二、補足品の調辨

戰團間の給養法

- 三、増食の支給
- 四、大行李炊具の配當

研究竝原案ノ説明

一、携帶糧秣の補充

1. 本日の給養命令は左の如くなるへし

給養は携帶糧秣に依るへし補充は本九日午後六時より楯岡野戦倉庫に於てす

(註)携帶糧秣ノ補充ハ報告ヲ待チ補充スルヲ本則トスルモ茲ニハ爾後ノ戦闘推移ヲ判断シ直ニ補充ヲ行ハシムルモノトシテ研究ス

2. 携帶糧秣補充の要領

大行李糧秣の車輛中携帶糧秣受領の爲所要の車輛は其積載品を宿營地に卸下し本道上を尾花澤に向て前進す(左翼隊の分は土生田より分れ大石田に向ふ)尾花澤、大石田の前方は馱載の方法により差支なき地點(大隊本部等に豫備隊位置)に送付す、大隊附主計は各中隊給養掛下士を集め之を分配す各中隊への運搬は豫備隊の兵力に依る

(註)携帶糧秣受領ノ爲所要ノ車輛ハ大行李ノ糧秣車輛全部ニアラサルコトニ注意スヘシ乘馬隊ニ於テ殊ニ然リトス(別表参照)

別表

野砲兵聯隊(尋常糧秣) 携帶糧秣(大行李車輛數調)

一、編制

馬匹(乘鞍馬(行李馱馬を除く)行李馱馬)

二、梱包、車輛數

(糧秣は)

(甲)尋常糧秣(一日分)

品目	區分	所要量	梱包數	大行李車輛數	摘要
精	米			八	
精	麥			三	
罐詰	肉			三	
醬油	エキス			一	
大	麥			五一	
計				六六	糧食一日分、馬糧二日分トスレハ〇〇〇輛

(乙)携帶糧秣(一日分)

品目	區分	所要量	梱包數	大行李車輛數	摘要
乾	麵			一三	
砲					

戦闘間の給養法

(3) 一人一ヶ月酒五合甘味品七十五匁紙巻煙草百本以内に於て臨時加給ス但戦闘動作ノ爲特ニ飲食物加給ノ要アルトキハ本文標準ニ據ラサルコトヲ得
 前項ノ加給權ハ師團ニ在リテハ師團長、支隊ニ在リテハ支隊長ニ委任シ之ニ要スル現品ハ軍又ハ兵站倉庫ヨリ受領スヘシ但シ交付品不足又ハ輸送困難ノ場合ハ現地調辨品ヲ用フルコトヲ得

糧食品加給權ノ委任 (第三軍)
 清酒其他加給品ハ軍ノ命令ヲ以テ實行シ來リタルモ目下ノ狀況攻圍線ニ在ル部隊ニ於テ加給ヲ行ハレサル場合アルヲ顧慮シ三十七年九月第二句ニ於テ軍司令官ヨリ各師團長ニ清酒百石宛砲兵第二旅團長ニ二十五石、攻城砲兵司令官ニ六十石ノ使用權ヲ委シ適宜ノ時機ヲ計リ加給スルコトトセリ

五、大行李炊具の配當

1. 炊具○○組は此狀況に在りては主として第一線部隊の給養に充つる目的を以て配當するを可とすへし

右翼隊

歩兵第四聯隊第二大隊

○組

歩兵第一旅團

聯隊○組

中央隊

第二旅團(歩兵第四聯隊缺)

○組

左翼隊

歩兵第四聯隊第一大隊

○組

師團司令部

○組

炊具は尾花澤及井出に送附し同地にて炊事を行はしむ

2. 炊事

一大隊に僅かに二組(一組は竈二釜三なるを以て左の計算に依り僅かに増食)一食を炊事し得るに止まるへし

一釜 一斗八升(中釜を用ふるときは八升)

歩兵一大隊の人員 ○○○人

一人二合宛とし ○石○斗○升○合(四釜にて約三回)

一回炊事の時間約四十分(炊事に着手迄の時間は此外とす)

(参照)大行李炊具に依る合同炊事實施の要領作戦給養作業の参考及作戦給養要圖例